

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

# 高齢者 いきいき甲府プラン

- ・高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・認知症施策推進計画





## はじめに

わが国では、少子高齢化が進行しており、今後、国民の医療や介護の需要が更に増えていくことが見込まれています。また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域においても生活を支えていく必要があります。

このような状況の中、国では、令和5（2023）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を公布し、認知症の人を含めた国民一人ひとりが支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指すこととしました。

また高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などが推進されています。

こうしたことから、本プランは、令和3（2021）年度に、「高齢者いきいき甲府プラン」とした名称を引き継ぐ中で、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念である「共に支え合えだれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」を踏まえて、「第10次甲府市高齢者保健福祉計画」、「第9次甲府市介護保険事業計画」、「認知症施策推進計画」を一体的なものとして策定しております。

また、高齢化が一層進む中で、本市の目指していく姿として、「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまち」を引き続き掲げ、互いに支え合う地域包括ケア体制を「地域共生社会の実現」に向けた中心的な役割としていくために、各施策や事業がつながりを持ちながら全ての高齢者に対し、その状況に応じたサービスを提供できるよう本プランに位置付けた取組を推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「甲府市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月



甲府市長 樋口 雄一

# 目次

---

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の名称 .....	2
3 他の分野別計画等との関係 .....	3
4 計画におけるSDGs*の考え方 .....	4
5 計画の期間 .....	4
6 計画の根拠法令等 .....	5
7 計画の策定体制 .....	6
(1)「甲府市社会福祉審議会」による検討 .....	6
(2) 市民意見の聴取等の実施 .....	6
(3) 関係部局連携による検討 .....	8
8 計画の進行管理 .....	8
<b>第2章 高齢者の現状と今後の推移</b> .....	9
1 高齢者人口等の現状と今後の推移 .....	9
(1) 本市の人口の推移と推計 .....	9
(2) 前期・後期高齢者の状況 .....	10
2 高齢者のいる世帯の現状と今後の推移 .....	11
(1) 高齢者のいる世帯の状況 .....	11
(2) 一人暮らし高齢者数の現状と推移 .....	12
(3) 認知症高齢者数の現状と推移 .....	12
3 高齢者の地域別現状 .....	13
4 要介護等認定者の現状と今後の推移 .....	15
5 高齢者の現状を踏まえた課題 .....	17
6 高齢者の実態調査結果 .....	18
7 介護保険サービスの現状 .....	22
<b>第3章 甲府市の目指すべき姿と地域包括ケア体制</b> .....	23
1 甲府市の目指すべき姿 .....	23
2 甲府市の目指す地域包括ケア体制 .....	24
<b>第4章 計画目標と施策体系</b> .....	26
1 計画目標 .....	26
2 施策と施策の方向 .....	27
3 施策体系 .....	29

<b>第5章 施策の展開</b> .....	30
<b>計画目標1 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する</b> .....	31
施策1 健康づくりの推進 .....	31
施策2 生きがいづくりの推進 .....	36
<b>計画目標2 地域の協働*による暮らしの支え合いを充実する</b> .....	41
施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進 .....	41
施策4 地域における生活支援・介護予防の充実 .....	47
施策5 高齢者の権利擁護*の推進 .....	56
施策6 安全・安心な暮らしの確保 .....	59
<b>計画目標3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる</b> .....	63
施策7 介護サービスの充実 .....	63
施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化 .....	68
施策9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進 .....	76
<b>第6章 介護サービス量等の見込み</b> .....	92
1 日常生活圏域 .....	92
(1) 日常生活圏域の考え方 .....	92
(2) 日常生活圏域の設定 .....	92
(3) 日常生活圏域の特徴 .....	93
2 介護保険給付等の見込み .....	97
(1) 居宅サービス .....	102
(2) 施設サービス .....	116
(3) 地域密着型サービスの充実 .....	119
(4) 日常生活圏域ごとの見込量 .....	127
(5) 養護老人ホームと軽費老人ホームの見込量 .....	129
3 介護予防・重症化防止と介護給付の適正化 .....	130
(1) 介護予防・重症化防止への取組 .....	130
(2) 介護給付の適正化への取組 .....	133
4 第1号被保険者の保険料基準額 .....	134
(1) 保険給付費等の算出方法 .....	134
(2) 給付費の推計と第1号被保険者の保険料で負担すべき事業費 .....	135
(3) 第1号被保険者の介護保険料 .....	138



資料編 .....	141
1 策定経緯 .....	141
2 甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要領と委員名簿 .....	142
3 用語解説 .....	144

注) 本文中の「\*」については、巻末に用語解説を入れています。



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

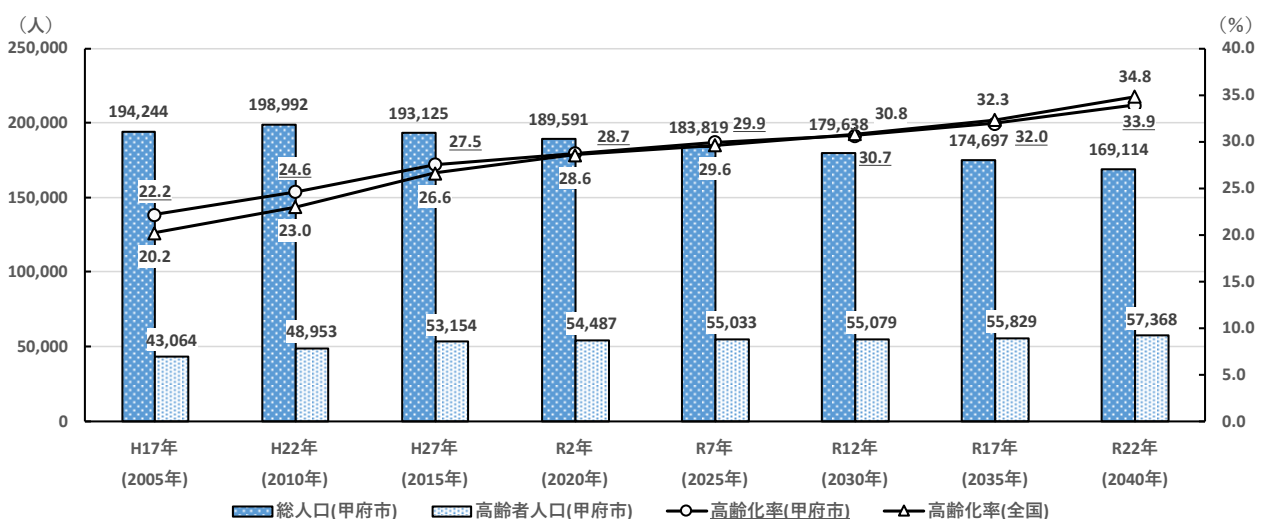
本市の令和2（2020）年の高齢化率は28.7%で、国の高齢化率の28.6%より高くなっています。総人口の減少傾向と高齢化率の増加傾向にあり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には総人口が18.3万人まで減少し、高齢化率は29.9%になると推計されています。

今後も高齢化率は上昇を続け、国では令和12（2030）年に30.8%、令和22（2040）年には34.8%で約2.9人に1人が高齢者となる社会が到来することが想定されます。

今後は、更なる高齢化が見込まれ、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者の増加が予測される中、ますます多様化するニーズへの対応や持続可能な仕組みづくりが必要とされます。高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、可能な限り社会とつながることで生きがいを持った暮らしを続けられること、身近な地域での通いの場や活躍の場へつながることができること、医療から介護へ、介護から医療へと安心してつながる体制が確立されることなどによって、最期まで高齢者とその家族を地域社会全体で共に支え合う「地域包括ケア体制」を更に深め、有機的に機能させていく取組が重要です。

さらに、令和5（2023）年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が推進されることとなりました。

本計画は、こうした背景を踏まえ、本市の高齢者に関連する施策をこれまで以上に充実させ、高齢者やその家族・地域・事業者等とともに、強力に推進していくことを目指して、本市の高齢者分野の施策・事業や市民参加の羅針盤とすることを目的に策定するものです。



(資料) 平成17（2005）～令和2（2020）年は国勢調査（各年10月1日）、令和7（2025）年以降は甲府市福祉保健部推計（各年10月1日）による  
※平成22（2010）年以降は旧中道町と旧上九一色村北部を含む。

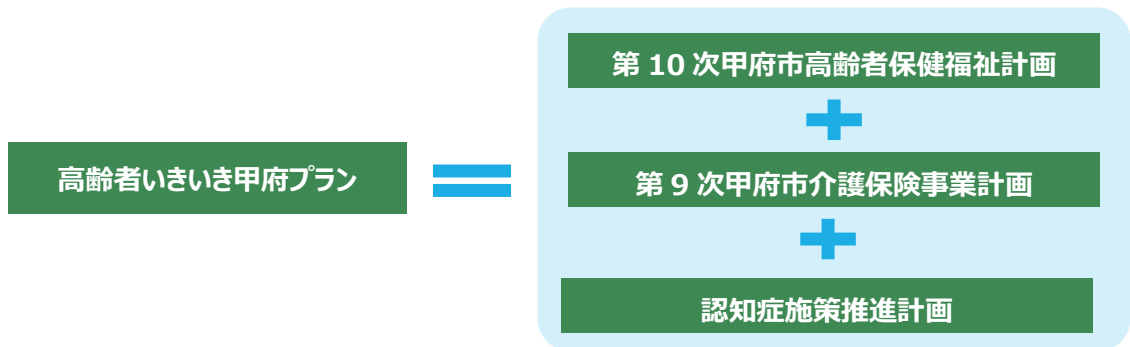
## 2 計画の名称

本計画の名称は、「高齢者いきいき甲府プラン」とします。

本市では、平成15（2003）年度から令和2（2020）年度まで、「甲府市高齢者支援計画」を策定し、高齢者を支援する観点に重きを置き、その取組を進めてきましたが、平均寿命の延伸、少子高齢化が進み、さらなる高齢社会の進展が見込まれる中、高齢者が互いに支え合う支援の担い手となることで、生きがいを創出し、常に健康を意識し自ら健康づくりに取り組む主体として活動することが、大変重要であると考えています。

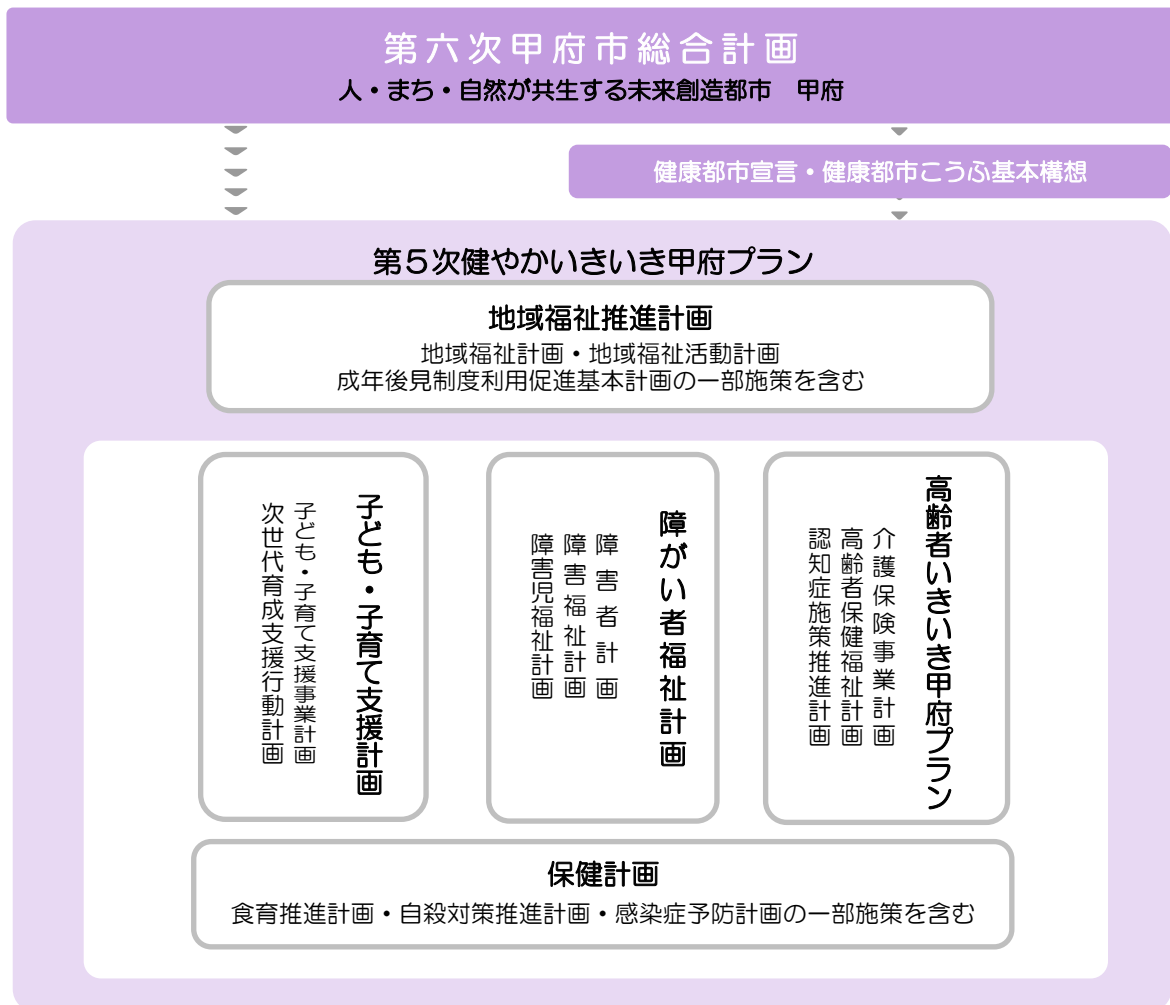
こうした背景の中、健康都市を宣言した本市では、住み慣れた地域における高齢者一人ひとりの役割が生きがいにも通じ、さらなる健康寿命\*の延伸につながるとともに、地域の健康、まちの健康の好循環を生み出していくことができるよう本計画では高齢者がいきいきと活躍している取組を推進していくことから、令和3（2021）年度に計画の名称を変更しました。

なお、本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「第10次甲府市高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「第9次甲府市介護保険事業計画」及び共生社会を実現するための認知症基本法第13条の規定に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定した計画です。





### 3 他の分野別計画等との関係



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しています。

本計画は、本市が総合的・計画的に市政運営を進めるための指針となる最上位計画「第六次甲府市総合計画」及び「人」「地域」「まち」の「健康づくり」に取り組み、「元気 City こうふ」の実現を目指す「健康都市こうふ基本構想」を背景に、甲府市の保健福祉施策を推進する「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する5分野の個別計画の1つとして推進するものです。

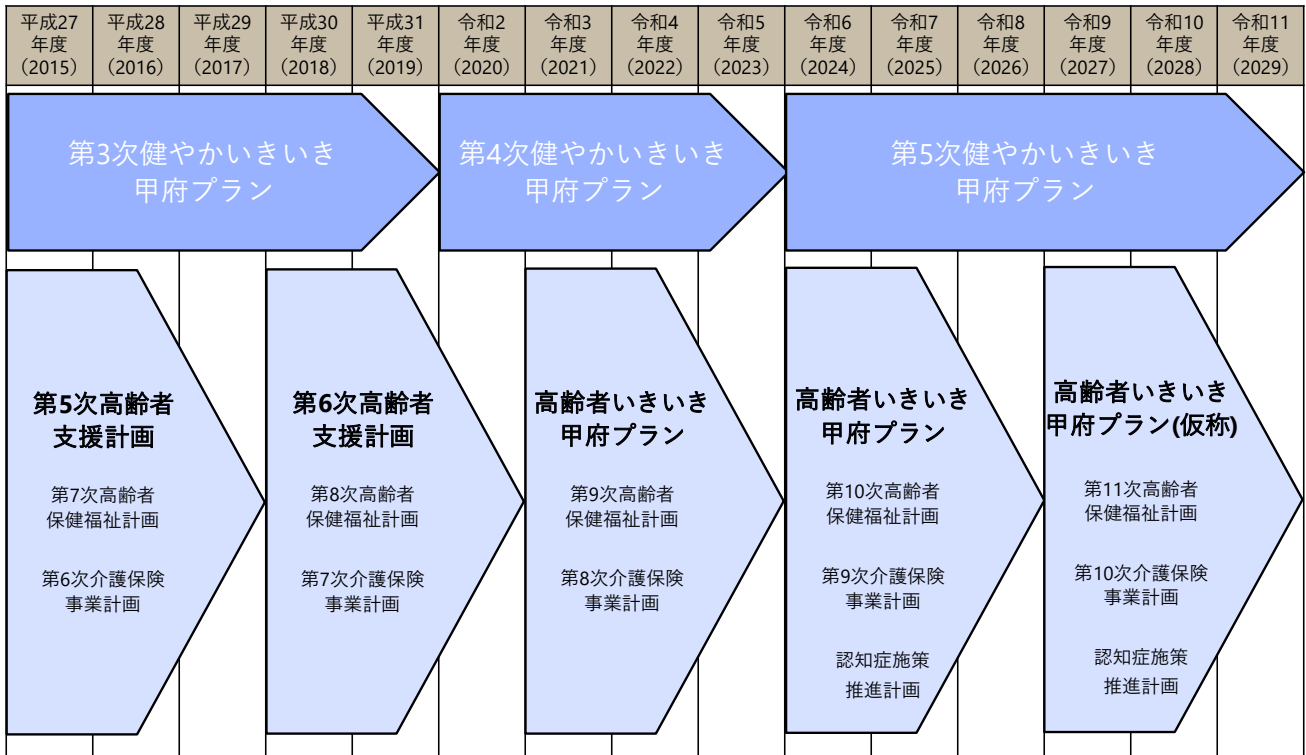
## 4 計画におけるSDGs\*の考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs\*）」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市においては、SDGs\*の考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定しており、SDGs\*を積極的に推進しています。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、「介護保険事業計画」の期間が、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。



## 6 計画の根拠法令等

---

### 高齢者保健福祉計画

#### (1) 市町村老人福祉計画の策定（老人福祉法第20条の8第1項）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 老人福祉法の目的（老人福祉法第1条）

この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

#### (3) 老人福祉法の基本的理念（老人福祉法第2条）

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

#### (4) 他の計画との関係（老人福祉法第20条の8第8項）

市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 介護保険事業計画

#### (1) 市町村介護保険事業計画の策定（介護保険法第117条第1項）

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 介護保険法の目的（介護保険法第1条）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (3) 他の計画との関係（介護保険法第117条第11項）

市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



#### (4) 被保険者の意見の反映（介護保険法第117条第12項）

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

#### (1) 老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的な策定

##### （老人福祉法第20条の8第7項）

市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

##### （介護保険法第117条第7項）

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

### 認知症施策推進計画

#### (1) 市町村認知症施策推進計画の策定（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項）

市町村は、基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

#### (2) 他の計画との関係（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第2項）

市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

## 7 計画の策定体制

---

#### (1) 「甲府市社会福祉審議会」による検討

条例により設置され、高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う「甲府市社会福祉審議会」の「高齢者福祉専門分科会」において、本計画に係る重要事項の検討を行いました。

#### (2) 市民意見の聴取等の実施

##### ① アンケート調査の実施

本計画の施策の主な対象者となる、本市在住の高齢者の声を計画に反映するために、高齢者のライフステージ別に5つのアンケート調査を実施しました。

### 1) 高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査

- 調査対象：要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者  
※無作為に抽出した1,100人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）
- 回収件数：579件（回収率52.6%）

### 2) 甲府市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査対象：65歳以上の一般高齢者、総合事業対象者及び要支援認定者  
※無作為に抽出した3,000人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
- 回収件数：2,021件（回収率67.4%）

### 3) 甲府市介護サービス利用者満足度調査

- 調査対象：65歳以上の要支援・要介護認定者のうち在宅サービス利用者  
※無作為に抽出した2,000人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
- 回収件数：970件（回収率48.5%）

### 4) 甲府市介護サービス利用状況調査

- 調査対象：65歳以上の要支援・要介護認定者のうち在宅サービス利用者以外  
※無作為に抽出した1,000人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和4（2022）年12月13日（火）～12月23日（金）
- 回収件数：445件（回収率44.5%）

### 5) 甲府市在宅介護実態調査

- 調査対象：在宅で生活している要介護認定を受けている人のうち、更新申請に伴う認定調査を受けた人  
※無作為に抽出した1,700人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和4（2022）年12月15日（木）～令和5（2023）年1月31日（火）
- 回収件数：1,097件（回収率64.5%）

### ②パブリックコメント\*の実施

市民の意見を広く聴取するため、パブリックコメント\*を令和6(2024)年1月15日(月)～2月14日(水)に実施しました。

### (3) 関係部局連携による検討

計画の策定に際して、本計画に関係する関係部局と連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会」、福祉関連部局が連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画 福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議」を開催しました。

## 8 計画の進行管理

---

計画目標の達成に向け、関係部局と緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理と評価については、高齢者福祉施策に関し市長が諮問する事項を調査審議する「甲府市社会福祉審議会」において、点検及び評価を行います。





## 第2章 高齢者の現状と今後の推移

### 1 高齢者人口等の現状と今後の推移

#### (1) 本市の人口の推移と推計

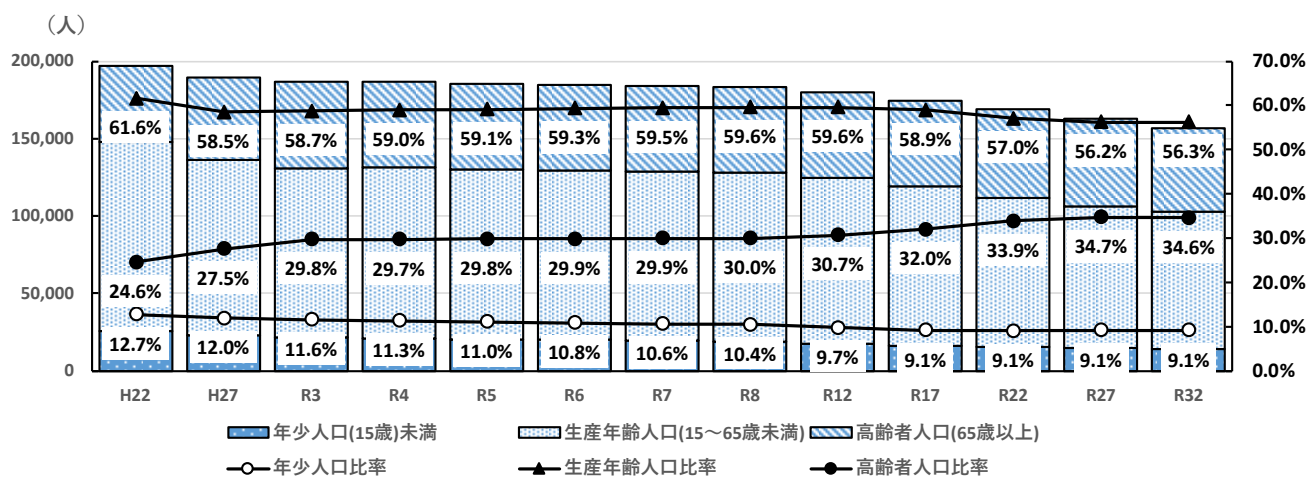
本市の人口は、平成22(2010)年以降、減少傾向が続いています。今後もこの傾向は続き、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年には183,819人まで、全国的に現役世代が急減するといわれている令和22(2040)年には169,114人まで、減少すると推計されています。

一方で、本市の65歳以上の高齢者(以下、「高齢者」という)人口は増加傾向にあり、令和22(2040)年にピークを迎えることが見込まれています。このとき、高齢者人口に対する生産年齢人口の比率は1.7となっており、1.7人の現役世代が1人の高齢世代を支える社会構造となると想定されます。

#### ■本市の人口の推移と推計

(単位:人)

	平成22 (2010) 年	平成27 (2015) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年	令和22 (2040) 年	令和27 (2045) 年	令和32 (2050) 年
年少人口(15歳未満)	25,361	23,105	21,592	21,128	20,457	19,988	19,468	19,075	17,472	15,909	15,335	14,852	14,333
生産年齢人口(15~65歳未満)	122,624	112,961	109,429	110,033	109,507	109,417	109,318	109,053	107,087	102,959	96,411	91,650	88,288
15~40歳未満	57,889	50,084	46,792	47,453	47,131	47,235	47,370	47,451	48,010	48,245	45,933	42,010	38,185
40~65歳未満	64,735	62,877	62,637	62,580	62,376	62,182	61,948	61,602	59,077	54,714	50,478	49,640	50,103
高齢者人口(65歳以上)	48,953	53,154	55,496	55,412	55,263	55,139	55,033	54,924	55,079	55,829	57,368	56,564	54,324
65~75歳未満	23,529	25,336	25,049	24,047	23,211	22,279	21,784	21,488	21,936	23,859	25,871	24,498	20,670
75~85歳未満	18,101	18,485	18,931	19,607	20,320	21,173	21,343	21,276	20,508	18,135	18,346	19,952	21,559
85歳以上	7,323	9,333	11,516	11,758	11,732	11,687	11,906	12,160	12,635	13,835	13,151	12,114	12,095
総人口	198,992	193,125	186,517	186,573	185,227	184,544	183,819	183,052	179,638	174,697	169,114	163,066	156,945
生産年齢人口/高齢者人口	2.5	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6



(資料) 平成22(2010)~平成27(2015)年は国勢調査(各年10月1日)  
令和3(2021)~令和5(2023)年は甲府市住民基本台帳(各年4月1日)  
令和6(2024)年以降は甲府市福祉保健部推計(各年10月1日)による

## (2) 前期・後期高齢者の状況

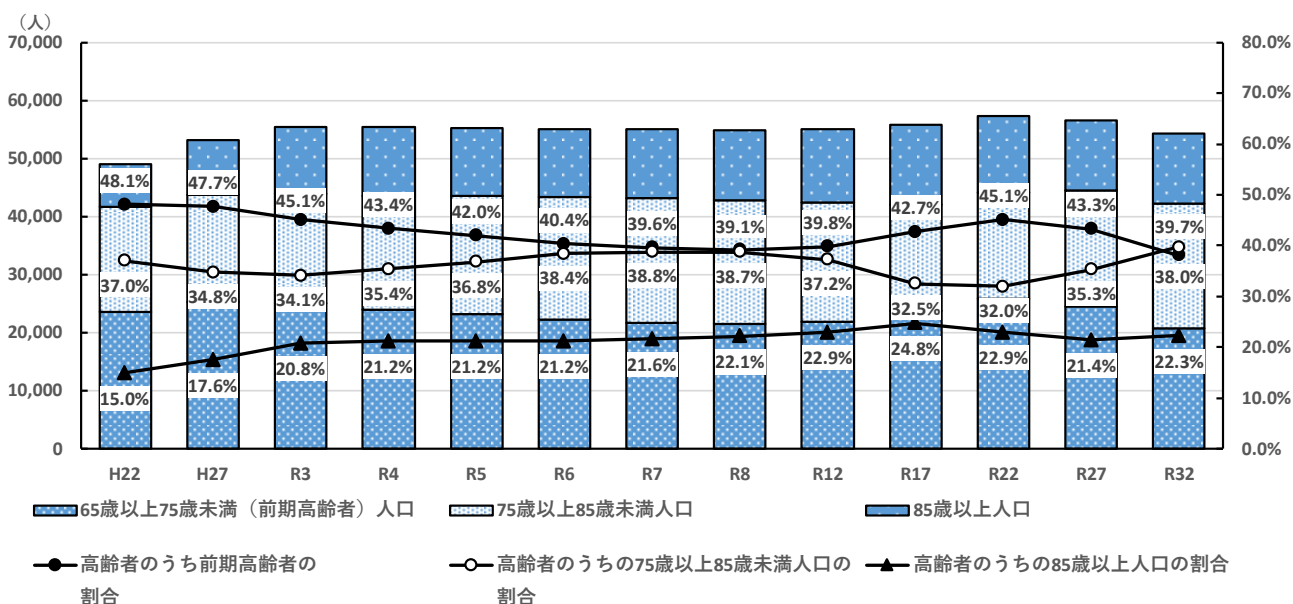
令和5(2023)年では、前期高齢者が23,211人で高齢者全体の42.0%、後期高齢者が32,052人で約58.0%を占めています。令和32(2050)年には、前期高齢者が20,670人で高齢者全体の38.0%となる一方、後期高齢者は33,654人で約62.0%に上昇することが推計されています。

### ■前期・後期高齢者の状況

(単位:人、%)

	甲府市 総人口	65歳以上 人口	総人口に対する 65歳以上の割 合	65歳以上75歳 未満(前期高齢 者)人口	高齢者のうち前 期高齢者の割 合	75歳以上85歳 未満人口	高齢者のうちの 75歳以上85歳 未満人口の割 合	85歳以上人口	高齢者のうちの 85歳以上人口 の割合
平成22(2010)年	198,992	48,953	24.6%	23,529	48.1%	18,101	37.0%	7,323	15.0%
平成27(2015)年	193,125	53,154	27.5%	25,336	47.7%	18,485	34.8%	9,333	17.6%
令和3(2021)年	186,517	55,496	29.8%	25,049	45.1%	18,931	34.1%	11,516	20.8%
令和4(2022)年	186,573	55,412	29.7%	24,047	43.4%	19,607	35.4%	11,758	21.2%
令和5(2023)年	185,227	55,263	29.8%	23,211	42.0%	20,320	36.8%	11,732	21.2%
令和6(2024)年	184,544	55,139	29.9%	22,279	40.4%	21,173	38.4%	11,687	21.2%
令和7(2025)年	183,819	55,033	29.9%	21,784	39.6%	21,343	38.8%	11,906	21.6%
令和8(2026)年	183,052	54,924	30.0%	21,488	39.1%	21,276	38.7%	12,160	22.1%
令和12(2030)年	179,638	55,079	30.7%	21,936	39.8%	20,508	37.2%	12,635	22.9%
令和17(2035)年	174,697	55,829	32.0%	23,859	42.7%	18,135	32.5%	13,835	24.8%
令和22(2040)年	169,114	57,368	33.9%	25,871	45.1%	18,346	32.0%	13,151	22.9%
令和27(2045)年	163,066	56,564	34.7%	24,498	43.3%	19,952	35.3%	12,114	21.4%
令和32(2050)年	156,945	54,324	34.6%	20,670	38.0%	21,559	39.7%	12,095	22.3%

### ■前期・後期高齢者の割合の推移



(資料) 平成22(2010)～平成27(2015)年は国勢調査(各年10月1日)  
令和3(2021)年～令和5(2023)年は甲府市住民基本台帳(各年4月1日)  
令和6(2024)年以降は甲府市福祉保健部推計(各年10月1日)による

## 2 高齢者のいる世帯の現状と今後の推移

### (1) 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、令和5(2023)年で40,143世帯となっています。このうち、単独(一人暮らし)世帯は、16,920世帯(全高齢者世帯の42.1%)となっています。

高齢者のいる世帯は直近では微減であるものの、ここ数年で見ると増加傾向となっており、特に、単独(一人暮らし)世帯が増加しています。

#### ■ 高齢者のいる世帯と区分別世帯数

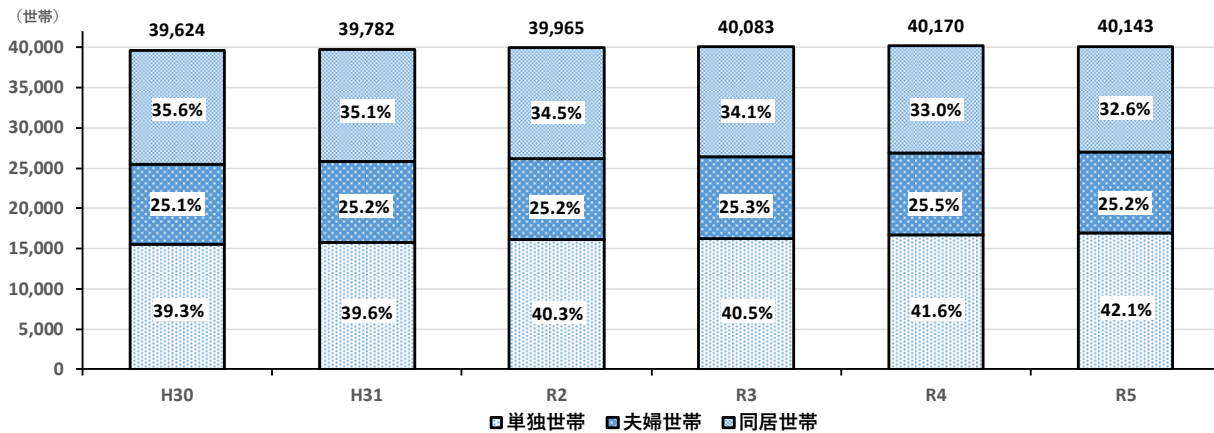
(単位：世帯、%)

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
高齢者のいる世帯	39,624	39,782	39,965	40,083	40,170	40,143
単独世帯	15,560	15,768	16,089	16,245	16,693	16,920
	39.3%	39.6%	40.3%	40.5%	41.6%	42.1%
夫婦世帯	9,953	10,039	10,078	10,156	10,226	10,132
	25.1%	25.2%	25.2%	25.3%	25.5%	25.2%
同居世帯	14,111	13,975	13,798	13,682	13,251	13,091
	35.6%	35.1%	34.5%	34.1%	33.0%	32.6%

(注) 表中の構成比の合計は四捨五入により100%にならない場合がある。

※単独、夫婦、同居世帯の割合は、高齢者のいる世帯に対する割合とした。

#### ■ 高齢者世帯の区分別構成割合



(資料) 山梨県「高齢者福祉基礎調査」、甲府市介護保険の概要(各年4月1日)



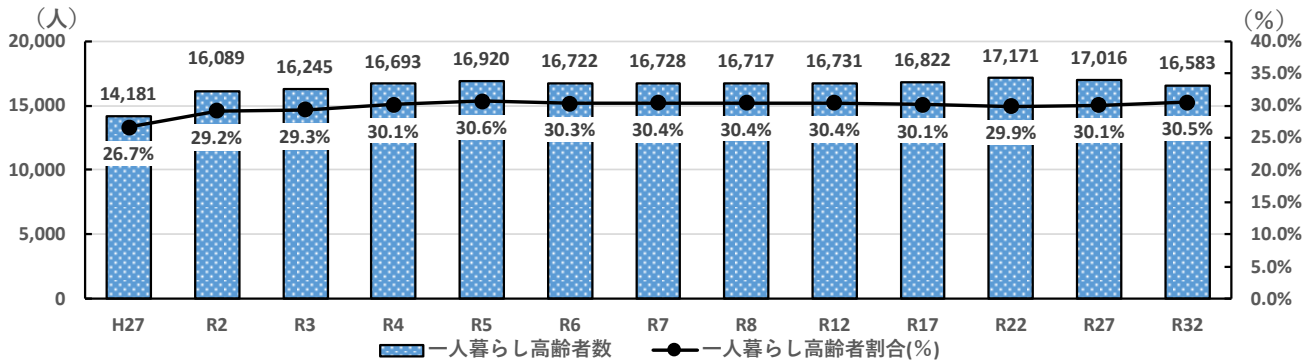
### (2) 一人暮らし高齢者数の現状と推移

高齢者人口が増加している中で、一人暮らし高齢者数も増加傾向にあります。平成27(2015)年は14,181人だったのに対し、令和5(2023)年は16,920人となっています。

#### ■一人暮らし高齢者数の推移

(単位:人、%)

	平成27 (2015) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年	令和22 (2040) 年	令和27 (2045) 年	令和32 (2050) 年
高齢者数	53,154	55,156	55,376	55,429	55,222	55,139	55,033	54,924	55,079	55,829	57,368	56,564	54,324
一人暮らし高齢者数	14,181	16,089	16,245	16,693	16,920	16,722	16,728	16,717	16,731	16,822	17,171	17,016	16,583
一人暮らし高齢者割合(%)	26.7%	29.2%	29.3%	30.1%	30.6%	30.3%	30.4%	30.4%	30.4%	30.1%	29.9%	30.1%	30.5%



(資料) 平成27(2015)～令和5(2023)年は山梨県「高齢者福祉基礎調査」(各年4月1日)

令和6(2024)年以降は甲府市福祉保健部推計(各年10月1日)

※推計は、令和3(2021)年から令和5(2023)年までの平均発生率(一人暮らし高齢者の前・後期高齢者人口に対する割合)により算出した。

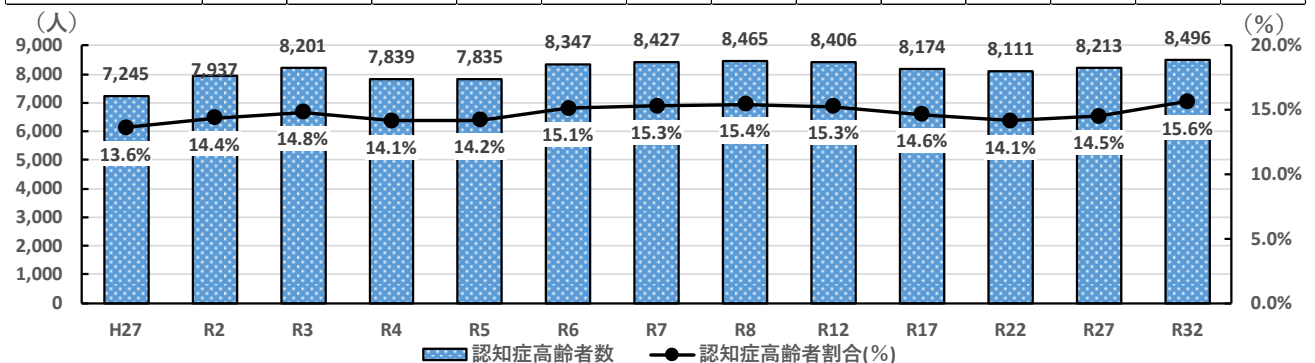
### (3) 認知症高齢者数の現状と推移

高齢者人口が増加している中で、認知症高齢者数も増加傾向にあります。平成27(2015)年は7,245人だったのに対し、令和5(2023)年は7,835人となっています。

#### ■認知症高齢者数の推移

(単位:人、%)

	平成27 (2015) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年	令和22 (2040) 年	令和27 (2045) 年	令和32 (2050) 年
高齢者数	53,154	55,156	55,376	55,429	55,222	55,139	55,033	54,924	55,079	55,829	57,368	56,564	54,324
認知症高齢者数	7,245	7,937	8,201	7,839	7,835	8,347	8,427	8,465	8,406	8,174	8,111	8,213	8,496
認知症高齢者割合(%)	13.6%	14.4%	14.8%	14.1%	14.2%	15.1%	15.3%	15.4%	15.3%	14.6%	14.1%	14.5%	15.6%



(資料) 平成27(2015)～令和5(2023)年は山梨県「高齢者福祉基礎調査」(各年4月1日)

令和6(2024)年以降は甲府市福祉保健部推計(各年10月1日)

※推計は、令和3(2021)年から令和5(2023)年までの平均発生率(認知症高齢者の前・後期高齢者人口に対する割合)により算出した。

### 3 高齢者の地域別現状

平成30(2018)年から令和5(2023)年の地域別にみた高齢化の状況は、次の表のとおりです。

令和5(2023)年の高齢化率は、中央部地域 35.9%、東部地域 27.8%、西部地域 29.7%、南部地域 26.5%、北部地域 34.7%となっており、中央部地域の高齢化率が最も高く、南部地域が最も低くなっています。

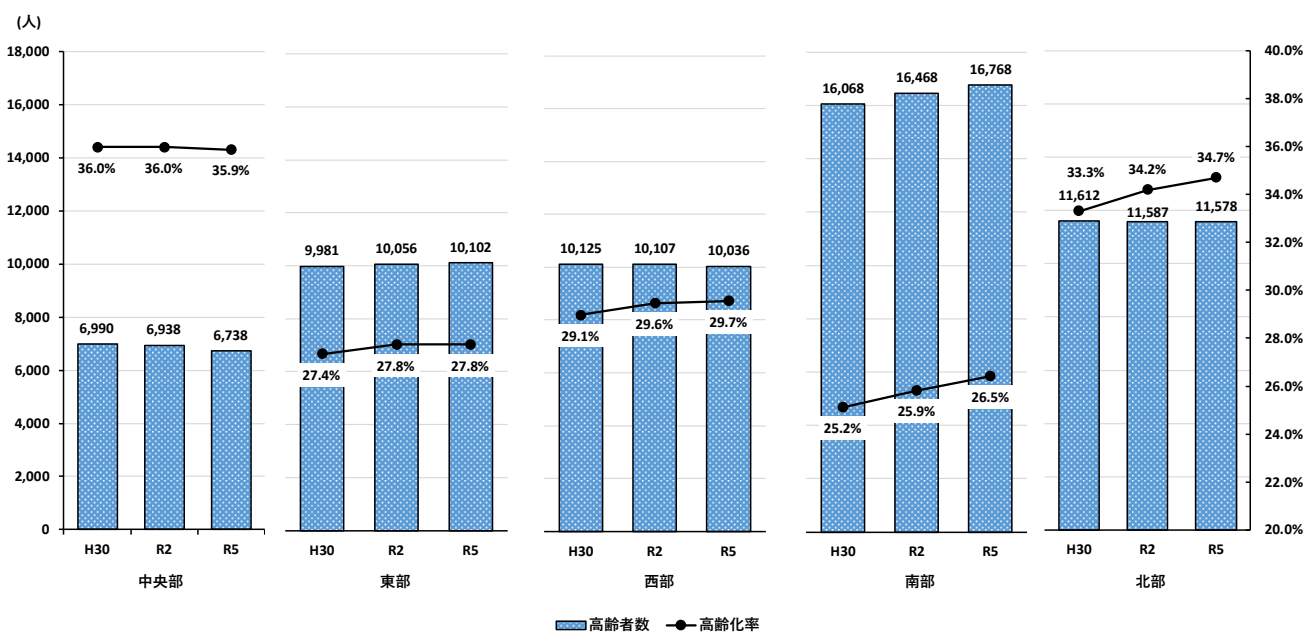
また、平成30(2018)年と令和5(2023)年の高齢化率を比較すると、北部地域は1.4ポイント、南部地域は1.3ポイント増となっており、他の地域より高齢化が進んでいることが分かります。

一方、中央部地域では、0.1ポイント減と横ばいで推移しています。

■地域別高齢者数と高齢化率の推移

(単位：人、%)

地域	平成30(2018)年		令和2(2020)年		令和5(2023)年	
	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率
中央部地域	6,990	36.0%	6,938	36.0%	6,738	35.9%
東部地域	9,981	27.4%	10,056	27.8%	10,102	27.8%
西部地域	10,125	29.1%	10,107	29.6%	10,036	29.7%
南部地域	16,068	25.2%	16,468	25.9%	16,768	26.5%
北部地域	11,612	33.3%	11,587	34.2%	11,578	34.7%



(資料) 甲府市住民基本台帳 (各年4月1日現在)

第2章 高齢者の現状と今後の推移  
3 高齢者の地域別現状

■地域別人口の状況

(単位：世帯、人、%)

ブロック	地区名	世帯数	人口	40歳未満		40～65歳未満		65～75歳未満		75歳以上		65歳以上総数	高齢化率 65歳以上	75歳以上総数	後期高齢化率 75歳以上
				男	女	男	女	男	女	男	女				
中央部	富士川	1,549	2,680	431	328	412	426	201	218	254	410	1,083	40.4%	664	24.8%
	春日	1,752	3,026	531	468	526	531	183	217	218	352	970	32.1%	570	18.8%
	相生	1,607	2,765	402	346	481	461	223	221	233	398	1,075	38.9%	631	22.8%
	新紺屋	3,273	5,810	1,033	885	1,025	1,014	338	413	387	715	1,853	31.9%	1,102	19.0%
	朝日	2,422	4,470	662	604	704	743	311	358	381	707	1,757	39.3%	1,088	24.3%
	計	10,603	18,751	3,059	2,631	3,148	3,175	1,256	1,427	1,473	2,582	6,738	35.9%	4,055	21.6%
東部	琢美	1,906	3,442	493	421	611	542	314	289	288	484	1,375	39.9%	772	22.4%
	東	2,792	5,431	887	866	964	876	344	387	417	690	1,838	33.8%	1,107	20.4%
	里垣	4,651	8,096	1,817	1,570	1,202	1,198	514	551	502	742	2,309	28.5%	1,244	15.4%
	玉諸	5,955	12,972	3,047	2,790	2,191	2,204	590	646	627	877	2,740	21.1%	1,504	11.6%
	甲運	3,198	6,403	1,409	1,195	971	988	358	406	422	654	1,840	28.7%	1,076	16.8%
	計	18,502	36,344	7,653	6,842	5,939	5,808	2,120	2,279	2,256	3,447	10,102	27.8%	5,703	15.7%
西部	穴切	2,804	5,132	882	827	877	837	315	352	401	641	1,709	33.3%	1,042	20.3%
	貢川	4,407	8,694	1,678	1,548	1,590	1,488	451	507	565	867	2,390	27.5%	1,432	16.5%
	石田	4,113	7,685	1,346	1,214	1,362	1,317	470	503	551	922	2,446	31.8%	1,473	19.2%
	池田	4,060	8,518	1,725	1,684	1,524	1,575	408	492	422	688	2,010	23.6%	1,110	13.0%
	新田	2,097	3,814	542	560	601	630	254	343	318	566	1,481	38.8%	884	23.2%
	計	17,481	33,843	6,173	5,833	5,954	5,847	1,898	2,197	2,257	3,684	10,036	29.7%	5,941	17.6%
南部	伊勢	2,124	3,784	581	522	634	602	266	277	307	595	1,445	38.2%	902	23.8%
	住吉	2,143	4,154	657	646	761	724	271	289	328	478	1,366	32.9%	806	19.4%
	湯田	2,218	4,271	563	550	733	711	335	374	386	619	1,714	40.1%	1,005	23.5%
	国母	4,428	8,708	1,567	1,467	1,606	1,461	539	617	565	886	2,607	29.9%	1,451	16.7%
	大國	4,742	9,713	2,142	2,005	1,692	1,615	544	593	427	695	2,259	23.3%	1,122	11.6%
	山城	7,582	17,341	3,920	3,840	3,013	2,962	783	898	768	1,157	3,606	20.8%	1,925	11.1%
	大里	4,880	10,324	2,431	2,392	1,770	1,724	511	546	397	553	2,007	19.4%	950	9.2%
	中道	2,125	4,864	829	778	838	772	364	380	386	517	1,647	33.9%	903	18.6%
上九一色	111	202	18	12	28	27	31	20	19	47	117	57.9%	66	32.7%	
計	30,353	63,361	12,708	12,212	11,075	10,598	3,644	3,994	3,583	5,547	16,768	26.5%	9,130	14.4%	
北部	北新	2,948	5,584	1,090	920	893	892	329	348	403	709	1,789	32.0%	1,112	19.9%
	相川	4,657	9,161	1,668	1,440	1,520	1,453	600	646	722	1,112	3,080	33.6%	1,834	20.0%
	千塚	4,408	8,668	1,420	1,453	1,398	1,455	500	608	670	1,164	2,942	33.9%	1,834	21.2%
	羽黒	4,416	9,130	1,415	1,346	1,504	1,523	653	768	769	1,152	3,342	36.6%	1,921	21.0%
	千代田	422	741	62	54	124	123	114	90	76	98	378	51.0%	174	23.5%
	能泉・宮本	51	68	3	3	8	7	11	2	15	19	47	69.1%	34	50.0%
	計	16,902	33,352	5,658	5,216	5,447	5,453	2,207	2,462	2,655	4,254	11,578	34.7%	6,909	20.7%
合計	93,841	185,651	35,251	32,734	31,563	30,881	11,125	12,359	12,224	19,514	55,222	29.7%	31,738	17.1%	

(資料) 甲府市住民基本台帳 (令和5 (2023) 年4月1日)

## 4 要介護等認定者の現状と今後の推移

平成31（2019）年における要介護等認定者（要支援者及び要介護者）は10,951人でしたが、令和5（2023）年には11,216人となっており、265人増加しています。

また、今後の要介護等認定者数については、令和5（2023）年10月1日現在の要介護等認定者数と本市の人口推計に基づき推計しており、令和32（2050）年には、要介護等認定者数は11,375人になると見込まれます。

第1号被保険者の認定率は、令和5（2023）年の20.0%から令和17（2035）年にピークを迎え、令和32（2050）年には、20.7%になると見込まれます。

### ■要介護等認定者数の推移

（単位：人、%）

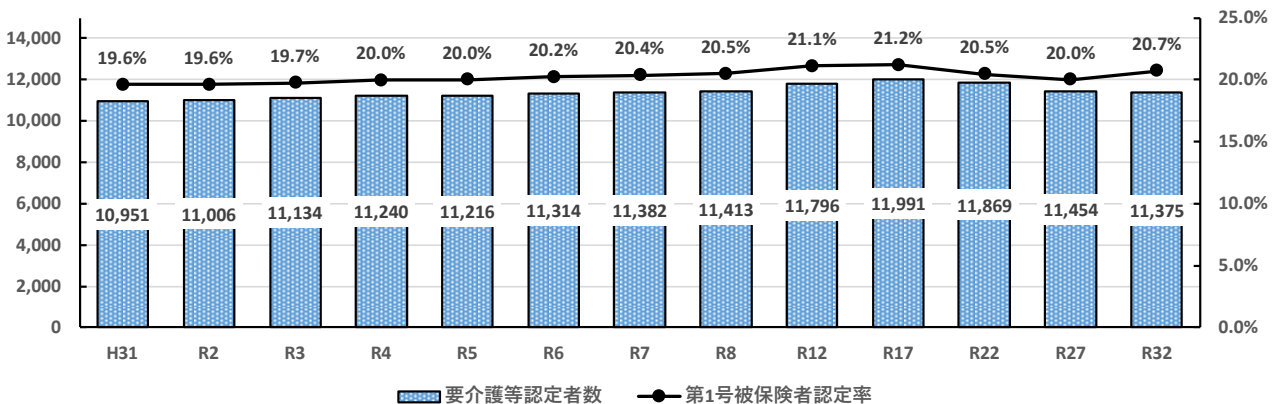
	第1号被保険者の認定者		第2号被保険者の認定者		認定者合計	第1号被保険者認定率	65歳以上の人口
	人数	構成比	人数	構成比			
平成31（2019）年	10,771	98.4%	180	1.6%	10,951	19.6%	54,994
令和2（2020）年	10,838	98.5%	168	1.5%	11,006	19.6%	55,271
令和3（2021）年	10,960	98.4%	174	1.6%	11,134	19.7%	55,496
令和4（2022）年	11,067	98.5%	173	1.5%	11,240	20.0%	55,412
令和5（2023）年	11,046	98.5%	170	1.5%	11,216	20.0%	55,263
令和6（2024）年	11,144	98.5%	170	1.5%	11,314	20.2%	55,139
令和7（2025）年	11,212	98.5%	170	1.5%	11,382	20.4%	55,033
令和8（2026）年	11,243	98.5%	170	1.5%	11,413	20.5%	54,924
令和12（2030）年	11,635	98.6%	161	1.4%	11,796	21.1%	55,079
令和17（2035）年	11,842	98.8%	149	1.2%	11,991	21.2%	55,829
令和22（2040）年	11,732	98.8%	137	1.2%	11,869	20.5%	57,368
令和27（2045）年	11,319	98.8%	135	1.2%	11,454	20.0%	56,564
令和32（2050）年	11,238	98.8%	137	1.2%	11,375	20.7%	54,324

（資料）平成31（2019）～令和5（2023）年は実績値による

令和6（2024）年以降は地域包括ケア「見える化」システム\*による算出結果（各年10月1日）

### ■要介護等認定者数と第1号被保険者認定率

（人）



（資料）平成31（2019）～令和5（2023）年は実績値による

令和6（2024）年以降は地域包括ケア「見える化」システム\*による算出結果（各年10月1日）

■第1号被保険者認定者数の内訳

(単位：人)

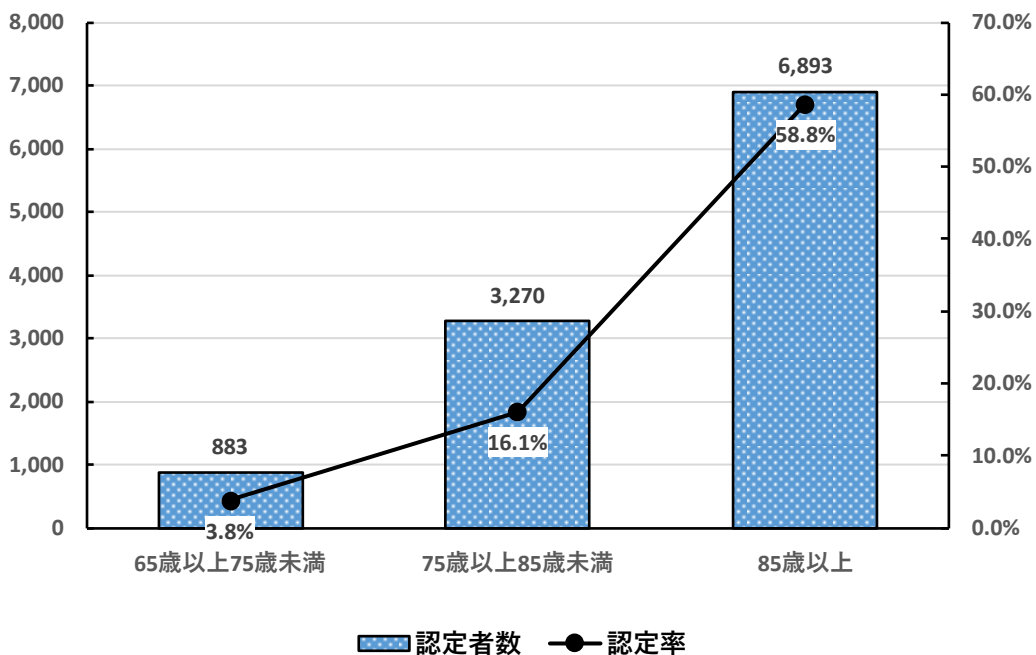
	平成31 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年	令和22 (2040) 年	令和27 (2045) 年	令和32 (2050) 年
認定者数	要支援1	592	611	660	627	644	651	654	656	673	673	649	660
	要支援2	1,099	1,136	1,162	1,176	1,125	1,133	1,136	1,139	1,183	1,195	1,149	1,130
	小計	1,691	1,747	1,822	1,803	1,769	1,784	1,790	1,795	1,856	1,868	1,798	1,790
	要介護1	1,805	1,800	1,796	1,848	1,872	1,891	1,898	1,901	1,970	1,988	1,945	1,907
	要介護2	2,555	2,633	2,609	2,679	2,667	2,691	2,707	2,710	2,806	2,853	2,831	2,717
	要介護3	2,276	2,255	2,272	2,280	2,210	2,228	2,249	2,259	2,330	2,390	2,399	2,259
	要介護4	1,494	1,469	1,514	1,553	1,602	1,616	1,627	1,635	1,695	1,743	1,761	1,678
	要介護5	950	934	947	904	926	934	941	943	978	1,000	998	955
	小計	9,080	9,091	9,138	9,264	9,277	9,360	9,422	9,448	9,779	9,974	9,934	9,562
	合計	10,771	10,838	10,960	11,067	11,046	11,144	11,212	11,243	11,635	11,842	11,732	11,319

(資料) 平成31(2019)～令和5(2023)年は実績値による  
令和6(2024)年以降は地域包括ケア「見える化」システム\*による算出結果(各年10月1日)

■年齢別要介護認定者数

	年齢	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数	年齢別人口	認定率
第1号被保険者	65歳以上 75歳未満	46	86	158	224	171	126	72	883	23,211	3.8%
	75歳以上 85歳未満	277	369	656	812	569	356	231	3,270	20,320	16.1%
	85歳以上	321	670	1,058	1,631	1,470	1,120	623	6,893	11,732	58.8%
合計		644	1,125	1,872	2,667	2,210	1,602	926	11,046	55,263	20.0%

(人)



(資料) 令和5(2023)年10月1日実績値 ※認定者数については、住所地特例施設入所者を含む。



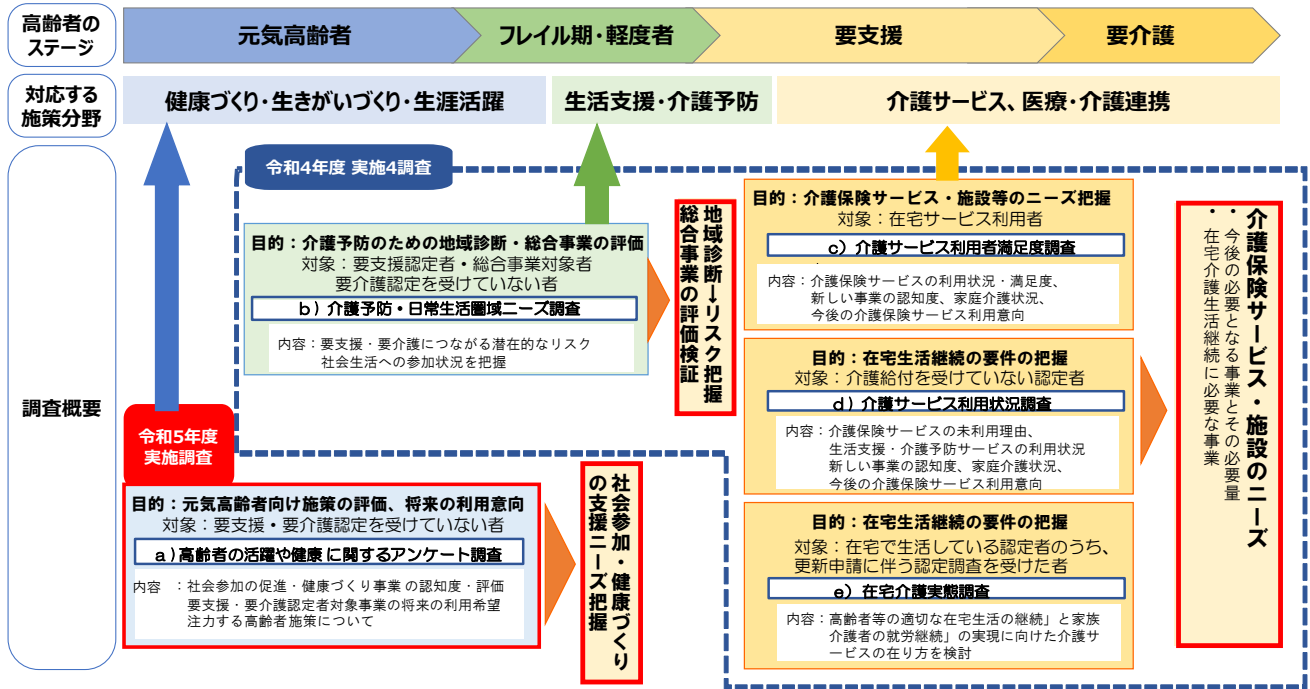
## 5 高齢者の現状を踏まえた課題

高齢者の現状を踏まえた課題を把握するため、重要な視点ごとに課題を整理しました。以下に、主な課題を示します。

視点	主な課題
1 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が一層進展する中で、健康寿命*の延伸のため、健康づくりやフレイル*予防のより一層の推進や加齢に伴う心身状態の低下を早期に発見することが重要であるため、健康意識が低い層へのアプローチの強化が必要。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により高齢者の社会参加の機会等が減少しているため、感染症対策に留意しつつ、活動の機会の確保が必要。</li> </ul>
2 支え合いによる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の単独世帯の増加や85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者の意思決定支援や権利擁護*の重要性が高まっているため、相談窓口などの周知が必要。</li> <li>・高齢者世帯の増加に伴い、早期に支援を必要とする者が見込まれるため、医療・介護専門職に加えて、地域による支え合いの一層の推進が必要。</li> <li>・多職種連携・協働*が十分でないため、より効果的な地域包括支援ネットワークの構築が必要。</li> <li>・地域の高齢者数増加に伴い、担い手不足により地域活動が停滞するため、担い手の確保につながる活動の推進が必要。</li> <li>・高齢者単独世帯（一人暮らし高齢者数）の増加に伴い、軽度者であっても支援を必要とする者への対応。</li> <li>・高齢者のいる世帯増加に伴う、ケアなどの支援を受けていない世帯にいるヤングケアラー*・働き盛り世代・ダブルケア*などの実態把握が必要。</li> <li>・高齢者のいる世帯増加に伴う、8050問題*、養護者の特性、経済的困窮など対応困難な事例への対応。</li> </ul>
3 医療・介護ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者の増加による、要介護認定者の多様な介護サービス及び医療ニーズへの対応。</li> <li>・新型コロナの影響による、介護現場における人材不足の加速への対応。</li> <li>・介護現場における外国人雇用と学習環境の整備を含めた教育・研修の充実が必要。</li> <li>・要介護認定者数の増加や現役世代の減少に伴う介護人材の不足が見込まれる中で、ICT*やAI*の導入による介護現場の生産性向上のため、介護現場におけるデジタルスキルの向上が必要。</li> <li>・人口減少による在宅医療・介護の担い手不足が見込まれる中で、医療・介護従事者が高齢者に対し効率的・効果的に支援を行うため、専門職の連携が円滑に行われるよう、高齢者本人の意思決定支援や連携体制の充実・強化が必要。</li> <li>・高齢者のいる世帯数増加により、問題を抱える世帯（老々介護*、ダブルケア*、経済的問題等）が増えるため多職種連携による対応が必要。</li> <li>・高齢者人口の増加により、在宅医療・介護ニーズが増大するとともに、外来通院が難しくなる人も増加することから、市民が在宅療養を選択肢として考えられるよう、在宅療養に関する周知が必要。</li> <li>・認知症高齢者数が増加傾向であるため、認知症について理解を深めるための活動の継続、認知症についての相談窓口や医療機関等を周知し、早期発見・診断につなげる必要がある。</li> </ul>

## 6 高齢者の実態調査結果

高齢者の実態を把握するため、5つのアンケート調査を実施しました。5つのアンケートは、下図に示すような高齢者のステージに対応しており、それぞれの調査によってステージごとの課題や施策ニーズを把握しました。



以下に、施策・事業の充実につなげる視点を中心に、主な分析結果を整理します。

計画目標	施策	主な回答
1	自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する	
	1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気高齢者がこの1年に参加した活動について、「全く参加していない」(43.4%)が最も多い。次いで、「地域の祭り等の地域行事や、まちづくり、環境美化、防犯・防災等の地域活動」(23.5%)、「ウォーキング、体操、ゲートボール等の健康・スポーツ活動」(18.5%)となっている。(調査a・問10-1)</li> <li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者における、介護予防のための通いの場について、「参加なし」(57.2%)が最も多い。(調査b・問38⑤)</li> <li>・在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者のうち、いきいきサロンを利用している人は6.5%で、前回調査時より2.6%減少している。(調査d・問11)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービスを利用している要介護・要支援認定者が今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（15.6%）、「外出同行（通院、買い物など）」（15.1%）となった。（調査c・問14）</li> </ul>
2	生きがいがづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者における、「趣味や生きがいはありますか」という問いに対し、「はい」と回答した人の割合が、前回調査と比較して、7.3%減少した。</li> <li>高齢者の外出タイプ別にみると、インドア派内向的で「いいえ」と回答した人の割合は、48.2%となっている。（次いで「いいえ」と回答した人の割合が高いアウトドア派内向的と12.8%の差がある。）（調査b・問36）</li> <li>・元気高齢者のうち一人暮らしの人は、それ以外の世帯と比べて、愚痴を聞いてくれる人がいないといった傾向がある。（調査a・問18）</li> </ul>

計画目標	施策	主な回答
<b>2 地域の協働*による暮らしの支え合いを充実する</b>		
3	地域住民の支え合いと専門職の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター*について、「利用（相談）したい」「機会があれば利用（相談）したい」が79.1%であった。（調査d・問27）</li> <li>・在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者が感じている、家族介護に対して必要な支援について、「相談相手や相談窓口」（27.0%）が最も多い。（調査d・問32）</li> </ul>
4	地域における生活支援・介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者の約6割が、配偶者・子どもから介護・介助を受けている。介護する上での困りごととしては「心身の負担が大きい」（17.1%）、「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」（14.2%）となっている。（調査d・問28、29）</li> <li>・「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の人が不安に感じる介護」について、要介護3以上（重度）では「夜間の排泄」（38.5%）と「入浴・洗身」（35.4%）、要介護2以下（軽度）では「外出の付き添い」（45.8%）について主な介護者の不安が大きい傾向が見られた。（調査e・B票問4）</li> </ul>
5	高齢者の権利擁護*の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気高齢者における、判断能力に不安が生じた時の成年後見制度の利用意向について、「分からない」が最多の43.7%となった。また、「利用したくない」は18.3%となった。（調査a・問49）</li> </ul>

6 安全・安心な暮らしの確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者が、家族・友人・知人以外で相談する相手について、「そのような人はいない」（47.0%）が最も多い。前回調査と比較して、6.4%上昇した。（調査 b・問 46）</li> <li>・元気高齢者が、家族や友人・知人以外で相談する相手について、「相談相手はいない」（34.0%）が最も多い。次いで、「医師・歯科医師・看護師」（28.2%）、「地域包括支援センター*」（19.0%）となっている。（調査 a・問 21）</li> </ul>
-------------------	--	---

計画目標	施策	主な回答
<b>3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる</b>		
7 介護サービスの充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービスを利用している要介護・要支援認定者が高齢者の福祉施策に関して充実してほしいことは、「介護サービスの充実」（40.5%）が最も多い。（調査 c・問 46）</li> <li>・在宅サービスを利用している要介護・要支援認定者においては 61.4%が、在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者においては、64.9%が地域密着型サービスを知らない。（調査 c・問 23）（調査 d・問 23）</li> <li>・在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者が介護保険に関して知りたい情報としては、「介護保険で利用できるサービスや費用など介護保険制度の仕組みについての情報」（50.3%）が最も多い。（調査 d・問 21）</li> </ul>
8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者において、在宅医療を行っている医療機関、診療所について、「知らない」（48.1%）が最も多い。（調査 b・問 67）</li> <li>・在宅サービスを利用していない要介護・要支援認定者において、在宅医療を行っている医療機関、診療所について、「知らない」（43.4%）が最も多い。（調査 d・問 35）</li> <li>・元気高齢者の在宅介護・医療の希望は「在宅で、介護保険サービス等を活用しながら家族で介護してほしい」（36.4%）が最も多い。（調査 a・問 42）</li> <li>・在宅サービスを利用している要介護・要支援認定者が今後どのような介護を受けたいかについて、「在宅で、介護保険サービスを活用しながら家族で介護してほしい」（39.1%）が最も多い。（調査 c・問 16）</li> </ul>

<p>9 認知症になっても安心して暮らせる 体制づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・元気高齢者の認知症に対する考えは、「認知症は、誰でもなる可能性がある」（85.3%）が最も多い。次いで、「認知症は、早期に発見することが大切だ」（66.7%）、「認知症の介護は、家族だけでなく地域社会や専門機関の支援・協力も欠かせない」（62.5%）となっている。（調査 a・問 31）</li><li>・元気高齢者のうち、23.7%が認知症に関する相談先を知らない。（調査 a・問 35）</li><li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者のうち、58.3%が認知症に関する相談先を知らない。（調査 b・問 58）</li><li>・要介護・要支援認定を受けていない高齢者において、「認知症について理解を深めるために参加したもの」について、「特にない」が最多の 69.8%となった。（調査 b・問 60）</li></ul>
--	---



## 7 介護保険サービスの現状

介護保険サービスの受給者は、平成19（2007）年度においては76,698人でしたが、認定者数の増加とともに年々増加し、令和4（2022）年には約1.7倍の132,690人となっています。高齢者の増加とともに、新たなサービスの整備等が進み、介護サービスが市民にとって身近なものとなったことが、サービス全体の受給者数の増加に大きな影響を与えていると考えられます。

「居宅・介護予防サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の各サービスの推移をみると、「居宅・介護予防サービス」の受給者は、58,582人（平成19（2007）年度）から87,480人（令和4（2022）年度）と約1.5倍に増加しています。また、「地域密着型サービス」の受給者は、3,213人（平成19（2007）年度）から30,988人（令和4（2022）年度）と大幅に増え、約9.6倍となっています。「施設サービス」は、14,903人（平成19（2007）年度）から15,474人（平成21（2009）年度）まで緩やかに増加し、その後14,222人（令和4（2022）年度）と微減しています。

■受給者数（年度累計：前年度3月～当該年度2月）

（単位：人、％）

年度	居宅・介護予防サービス			地域密着型サービス			施設サービス			合計	
	人数	前年比	構成比	人数	前年比	構成比	人数	前年比	構成比	人数	前年比
平成19（2007）年	58,582	104.0%	76.4%	3,213	158.7%	4.2%	14,903	104.2%	19.4%	76,698	105.5%
平成20（2008）年	60,749	103.7%	75.4%	4,375	136.2%	5.4%	15,463	103.8%	19.2%	80,587	105.1%
平成21（2009）年	64,599	106.3%	75.1%	5,910	135.1%	6.9%	15,474	100.1%	18.0%	85,983	106.7%
平成22（2010）年	67,794	104.9%	74.8%	7,319	123.8%	8.1%	15,462	99.9%	17.1%	90,575	105.3%
平成23（2011）年	71,669	105.7%	75.8%	7,637	104.3%	8.1%	15,268	98.7%	16.1%	94,574	104.4%
平成24（2012）年	75,899	105.9%	76.5%	8,229	107.8%	8.3%	15,127	99.1%	15.2%	99,255	104.9%
平成25（2013）年	79,960	105.4%	77.0%	9,041	109.9%	8.7%	14,863	98.3%	14.3%	103,864	104.6%
平成26（2014）年	83,389	104.3%	77.2%	10,011	110.7%	9.3%	14,578	98.1%	13.5%	107,978	104.0%
平成27（2015）年	87,566	105.0%	77.2%	10,580	105.7%	9.3%	15,209	104.3%	13.4%	113,355	105.0%
平成28（2016）年	85,201	97.3%	68.0%	25,093	237.2%	20.0%	15,004	98.7%	12.0%	125,298	110.5%
平成29（2017）年	81,651	95.8%	66.2%	26,912	107.2%	21.8%	14,762	98.4%	12.0%	123,325	98.4%
平成30（2018）年	82,266	100.8%	65.8%	28,060	104.3%	22.4%	14,721	99.7%	11.8%	125,047	101.4%
平成31（2019）年	83,773	101.8%	65.5%	29,216	104.1%	22.8%	14,912	101.3%	11.7%	127,901	102.3%
令和2（2020）年	84,699	101.1%	65.6%	29,579	101.2%	22.9%	14,810	99.3%	11.5%	129,088	100.9%
令和3（2021）年	86,245	101.8%	65.7%	30,653	103.6%	23.3%	14,457	97.6%	11.0%	131,355	101.8%
令和4（2022）年	87,480	101.4%	65.9%	30,988	101.1%	23.4%	14,222	98.4%	10.7%	132,690	101.0%

（資料） 甲府市介護保険の概要

※表中の構成比の合計は四捨五入により100%にならない場合がある。



## 第3章 甲府市の目指すべき姿と地域包括ケア体制

### 1 甲府市の目指すべき姿

本市の目指すべき姿は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまちであり、それを実現するためには、地域包括ケア体制の更なる推進が重要です。

本市では、高齢者数の更なる増加が見込まれる中、「高齢者いきいき甲府プラン」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)が「地域包括ケア体制の推進」を通じて目指していた、高齢者が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を、本計画においても引き続き踏襲しつつ、より高い次元での実現に向けて改善・強化する必要があると捉えています。

「高齢者いきいき甲府プラン」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)までの成果としては、地域包括支援センター\*の機能強化、地域密着型サービスの整備を通じて地域資源の確保を行ったことや、認知症施策の推進等を通して高齢者を支援する体制の整備を行ったことがあげられます。一方で、地域ケア会議の活用による地域課題の把握、在宅医療・介護連携における普及啓発、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの推進など、継続的な課題解決に向けた取組が必要な事業や、より推進していかなければならない事業もある現状です。

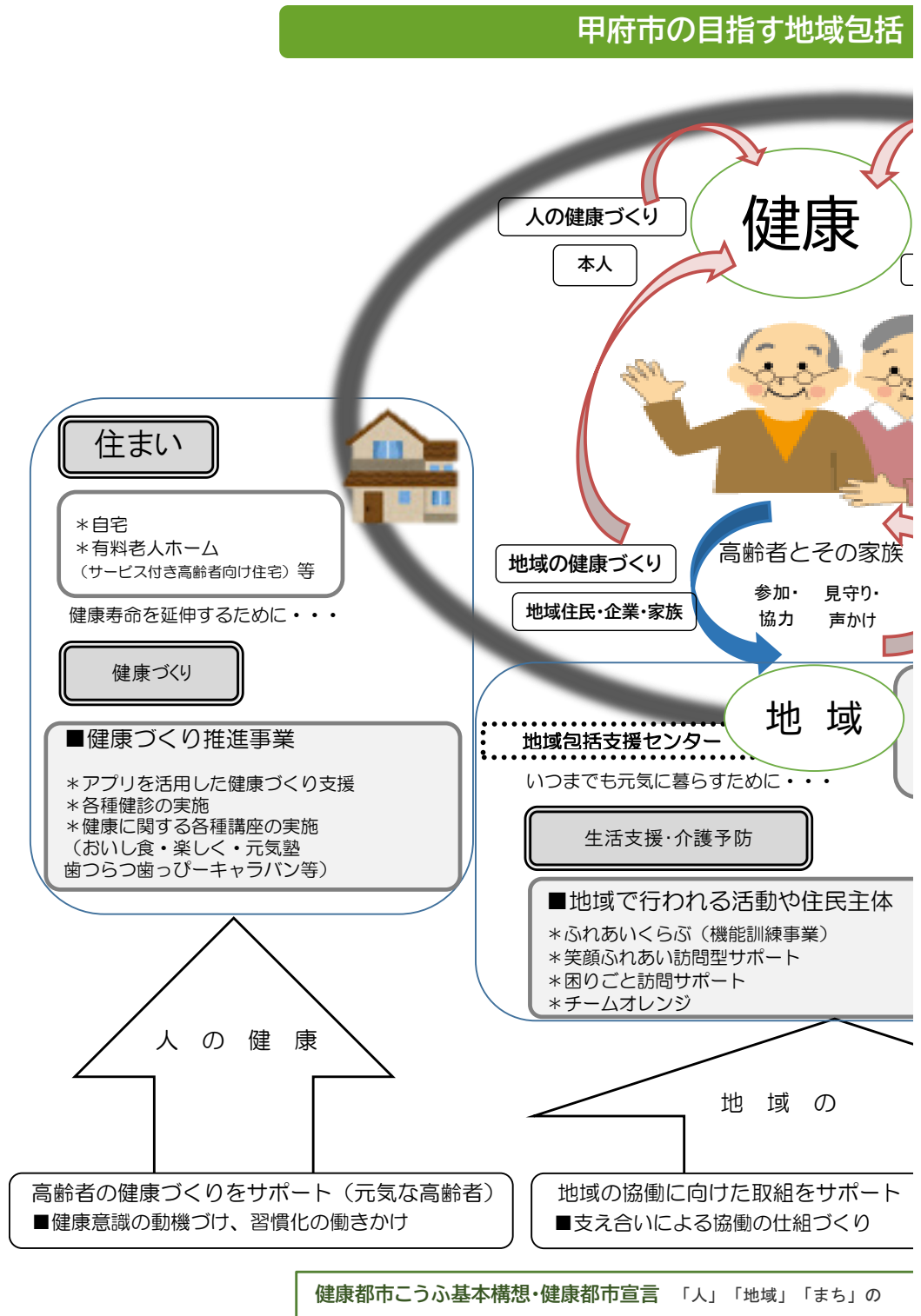
そこで、本計画では、高齢化が一層進む中で、互いに支え合う地域包括ケア体制を「地域共生社会の実現」に向けた核としていくために、各施策や事業がつながりを持ちながら全ての高齢者に対し、その状態に応じたサービスを提供できるよう、さらなる取組を推進していきます。

高齢者の実態調査や統計、「高齢者いきいき甲府プラン」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)の達成状況等を分析すると、目指すべき姿を実現するにあたって課題があることが分かりました。第4章では、「健康都市こうふ基本構想」の、「人」「地域」「まち」の考え方を意識するとともに、これらの課題に対応するための計画目標・施策体系を設定します。

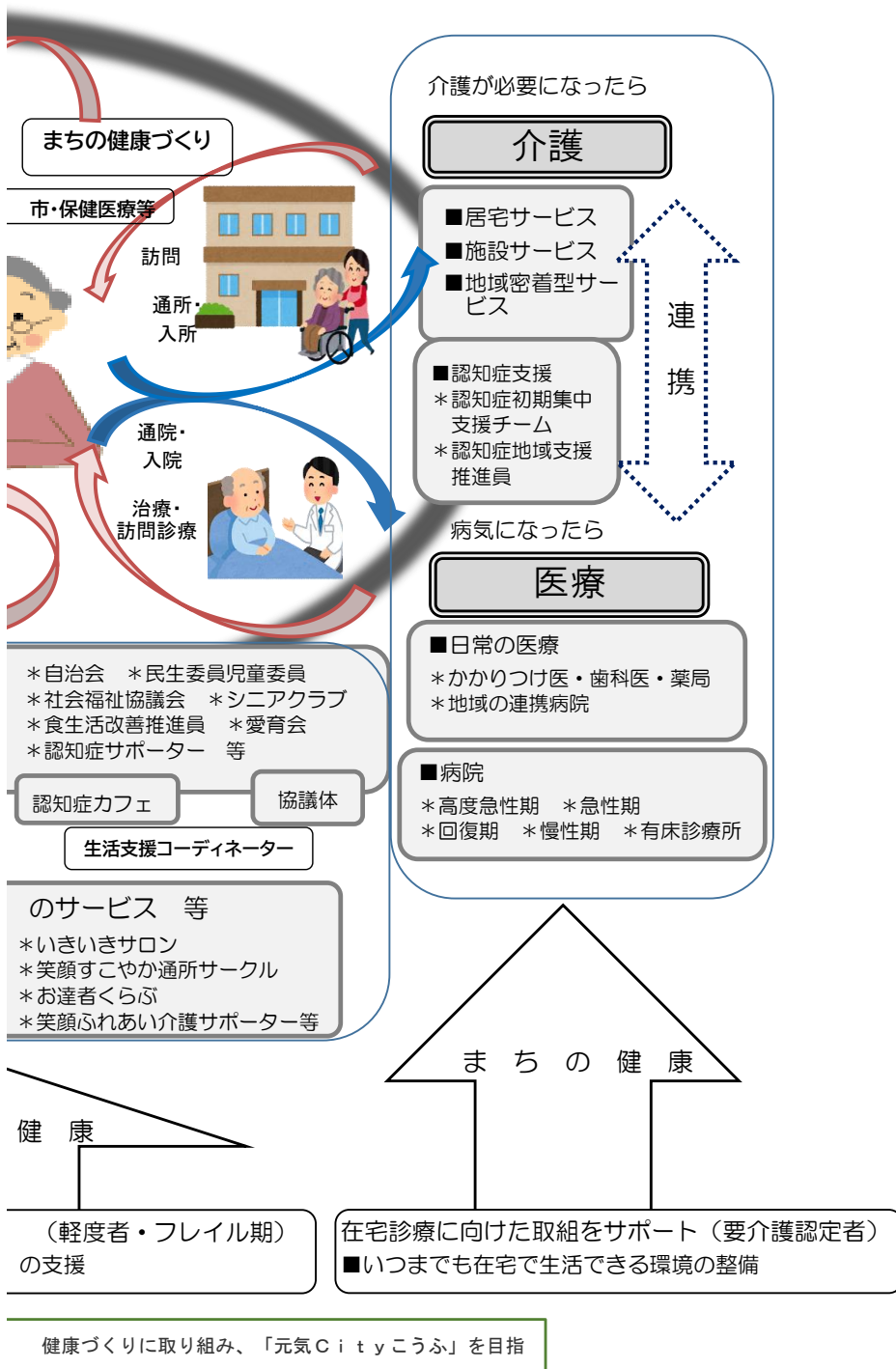
また、第5章において、施策に紐づく事業の具体的な内容を記載します。

## 2 甲府市の目指す地域包括ケア体制

「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまち」を実現する土台となる地域包括ケア体制の全体像を以下に示します。



## ケア体制



## 第4章 計画目標と施策体系

### 1 計画目標

この計画は、「第六次甲府市総合計画」の基本構想、「健康都市こうふ基本構想」や「健康都市宣言」の要素、及び「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念、並びに「老人福祉法」の基本理念、「介護保険法」の目的、及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の目的を踏まえ、次の3つの計画目標を設定します。

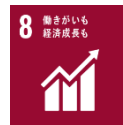
#### ●計画目標

#### 計画目標1

#### 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

高齢者がいきいきと輝けるよう、一人ひとりが健康寿命\*を延ばし、生きがいを持って社会に参加できるようにするための、支援の体制強化、各種活動の場の確保等を推進します。

<関連する主なSDGs\*>



#### 計画目標2

#### 地域の協働\*による暮らしの支え合いを充実する

生活にサポートが必要になってもいきいきと輝けるよう、地域住民と専門職や、専門職の連携による支え合いの推進、地域における介護予防・生活支援の充実、高齢者の権利擁護\*・虐待未然防止・早期発見・再発防止、住まいの確保等による安全・安心な暮らしの確保を推進します。

<関連する主なSDGs\*>

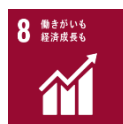


#### 計画目標3

#### 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる

介護や医療が必要になっても自分らしく暮らせるよう、介護サービスの充実、医療と介護の切れ目のないサービス提供や認知症になっても安心して暮らせる体制づくりを推進します。

<関連する主なSDGs\*>



## 2 施策と施策の方向

計画目標を達成するため、施策と施策の方向を設定します。

### 計画目標1

#### 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

##### 施策1 健康づくりの推進

＜目的＞自立して暮らすことができる元気な高齢者を増やす。

- 地域資源を活用しながら高齢者の多様なニーズに応じたプログラムを開催することで、高齢者一人ひとりの自主的な健康づくりを推進します。
- 定量的・定性的な指標に基づく健康づくりを推進します。

##### 施策2 生きがいづくりの推進

＜目的＞社会での活躍を通じて、自分らしく充実した生活を継続できる環境をつくる。

- 高齢者の交流の場による社会参加を促進します。
- 運動・スポーツや文化活動等の多様な生涯活動を展開していきます。
- ボランティア\*活動の場や体力に応じて働ける場を確保するなど、生涯を通して活躍できる環境づくりを推進します。

### 計画目標2

#### 地域の協働\*による暮らしの支え合いを充実する

##### 施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進

＜目的＞高齢者を取り巻く人が連携し、地域全体で高齢者の生活上の課題を解決する。

- 介護予防ケアマネジメントや包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議の充実によって、地域包括支援センター\*の機能強化を推進します。
- 地域包括支援センター\*を中心とした地域との連携づくりによって、地域包括ケアを支えるネットワークを強化します。
- 生活支援コーディネーターの配置によって、生活支援体制の整備を推進します。

##### 施策4 地域における生活支援・介護予防の充実

＜目的＞高齢者やその家族等の状態や生活スタイルを適切に把握し、地域全体で支える。

- 元気アップチェック\*を活用し、生活機能\*の低下がみられる高齢者の実態把握を行い、分析を行う中で介護予防・生活支援サービスの利用支援を行います。
- 介護予防・生活支援サービスは、行政と地域が協働\*で運営する事業を展開することで、高齢者が主体的・継続的に参加できる多様な居場所づくりを進めていきます。
- 支援が必要な高齢者だけでなく、家族介護者にとっても在宅介護が安心して行えるよう、介護者自身の生活の質に視点を置いた支援やネットワークの構築を図ります。

### 施策5 高齢者の権利擁護\*の推進

**＜目的＞本人の意思を尊重し、生涯を通して人としての尊厳が守られる環境をつくる。**

○高齢者虐待の未然防止・早期発見・再発防止のための庁内調整体制の整備、関係機関との連携体制の構築や成年後見制度の普及・啓発などを通じて、高齢者の権利擁護\*を推進します。

### 施策6 安全・安心な暮らしの確保

**＜目的＞社会から孤立せず、安全・安心に暮らし続けられる環境を整備する。**

○高齢者の暮らしに向き合った生活や、地域で見守られ本人が望む生活ができるような住まいの場が確保できるよう、高齢者向けの住まいを適切に供給していきます。

○防災対策や災害時における要配慮者の支援を充実し、災害対応力を強化します。

## 計画目標3

### 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる

#### 施策7 介護サービスの充実

**＜目的＞介護サービスを必要とする人に対し、質の高いサービスを提供する。**

○相談体制の充実や介護保険制度の情報発信を通じて、介護サービスの円滑かつ適正な利用を促進します。

○介護給付、予防給付等の適切なサービス提供及び質の向上を推進します。

#### 施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化

**＜目的＞医療と介護を一体的に提供する体制をつくる。**

○市内医療・介護関係機関の連携強化による「甲府スタイル」の在宅医療・介護の体制づくりを推進します。

○在宅医療・介護関係者に対する、基礎的内容及びスキルアップのための研修会を開催し、多職種による連携強化に向けて取り組みます。

○地域住民に向けて、在宅療養とACP（アドバンス・ケア・プランニング：望む医療やケアについてあらかじめ考え、繰り返し話し合い、他者と共有する取組）に関する普及啓発を行い、望む療養を支援する取組を実施します。

#### 施策9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進

**＜目的＞認知症になってもいきいきと自分らしく暮らせる環境、地域で支える環境をつくる。**

○認知症の相談窓口を広く周知し、早期発見・早期対応による重度化防止に努めます。

○認知症になってもその意思が尊重され、外出も含めた日常生活を地域で見守る体制を構築します。

○認知症の人を含む、高齢者の意思決定の適切な支援及び権利や利益の保護を図る支援については、施策5により取り組みます。



### 3 施策体系

<b>計画目標1 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する</b>	
<b>施策1 健康づくりの推進</b>	
方向	(1) 高齢者のニーズに沿った健康づくり事業の実施
<b>施策2 生きがいつくりの推進</b>	
方向	(1) 高齢者の交流の場による社会参加の促進 (2) スポーツや文化活動等の生涯活動の促進 (3) ボランティア*活動の推進
<b>計画目標2 地域の協働*による暮らしの支え合いを充実する</b>	
<b>施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進</b>	
方向	(1) 生活支援体制の整備 (2) 地域包括支援センター*の機能強化及び専門職による自立支援
<b>施策4 地域における生活支援・介護予防の充実</b>	
方向	(1) 元気アップ高齢者の把握と支援 (2) 生活支援・介護予防の推進 (3) 通いの場を活用した社会参加の促進 (4) 見守り体制の充実 (5) 家族介護者の生活の質の確保 (6) 相談体制の整備
<b>施策5 高齢者の権利擁護*の推進</b>	
方向	(1) 成年後見制度の利用・促進 (2) 高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応
<b>施策6 安全・安心な暮らしの確保</b>	
方向	(1) 生活環境の整備 (2) 災害対応力の強化
<b>計画目標3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる</b>	
<b>施策7 介護サービスの充実</b>	
方向	(1) 介護保険事業の円滑な運営 (2) 介護の質の向上に向けた取組
<b>施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化</b>	
方向	(1) 切れ目のない提供体制構築に向けたネットワーク形成支援 (2) 医療・介護人材のスキルアップ、確保、定着支援 (3) 住民への普及啓発及び意思決定支援
<b>施策9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進</b>	
方向	(1) 認知症の普及啓発 (2) 認知症の予防・早期発見（重症化予防） (3) 認知症の人と家族を支える地域（環境）づくり

# 第5章 施策の展開

第5章では、施策・事業等の具体的な内容を記載しています。

以降のページの見方を以下に示します。

**計画目標 1**

**計画目標名**

自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

---

**施策 1 健康づくりの推進**

---

**施策 2 生きがいづくりの推進**

**施策 1 健康づくりの推進 施策名**

**【目的】**

**施策の目的**

・自立して暮らすことができる元気で健康な高齢者を増やす。

**【現状と課題】**

・本市では、「健康都市こうふ基本構想」を平成31（2019）年3月に策定するとともに、「健康都市宣言」を令和元（2019）年9月に制定し、健康寿命\*の延伸を図りながら活力あるまちづくりを推進しています。

・高齢者一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康診査や各種健康づくり教室等の充実や利用を促進していくことが必要です。

・新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の蔓延により高齢者の社会参加や外出等に影響を与えていたことから、フレイル\*や生活機能\*の低下の予防のために基本的な感染症対策を実施しながら、地域と連携し、健康づくりに取り組んでいく必要があります。

・高齢者の健康状態の把握や地域における健康課題の分析を進め、データなどの根拠に基づいた、心身の健康づくり活動への支援が求められます。

**【施策の方向】**

**施策の方向**

（1）高齢者のニーズに沿った健康づくり事業の実施

・地域資源を活用しながら高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、高齢者一人ひとりの自主的な健康づくりを推進します。

・定量的・定性的な指標に基づく健康づくりを推進します。

**施策 1**

**事業**

（1）アプリを活用した健康づくり支援

（2）各種検診の実施（健康診査・成人歯周病健診・後期高齢者歯科口腔健診）

**施策に紐づく事業**

（3）健康に関する各種講座の実施（あなたの地区（まち）の出張保健室/おいし食（く）・楽しく・元気塾/高齢者食育\*元気食/歯つらつ歯っぴーキャラバン/フレイル\*予防の充実）

（4）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

**<アウトカム指標>**

	<b>施策のアウトカム指標</b>	目標値
健康のための取組を1人あたり1回以上実施（介護予防・日常生活ニーズ調査）		73.0

**【事業】**

（1）アプリを活用した健康づくり支援

**事業名と事業内容**

身近なスマートフォンを用いて手軽に健康管理ができる「健康アプリ」を導入し、マイナポータルとの情報連携や健康に関する情報提供などを通じて、壮年期層など健康無関心層を含むより多くの市民の「健康意識の醸成」、「行動変容」及び「健康行動の習慣化」に繋がっていきます。

**<インプット指標>**

	<b>事業のインプット指標</b>	
参加者への通知数（回/月）	—	令和6年度 4 令和7年度 4 令和8年度 (2026) 4

**<アウトプット指標>**

	<b>事業のアウトプット指標</b>	
参加継続率（%）	—	令和6年度 35 令和7年度 40 令和8年度 (2026) 45

※現状値は、令和4（2022）年度。アウトカム指標の目標値は令和8（2026）年度。

## 【指標の分類】

分類	内容
アウトカム指標	施策・事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標。「日常生活に制限のない期間（健康寿命*）の延伸」などがあげられる。
インプット指標	施策・事業の実施に必要な金額や人の量を表す指標。例えば、「健康づくりの推進」という施策については、必要な予算や機関などがあげられる。
アウトプット指標	施策・事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量を表す指標。「健康づくりに取り組んでいる人の割合の上昇」などがあげられる。

## 計画目標 1

### 自分らしく暮らし続けられる健康づくりを推進する

#### ／ 施策1 健康づくりの推進

#### ／ 施策2 生きがいつくりの推進

### 施策1 健康づくりの推進

#### 【目的】

- ・自立して暮らすことができる元気な高齢者を増やす。

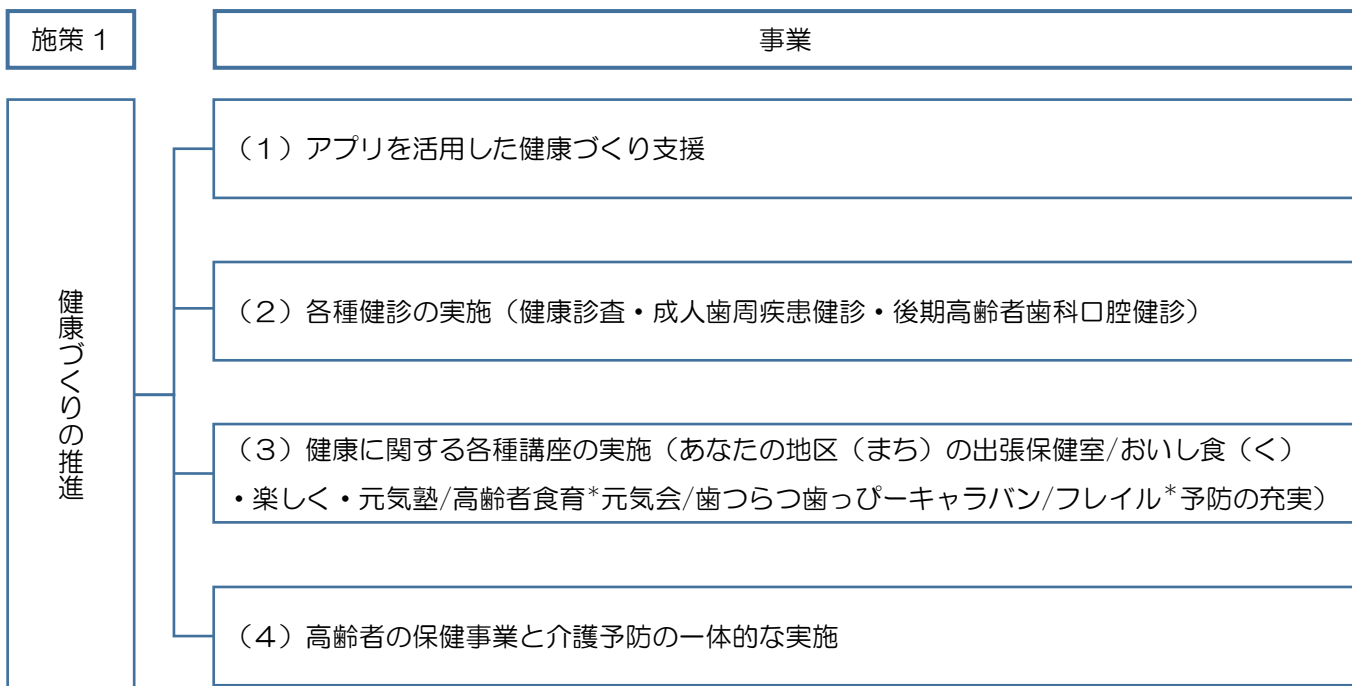
#### 【現状と課題】

- ・本市では、「健康都市こうふ基本構想」を平成31（2019）年3月に策定するとともに、「健康都市宣言」を令和元（2019）年9月に制定し、健康寿命\*の延伸を図りながら活力あるまちづくりを推進しています。
- ・高齢者一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康診査や各種健康づくり教室等の充実や利用を促進していくことが重要です。
- ・新型コロナやインフルエンザなどの感染症の蔓延により高齢者の社会参加や外出等に影響を与えていたことから、フレイル\*や生活機能\*の低下の予防のために基本的な感染症対策を実施しながら、地域と連携し、健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・高齢者の健康状態の把握や地域における健康課題の分析を進め、データなどの根拠に基づいた、心身の健康づくり活動への支援が求められます。

#### 【施策の方向】

##### （1）高齢者のニーズに沿った健康づくり事業の実施

- ・地域資源を活用しながら高齢者の多様なニーズに応じたプログラムを開催することで、高齢者一人ひとりの自主的な健康づくりを推進します。
- ・定量的・定性的な指標に基づく健康づくりを推進します。



＜アウトカム指標＞

項目	現状値	目標値
健康のための取組をしている人の割合(%) (介護予防・日常生活ニーズ調査)	—	73.0

【事業】

(1) アプリを活用した健康づくり支援

身近なスマートフォンを用いて手軽に健康管理ができる健康アプリを導入し、マイナポータルとの情報連携や健康ポイントのデジタル化などの機能を活用する中で、壮年期層など健康無関心層を含むより多くの市民の「健康意識の醸成」、「行動変容」及び「健康行動の習慣化」に繋がっていきます。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
参加者への通知数(回/月)	—	4	4	4

＜アウトプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
参加継続率(%)	—	35	40	45

## (2) 各種健診の実施（健康診査・成人歯周疾患健診・後期高齢者歯科口腔健診）

①健康診査：健康状態を把握するための健康診査を実施し、病気の治療や、日常の健康管理と生活習慣の改善につなげます。

②成人歯周疾患健診・後期高齢者歯科口腔健診：19歳から74歳の人を対象に成人歯周疾患健診を、75歳以上の人を対象に後期高齢者歯科口腔健診を実施し、歯周疾患の把握と口腔機能\*チェックを行います。

## (3) 健康に関する各種講座の実施（あなたの地区（まち）の出張保健室/おいし食（く）・楽しく・元気塾/高齢者食育\*元気会/歯つらつ歯っぴーキャラバン/フレイル\*予防の充実）

①健康談話室：高齢者の健康づくりとして介護予防等の教室の実施や健康に関する様々な相談を看護専門職が行う、健康談話室を開設します。今後も市民への周知を図りながら、魅力ある事業を展開し、多くの市民が健康への関心を深めるふれあいの場として利用できるように努めます。

②あなたの地区（まち）の出張保健室：地域の身近な場所で、健康相談や正しい知識の情報を提供するために、地区の各種団体等と連携し、健康づくりに向けた取組を行います。また、市民が自分の地区担当保健師を知り、「相談できる」ということを認識するとともに、市民自ら健康を維持・増進し、いきいきと元気に暮らしていけるよう、健康意識の醸成や疾病予防及び健康増進のための教育や相談機能の充実を図ります。

③おいし食（く）・楽しく・元気塾：フレイル\*傾向にある高齢者が、生活の改善内容に気づき、取組を継続的に行うための教室を実施し、フレイル\*の予防・改善及び健康の維持・増進を図ります。

④高齢者食育\*元気会：健康寿命\*の延伸を図るため、低栄養\*予防を中心にバランスの良い食事内容について、食生活改善推進員\*等の協力を得て、身近な公民館や集会所などで、講義や調理実習などの実技を行う教室、食事会などを開催します。

⑤歯つらつ歯っぴーキャラバン：高齢者が、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、フレイル\*予防や介護予防、認知症の発症予防の観点を踏まえた、口腔機能\*低下予防、低栄養\*予防等についての教室や相談を実施し、フレイル\*予防の啓発に努めます。

⑥フレイル\*予防の充実：フレイル\*を予防するためには、4本柱（栄養・口腔・身体活動・人とのつながり）をバランスよく働きかける必要があります。市広報媒体、啓発ツール（リーフレット\*）を活用した啓発活動や、料理教室の開催など、フレイル\*予防の充実を図ります。

<インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康談話室の開催回数(回)	156	168	168	168
あなたの地区(まち)の 出張保健室の開催回数(回)	160	180	180	180
おいし食(く)・楽しく・ 元気塾の開催回数(回)	6回×2 クール	6回×2 クール	6回×2 クール	6回×2 クール
高齢者食育*元気会の 開催回数(回)	79	98	98	98
歯つらつ歯っぴーキャラバンの 開催回数(回)	35	35	35	35
フレイル*予防の普及啓発に係る 取組種別(種類)	5	5	5	5

<アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康談話室の参加者数(人)	1,409	1,800	1,800	1,800
おいし食(く)・楽しく・元気塾 の参加者数(人)	22	60	60	60



<あなたの地区(まち)の出張保健室>



<おいし食(く)・楽しく・元気塾>



<歯つらつ歯っぴーキャラバン>



<高齢者食育元気会>



#### (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康寿命\*の延伸を目標に、後期高齢者の保健事業や介護予防の取組を一体的に実施するために、医療・介護・健診等のデータから健康課題を整理・分析し、関係機関等との連携のもと後期高齢者に対してハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた事業を展開します。

①ハイリスクアプローチ：保健師、看護師、管理栄養士などが、糖尿病（疑いのある人含む）の人に対し、生活習慣の改善や様々な合併症、人工透析にならないようにアウトリーチによる重症化予防の支援をするとともに、健康状態未把握者に対し、それぞれの健康状態に応じた情報をお届けし、健康づくりや介護予防を一層推進します。

②ポピュレーションアプローチ：通いの場等において、保健師、看護師、管理栄養士などが健康意識の高揚を促し、生活習慣の改善や健診の受診につなげるために、保険制度の説明や健康づくり、フレイル\*予防・介護予防などについて講義し、市民の疑問に答えます。また、後期高齢者健診の受付や身体計測などを行います。



## 施策2 生きがいづくりの推進

---

### 【目的】

- 社会での活躍を通じて、自分らしく充実した生活を継続できる環境をつくる。

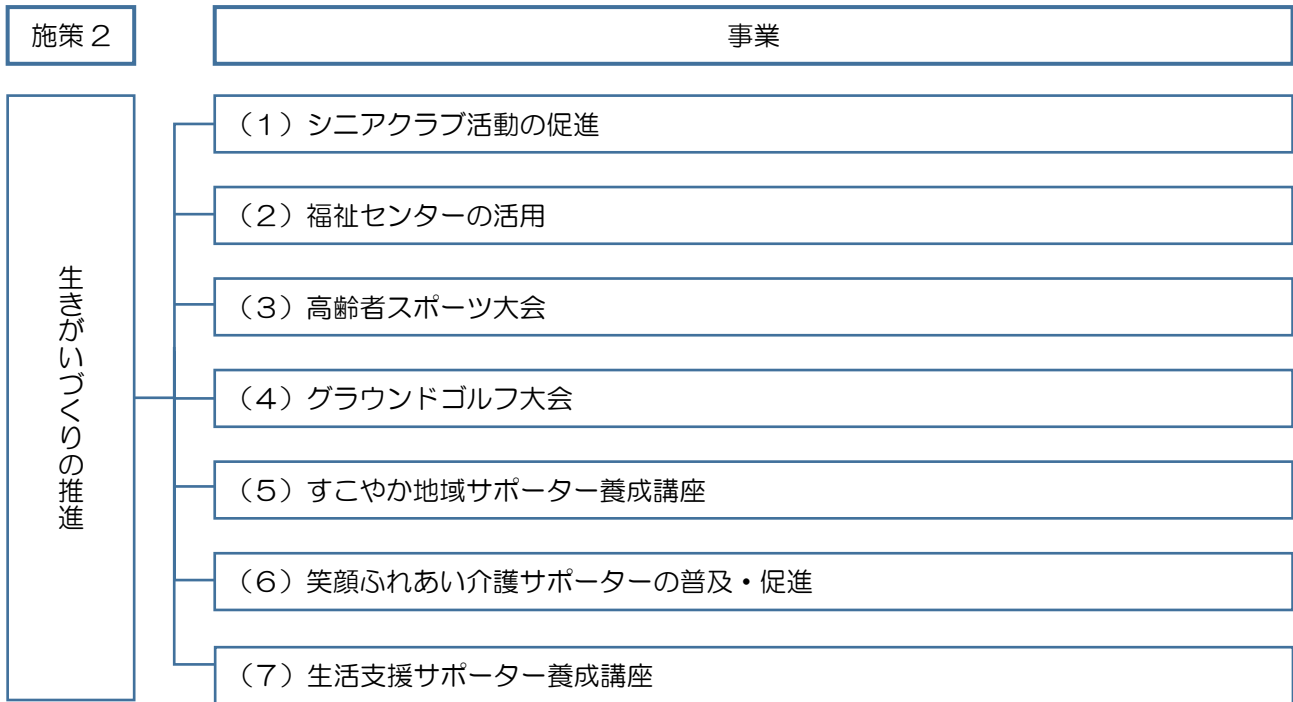
### 【現状と課題】

- 元気な高齢者は、健康でいきいきと活動できる場（地域活動、ボランティア\*や仕事等）を求めていることが、アンケートから分かっています。
- 地域活動の促進等のため、今後も活動内容の普及啓発等を通じた、高齢者が生涯活躍できる生きがいづくりの推進が必要です。
- 新型コロナへの対策を講じる中で、新しい活動場所の創出と新型コロナ禍後に向けての取組が求められます。
- 元気な高齢者が、地域の中の困りごとを地域住民同士で支え合う、生活支援サポーターの取組は、地区ごとの活動状況に偏りがあります。地域貢献等、生きがいを持って社会生活を求める人等が、生活支援サポーターの取組について知ることができるよう、普及啓発が必要です。

### 【施策の方向】

- （1）高齢者の交流の場による社会参加の促進
- （2）スポーツや文化活動等の生涯活動の促進
- （3）ボランティア\*活動の推進

- 高齢者の交流の場による社会参加を促進します。
- 運動・スポーツや文化活動等の多様な生涯活動を展開していきます。
- ボランティア\*活動の場や体力に応じて働ける場を確保するなど、生涯を通して活躍できる環境づくりを推進します。



<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
地域活動に週 1 回以上参加する人の割合 (%) (介護予防・日常生活ニーズ調査)	39.2	前回調査より増加

【事業】

(1) シニアクラブ活動の促進

健康で豊かな老後づくりのためのシニアクラブ活動を支援し、高齢者へ生きがいづくりや、社会参加を促進します。

<インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
普及啓発に係る広報活動 (種類)	2	3	3	3

## (2) 福祉センターの活用

市内に5か所ある福祉センターを運営し、高齢者、障がい者、寡婦並びにひとり親家庭の福祉の増進、教養の向上及びレクリエーションに関するサービスを総合的に提供します。

### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用促進に係る広報活動(種類)	2	3	3	3

### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉センターの利用者数(人)	63,019	63,500	64,000	64,500

### <福祉センターで開催した教室の様子>



## (3) 高齢者スポーツ大会

高齢者を対象としたスポーツ大会を実施することにより、高齢者の健康保持と生きがいを高めるとともに、社会参加機会の拡大を図ります。

### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者スポーツ大会の開催回数 (回)	1	1	1	1

#### (4) グラウンドゴルフ大会

グラウンドゴルフにより、高齢者が生涯を通して気軽にスポーツに親しみ、仲間との親睦を深める機会を創出します。活力に満ちた共生社会の実現や、心身ともに健康で楽しみのある生涯を送ることを目指し、グラウンドゴルフ大会を開催します。

##### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
グラウンドゴルフ大会の開催回数 (回)	1	1	1	1

#### (5) すこやか地域サポーター養成講座

高齢者の閉じこもり予防や介護予防のための地域活動を行うリーダーを育成し、地域活動の支援を行います。

##### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
すこやか地域サポーター養成講座 の開催回数(回)	15	15	15	15

##### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
すこやか地域サポーター養成講座 の修了者数(人)	755	765	775	785

<すこやか地域サポーター養成講座の様子>



### (6) 笑顔ふれあい介護サポーターの普及・促進

65歳以上の高齢者が介護施設において、イベントの手伝いや入所者の話し相手、施設の環境整備の手伝い等のボランティア活動を通じて、ポイントを付与することにより、高齢者の心身の健康づくりや介護予防を推進します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
笑顔ふれあい介護サポーターの登録者数(人)	42	42	42	42

### (7) 生活支援サポーター養成講座

笑顔ふれあい訪問サポート事業(詳細については、P.49(2)に記載あり)において、利用者の自宅に訪問し、支援を行うサポーターです。地域でのボランティア\*活動を希望されている人は、所定の養成講座を受講することで、生活支援サポーターとして、登録されます。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援サポーターの登録者数(人)	49	増加	増加	増加

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援サポーターの活動回数(回)	336	増加	増加	増加



## 計画目標 2

### 地域の協働\*による暮らしの支え合いを充実する

／ 施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進

／ 施策4 地域における生活支援・介護予防の充実

／ 施策5 高齢者の権利擁護\*の推進

／ 施策6 安全・安心な暮らしの確保

#### 施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進

##### 【目的】

- ・高齢者を取り巻く人が連携し、地域全体で高齢者の生活上の課題を解決する。

##### 【現状と課題】

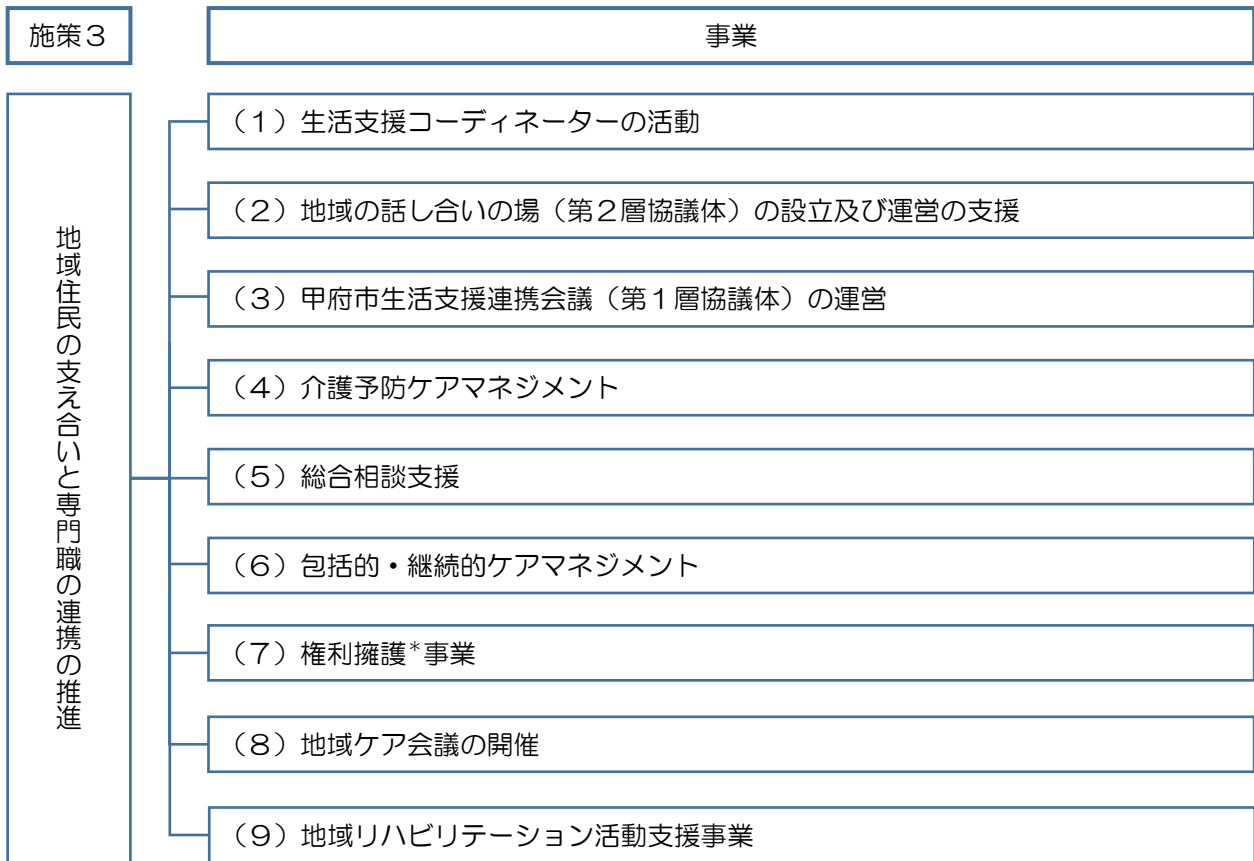
- ・本市では、第4次高齢者支援計画（平成24（2012）年度）から継続的に地域包括ケア体制の構築・推進に取り組んでいます。可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援や切れ目のないサービス提供が重要です。
- ・地域の関係団体と連携しながら、高齢者を見守り、互いに支え合うまちづくりを進めていくことが求められます。
- ・高齢者の暮らしを地域全体で支えていくための、地域包括支援センター\*を核としたネットワークの強化については、一定の取組が確保できており、今後も更なる推進が求められます。
- ・住民主体の介護予防等の取組の基盤づくりにあたり地域活動の支援が必要であることから、日常生活圏域ごとに配置する生活支援コーディネーター（詳細については、P.43（1）に記載あり）による継続的な支援が重要です。

##### 【施策の方向】

（1）生活支援体制の整備

（2）地域包括支援センター\*の機能強化及び専門職による自立支援

- ・介護予防ケアマネジメントや包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議の充実によって、地域包括支援センター\*の機能強化を推進します。
- ・地域包括支援センター\*を中心とした地域との連携づくりによって、地域包括ケアを支えるネットワークを強化します。
- ・生活支援コーディネーターの配置によって、生活支援体制の整備を推進します。



<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
「あなたは家族以外に相談できる人はいるか」で「そのような人はいない」と回答した人の割合(%) (介護予防・日常生活圏域二一ス調査)	42.7	前回調査より減少

## 【事業】

### (1) 生活支援コーディネーターの活動

住民、NPO\*法人、民間企業等の多様な主体が地域の中で高齢者を支えていけるよう、生活支援コーディネーターを日常生活圏域（詳細については、P.92に記載あり）ごとに配置し、社会資源や生活支援ニーズの把握、地域を支える担い手の発掘や養成等の活動を推進します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援コーディネーターの活動回数(回)	302	310	310	310

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域の話し合いの場(第2層協議体)の設置数(箇所)	11	13	14	15

### (2) 地域の話し合いの場(第2層協議体)の設立及び運営の支援

生活支援コーディネーターが、各地区の自治会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの地域住民への働きかけを行う中で、地域の話し合いの場である第2層協議体の設立や運営を支援します。

### (3) 甲府市生活支援連携会議(第1層協議体)の運営

各地域の話し合いの場(第2層協議体)で出された地域の課題や取組を持ち寄る中で、全市的に共通する課題に必要な支援や、より良い取組を広める方法などについては、甲府市生活支援連携会議(第1層協議体)において検討します。

### (4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援します。

### (5) 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築します。また、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

### (6) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働\*等により連携します。また、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働\*の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

### (7) 権利擁護\*事業

高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止や対応等、高齢者の権利擁護\*のために必要な支援を行います。

(事業の詳細な内容は、施策5に示します。)

## (8) 地域ケア会議の開催

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、「地域ケア会議」を開催します。

「地域ケア会議」には、5つの機能(個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能)があり、高齢者の支援の充実、及び地域の特性に応じた地域包括ケア体制の整備につなげるための地域づくりを目指しています。

本市における「地域ケア会議」は主に個別ケースの課題を解決する「地域ケア会議(個別)\*」と、地区や日常生活圏域等で開催し、多職種が協働して高齢者の自立に資するケアマネジメント実践力を高め、地域課題を明らかにする「地域ケア会議(自立支援型)\*」と、地域課題から資源開発や、政策形成等地域づくりにつなげる「地域ケア会議(高齢者支援地域推進会議)\*」があり、いずれも地域包括支援センター\*が開催します。

### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域ケア会議の実施回数(回)	107	107	107	107

### <地域ケア会議の様子>



### (9) 地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援に資する取組を推進し、地域における介護予防の機能を強化することを目的に、地域ケア会議等に介護予防に関する専門知識を有するリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を派遣し、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、介護予防に資する支援を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
協力事業所登録数（箇所）	20	21	22	23

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
リハビリテーション専門職派遣回数（回）	29	36	38	40

#### <地域リハビリテーション活動支援事業活動の様子>



## 施策4 地域における生活支援・介護予防の充実

### 【目的】

- ・高齢者やその家族等の状態や生活スタイルを適切に把握し、地域全体で体制を整備する。

### 【現状と課題】

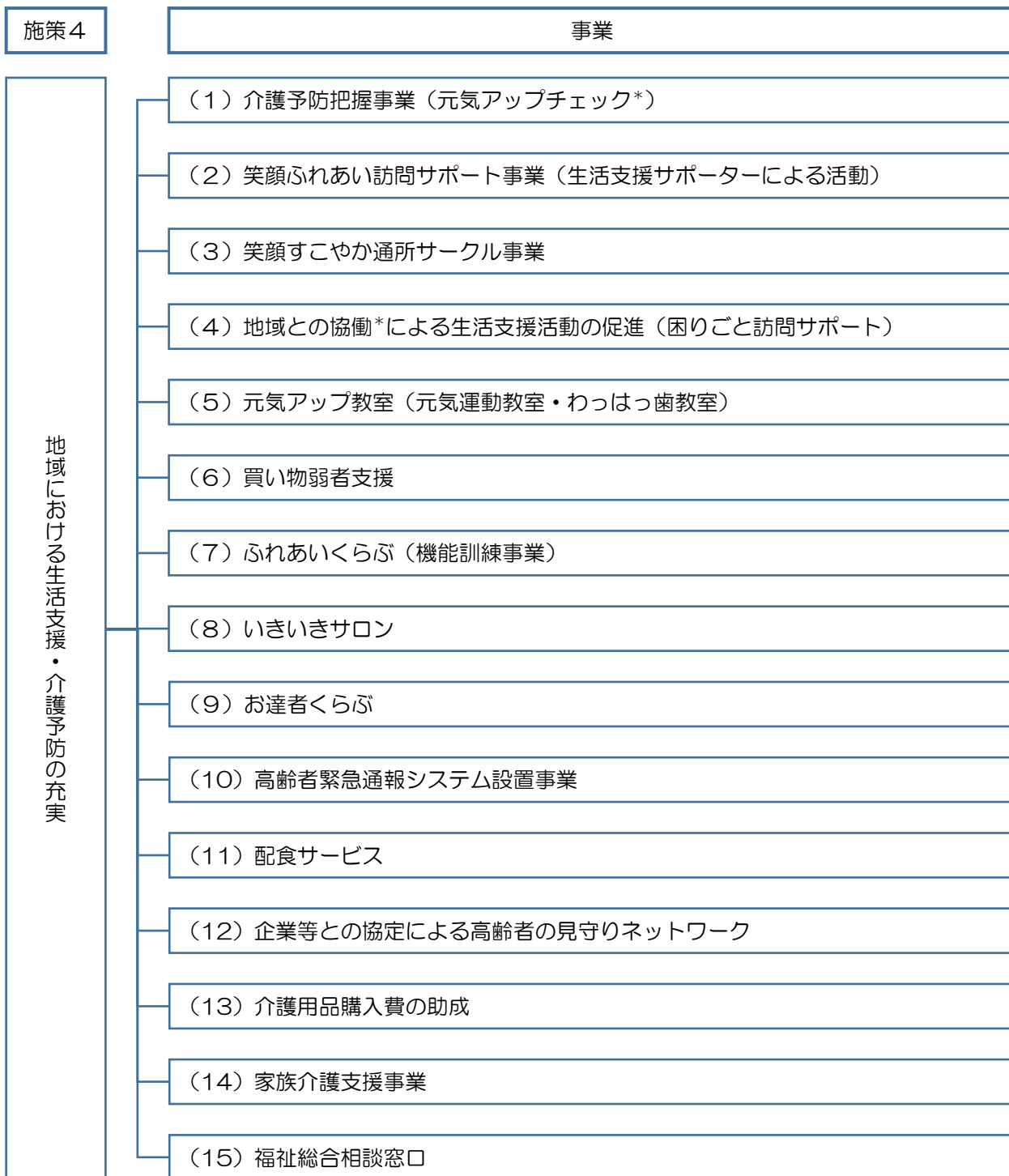
- ・生活支援・介護予防が必要な人がサービスを適切に利用できるよう、総合的な相談体制を維持していくことが求められます。
- ・引き続き元気アップ高齢者（元気アップチェック\*の結果、生活機能\*の低下が認められる人）の把握及び、介護予防に資する活動へつなげることが求められます。
- ・施策を推進する上で重要となる地域の支え合い活動は、社会福祉協議会や地域包括支援センター\*と連携した立ち上げの支援が必要です。

### 【施策の方向】

- （1）元気アップ高齢者の把握と支援
- （2）生活支援・介護予防の推進
- （3）通いの場を活用した社会参加の促進
- （4）見守り体制の充実
- （5）家族介護者の生活の質の確保
- （6）相談体制の整備

- ・元気アップチェック\*を活用し、生活機能\*の低下がみられる高齢者の実態把握を行い、分析を行う中で介護予防・生活支援サービスの利用支援を行います。
- ・介護予防・生活支援サービスは、行政と地域が協働\*で運営する事業を展開することで、高齢者が主体的・継続的に参加できる多様な居場所づくりを進めていきます。
- ・支援が必要な高齢者だけでなく、家族介護者にとっても在宅介護が安心して行えるよう、介護者自身の生活の質に視点を置いた支援やネットワークの構築を図ります。





<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
介護予防や健康維持への関心がある人の割合（％） （介護予防・日常生活圏域二一ス調査）	—	52.0

**【事業】**

**(1) 介護予防把握事業（元気アップチェック\*）**

フレイル\*傾向にある高齢者を早期に発見し、個別計画に基づいた取組を継続的に行い、フレイル\*予防・改善及び健康の維持・増進を図るために実施します。内容は国の基本チェックリスト\*に、本市独自の設問（11問）を加え、介護予防・生活支援サービス事業の対象者でない人、並びに要支援及び要介護認定でない75歳以上の奇数年齢の高齢者を対象に郵送によるチェックを行います。このチェックにより生活機能\*低下がみられる高齢者へは、元気アップ事業への利用勧奨などを行います。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
元気アップチェック*の実施 (勧奨回数・再勧奨回数)	3回・3回	3回・3回	3回・3回	3回・3回

＜アウトプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
元気アップチェック*の回答率 (%)	83.0	83.0	83.0	83.0

**(2) 笑顔ふれあい訪問サポート事業（生活支援サポーターによる活動）**

要支援者等を対象に、生活支援サポーター（詳細についてはP.40（7）を参照）として登録された地域住民により掃除、調理、洗濯などの自立支援に向けた日常生活の支援を実施します。

**(3) 笑顔すこやか通所サークル事業**

要支援者等を対象に、住民が主体となって軽体操や趣味活動を行うなど、介護予防に資する活動を実施します。

**(4) 地域との協働\*による生活支援活動の促進（困りごと訪問サポート）**

地域で支え合い活動を実施している、または活動の準備をしている団体を対象に、補助金の交付や実施に関する助言などの支援を実施します。

### (5) 元気アップ教室（元気運動教室・わっはっ歯教室）

要支援者等を対象に、リハビリテーションや歯科衛生に関わる専門職等が運動機能や口腔機能\*の維持・向上のための指導をします。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
元気アップ教室の利用者数 (のべ) (人)	265	275	285	295

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
元気アップ教室の利用者のうち主観的健康観*が改善したと実感した人の割合(%)	26.0	27.0	28.0	29.0


#### <「元気アップ教室」チラシ(抜粋)>

### 元気運動教室・わっはっ歯教室 のご案内

最近、ちょっと  
歩くと疲れて…



外出したいけど、  
ふらついたり置く  
のが怖い

むせやすくて、  
飲み込みづらい



この教室は、運動機能や口腔機能の低下や悪化の予防・機能向上を図るため、短期間集中的に教室に取り組み、教室で学んだことを自宅や日常生活の中で実践し、セルフケアを行うことを目的に実施します。

●参加対象者  
次のいずれかに該当している方が対象です。  
①要支援1・2の認定を受けている65歳以上の方  
②元気アップチェックで生活機能の低下が見られた元気アップ高齢者(サービス事業対象者)

### (6) 買い物弱者支援

買い物に支援を必要とする高齢者を対象に、配達や出張販売を行う商店や事業所を紹介し、利便性の向上を図るとともに、訪問の際の見守りを行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
買い物弱者支援登録店舗数 (店舗)	46	33	33	33

### (7) ふれあいくらぶ（機能訓練事業）

主に介護保険の認定を受けていない高齢者等を対象に、閉じこもりの防止や、介護が必要な状態になることを予防し、地域において自立した日常生活が送れるよう、愛育会等の地区組織や関係機関の協力のもと、公民館等の身近な場所において、体操を中心としたフレイル\*予防や認知症予防（レクリエーションや創作活動含む）の取組を行います。必要に応じて市地区担当保健師も参加し、健康相談や介護予防相談を行い、地区の健康づくり組織と協働します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ふれあいくらぶの開催回数（回）	69	140	150	160

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ふれあいくらぶの参加者数 (のべ) (人)	827	1,680	1,800	1,920

#### <ふれあいくらぶ活動の様子>



## (8) いきいきサロン

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で孤立せず健康でいきいきと安心して生活が送れるよう、地域住民グループ等が主体となってサロンを運営します。

### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
いきいきサロンの設立件数 (サロン)	2 累計 127	3	3	3

### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
いきいきサロンの参加者数(人)	33,955	34,800	35,600	36,400

<いきいきサロン活動の様子>



### (9) お達者くらぶ

福祉センターで実施する 60 歳以上の高齢者を対象とした健康づくりや介護予防のための講座です。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
お達者くらぶの開催回数(回)	104	104	104	104

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
お達者くらぶの参加者数(人)	919	1,000	1,000	1,000

<お達者くらぶ活動の様子>



### (10) 高齢者緊急通報システム設置事業

在宅一人暮らし高齢者の世帯や重度心身障がい者を対象に、緊急通報システムの機器を貸与し、不安の解消や日常生活の安全の確保を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人)	488	488	488	488



### (11) 配食サービス

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、病気や障がいにより、食事づくりが困難な人に、安否確認を兼ねた夕食の宅配サービスを行い、高齢者の自立と生活の質の向上を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
配食サービスの周知チラシ発送数 (枚)	0	160	160	160

#### <配食サービスの様子>



### (12) 企業等との協定による高齢者の見守りネットワーク

地域における高齢者の見守り活動\*に加え、民間事業者との協力による見守り体制の強化を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
協定締結事業所数(事業所)	25	45	48	51

### (13) 介護用品購入費の助成

高齢者を在宅で介護する家庭に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することで経済的負担の軽減を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
登録者数(人)	89	90	90	90



### (14) 家族介護支援事業

地域における生活支援・介護予防の重要な担い手である家族が、過度な負担なく、自分らしい人生を送りながら介助・介護を続けていくため、家族介護支援を行います。

家族介護者を対象に、介護に関する学習や、介護者自身のリフレッシュ・健康づくり、介護者同士の交流、サービス利用等の情報交換ができる場を提供します。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るために自身の介護を振り返るためのツール（自己チェック票）や、家族介護に関する情報発信を行うとともに、相談窓口等の周知を行います。多様化する家族介護者の課題に対応するため、庁内外の関係機関と情報共有・協議を行い、家族介護者を支える体制づくりなど支援の充実に向けて取り組みます。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
家族介護教室の実施回数（回）	11	12	12	12

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
家族介護教室参加者数（人）	97	106	106	106

<家族介護教室の様子>



### (15) 福祉総合相談窓口

高齢者の生活や福祉に関する相談を受け付けます。関係機関等と連携・調整し、総合的に保健・福祉等のサービスを案内するなどの支援を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉総合相談窓口の相談件数 (件)	239	240	240	240

## 施策5 高齢者の権利擁護\*の推進

### 【目的】

- ・本人の意思を尊重し、生涯にわたって人としての尊厳が守られる環境をつくる。

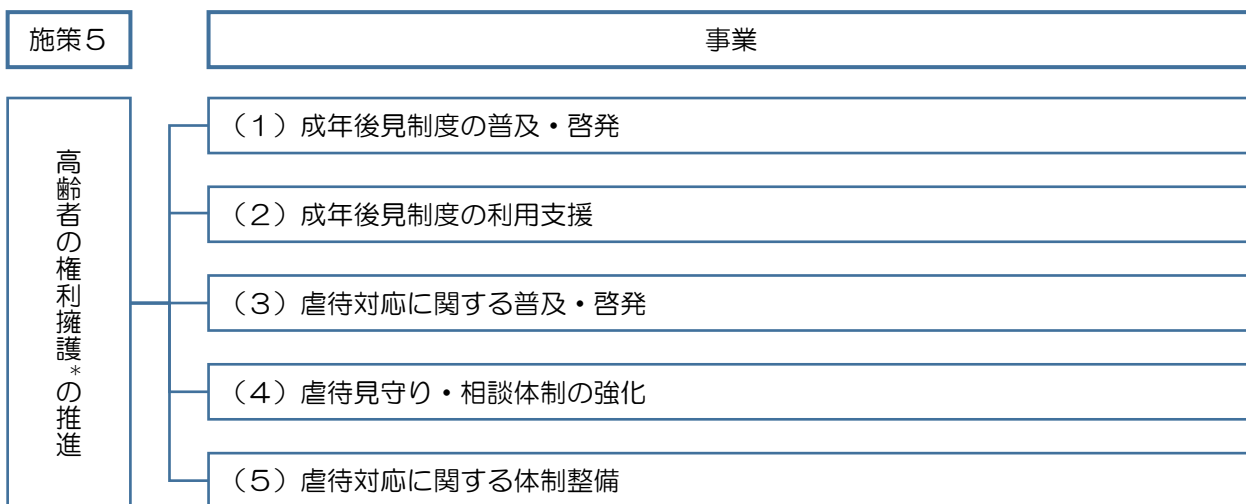
### 【現状と課題】

- ・高齢になると、権利を侵害されたり、財産が損なわれたりするような状態から、自分を守れなくなる場合があります。社会的に高齢者の権利擁護\*を進めることが求められます。
- ・成年後見制度を、市民後見人の確保や地域連携ネットワークの強化等、地域と連携しながら充実・普及させていくことが重要です。
- ・高齢者虐待に関する見守り体制の構築、未然防止・早期発見・早期対応の仕組みづくりが必要です。

### 【施策の方向】

- (1) 成年後見制度の利用・促進
- (2) 高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応

- ・高齢者虐待の未然防止・早期発見・再発防止のための庁内調全体制の整備、関係機関との連携体制の構築や成年後見制度の普及・啓発などを通じて、高齢者の権利擁護\*を推進します。



### <アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
成年後見制度を知っている人の割合 (%) (高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査)	36.8	47.0
虐待の相談先又は通報先を知っている割合 (%) (高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査)	—	50.0

**【事業】**

**(1) 成年後見制度の普及・啓発**

「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の普及促進を図るとともに、市民後見人の養成及び育成を行います。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度のチラシ設置数 (箇所)	—	10	30	50

**(2) 成年後見制度の利用支援**

認知症高齢者の権利を守り、被害を未然に防ぐために、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
申立てに要する報酬助成件数 (件)	60	60	60	60

**(3) 虐待対応に関する普及・啓発**

高齢者の権利が守られるよう、高齢者虐待の未然防止・早期発見を目指し、高齢者虐待に関する知識・情報の発信、相談窓口の周知等、高齢者虐待の対応に関する普及・啓発を行います。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
普及啓発に係る広報活動(種類)	2	3	4	5

#### (4) 虐待見守り・相談体制の強化

地域住民や介護保険事業所、地域包括支援センター\*等、高齢者を取り巻くネットワークによる見守りを実施します。また、地域包括支援センター\*等で相談に応じ、的確な状況把握に努めます。その上で必要な支援を行い、必要なサービスにつなげることで、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応を目指します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
普及啓発に係る広報活動(種類)	2	3	4	5

#### (5) 虐待対応に関する体制整備

庁内外の関係機関と情報共有・協議を行い、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための体制づくりなど虐待対応に関する体制整備を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
普及啓発に係る広報活動(種類)	2	3	4	5

#### <甲府市 HP における高齢者への虐待防止の記載>

甲府市 KOFU CITY

音声読み上げ Foreign Language  
文字サイズ・色合い変更 組織案内 お問い合わせ

Google カスタム検索 甲府市全体を検索 検索 検索方法

ホーム 防災・防犯 くらし 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ まち・環境 産業・ビジネス 市政情報

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 暴力・虐待 > 児童・高齢者への虐待防止

更新日: 2022年5月25日 0 コメント いいね! 0

### 児童・高齢者への虐待防止

現在、全国的に児童虐待の相談件数が急増しています。また、高齢者虐待事例も増加の傾向にあります。

市では虐待は重大な人権侵害と捉え、市民の皆さんの協力を得て、虐待を受けている(又は受けていると思われる)児童・高齢者の早期発見と迅速な安全確認を行うことや、虐待の周知による防止を図り、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。

#### 虐待とは?

児童・高齢者の人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為です。

具体的には、次のような行為が虐待にあたるものとされています。

#### 児童虐待

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。
- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- 児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 施策6 安全・安心な暮らしの確保

### 【目的】

- ・社会から孤立せず、安全・安心に暮らし続けられる環境を整備する。

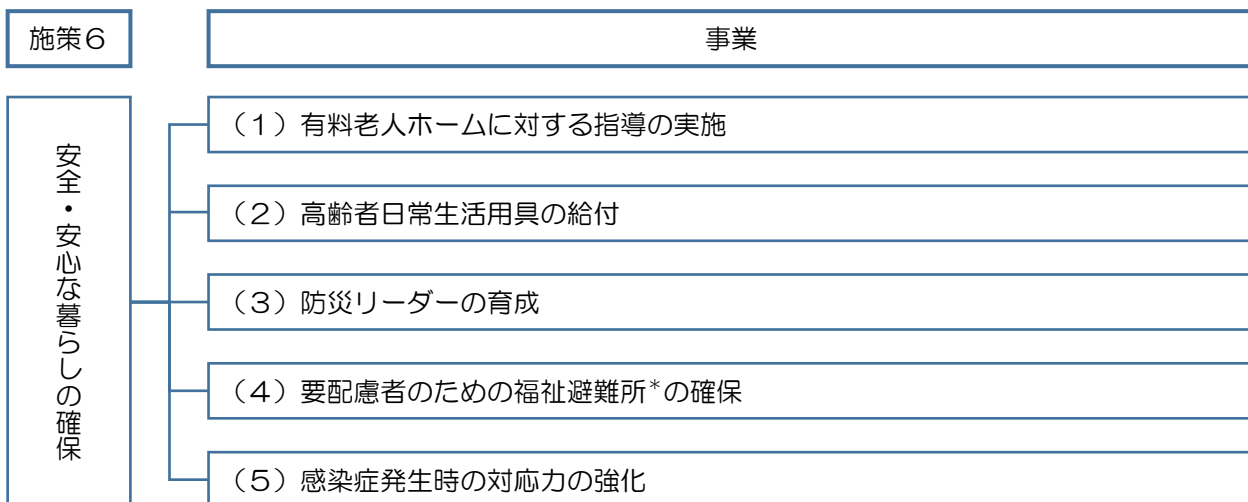
### 【現状と課題】

- ・高齢者が安心して暮らしていくためには、様々な分野や地域の関係者が連携しながら、高齢者の暮らしを支えていく必要があります。
- ・本市の高齢者数がピークを迎える令和22（2040）年に向けて、高齢者向けの住まいや施設を適切に確保していくことが求められます。
- ・水害や地震等への備えをしていくことが重要です。特に、感染症に配慮した避難所づくり等への対応は、事前に想定し、準備をしておく必要があります。

### 【施策の方向】

- （1）生活環境の整備
- （2）災害対応力の強化

- ・高齢者の暮らしに向き合った生活や、地域で見守られ本人が望む生活ができるような住まいの場が確保できるよう、高齢者向けの住まいを適切に供給していきます。
- ・防災対策や災害時における要配慮者の支援を充実し、災害対応力を強化します。



### <アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
災害対策の計画・体制が整っていると感じる事業所の割合（％）（事業所アンケート）	—	70.0

## 【事業】

### (1) 有料老人ホームに対する指導の実施

有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保するため、有料老人ホームの届出の促進に向けた取組と、老人福祉法に基づく指導監督を実施していきます。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実地指導の実施回数(回)	1	1	1	1

### (2) 高齢者日常生活用具の給付

心身機能の低下により、日常生活に支障がある在宅の高齢者に対し、電磁調理器・火災警報器を給付します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
給付者数(人)	3	3	3	3

### (3) 防災リーダーの育成

自助共助の精神のもと、災害に強いまちをつくるため、平常時には地域において、防災・減災に向けた対策の中心的な役割を担い、災害時には応急活動や避難所運営の支援を行う人材の育成を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
研修の実施回数(回)	2	2	2	2

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
防災リーダー登録者数(人)	1,225	増加	増加	増加

<防災リーダー指導育成研修会の様子>





#### (4) 要配慮者のための福祉避難所\*の確保

災害時に要配慮者のための福祉避難所\*の開設をするため、民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図ります。

##### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉避難所*の提携事業所数 (事業所)	75	75	75	75

#### (5) 感染症発生時の対応力の強化

感染時も切れ目なく、平時と同様のサービスを受けられる体制づくりに向け、サービス事業者等に感染症対応に関する研修を集団指導等で実施します。

##### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
集団指導の実施回数(回)	1	1	1	1



## 計画目標 3

### 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる

／ 施策7 介護サービスの充実

／ 施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化

／ 施策9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進

#### 施策7 介護サービスの充実

##### 【目的】

- ・介護サービスを必要とする人に対し、質の高いサービスを提供する。

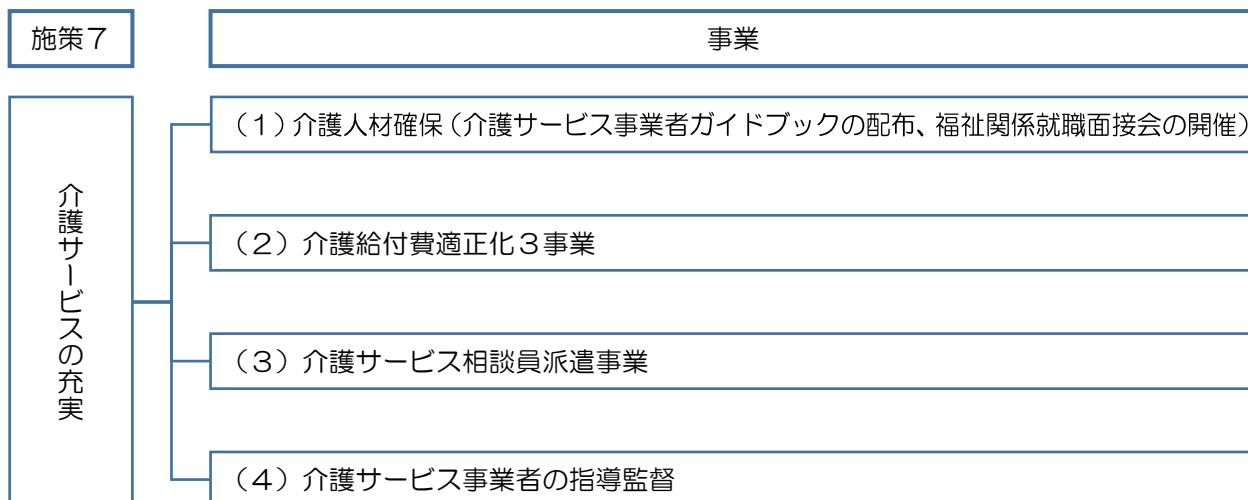
##### 【現状と課題】

- ・本市の要介護認定者の約4割は「今後、在宅で介護を受けたい」（介護サービス利用者満足度調査、介護サービス利用状況調査）と希望しているため、その希望を実現する環境づくりが求められます。
- ・複雑多様なサービスの中から、高齢者のニーズに合ったサービスを、適切なコミュニケーションの中でコーディネートしていくことが求められています。
- ・本市の要介護（要支援）認定率は全国と比較して、要介護2～3の割合が高く要支援1～2の割合が低い傾向があるため、重度化防止策の充実が求められます。

##### 【施策の方向】

- （1）介護保険事業の円滑な運営
- （2）介護の質の向上に向けた取組

- ・相談体制の充実や介護保険制度の情報発信を通して、介護サービスの円滑かつ適正な利用を促進します。
- ・介護給付、予防給付等の適切なサービス提供及び質の向上を推進します。



<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
介護保険サービス全般について「満足」と回答する人の割合 (%) (介護サービス利用満足度調査)	69.0	前回調査より増加

**【事業】**

(1) 介護人材確保（介護サービス事業者ガイドブックの配布、福祉関係就職面接会の開催）

① 介護サービス事業者ガイドブックの配布

本市が事務局を務める「甲府市介護サービス事業者連絡協議会」で作成している「甲府市介護サービス事業者ガイドブック」を地域包括支援センター\*等に配布します。

② 福祉関係就職面接会の開催

介護人材の確保に向け、就職面接会を開催し、求職者と求人企業との個別面談の機会を設けます。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ガイドブックの配布先件数 (箇所)	166	166	166	166

＜甲府市介護サービス事業者ガイドブック表紙＞



## (2) 介護給付費適正化3事業

介護給付費適正化3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン\*の点検及び住宅改修・福祉用具の実態調査、医療情報との突合・縦覧点検）を行い、利用者に対する適切なサービスの確保及び不適切な給付を削減します。

### ① 要介護認定の適正化

本市が認定調査を委託した事業所が実施した変更・更新に係る認定調査内容を、本市職員が書面の審査により点検します。

### ②-1 ケアプラン\*の点検

ケアマネージャー\*が作成したケアプラン\*の記載内容を、事業者からの提出により、本市職員がその内容の点検及び指導を行います。

### ②-2 住宅改修・福祉用具実態調査

住宅改修費の申請時に工事見積書の点検や竣工後に訪問調査により施工状況の点検を行います。福祉用具利用者に対する訪問調査により、福祉用具の必要性や利用状況を点検します。

### ③ 医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

## <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
住宅改修・福祉用具の現地調査件数(件)	—	10	10	10
要介護認定の適正化点検率(%)	—	100	100	100
福祉用具に重点を置いたケアプラン*点検数(件)	—	30	40	50

### (3) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が介護サービス事業所等に訪問し、利用者の相談に応じることにより、利用者の疑問や不安の解消と派遣を受けた事業所等の質の向上を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護サービス相談員派遣回数 (回)	212	300	300	300

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護サービス相談者数(人)	391	500	500	500

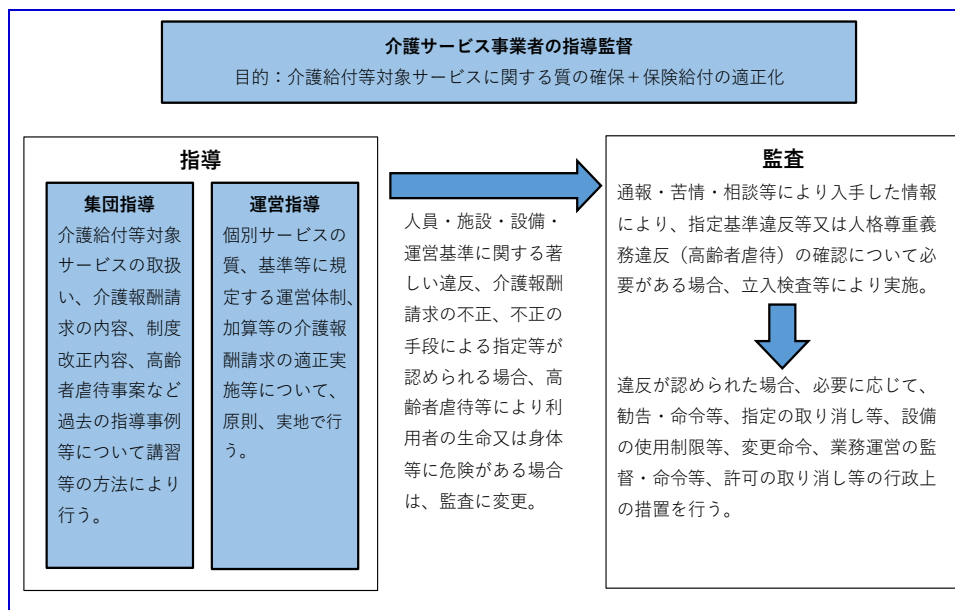
### (4) 介護サービス事業者の指導監督

介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、集団指導・運営指導を通して、介護サービス事業者に対する指導監督を実施していきます。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
文書指導件数割合(%) (文書指摘件数/実地指導件数)	23.7	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少

#### <介護サービス事業者の指導監督体系図>



## 施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化

### 【目的】

- ・在宅医療と介護を一体的に提供する体制の強化を図る。

### 【現状と課題】

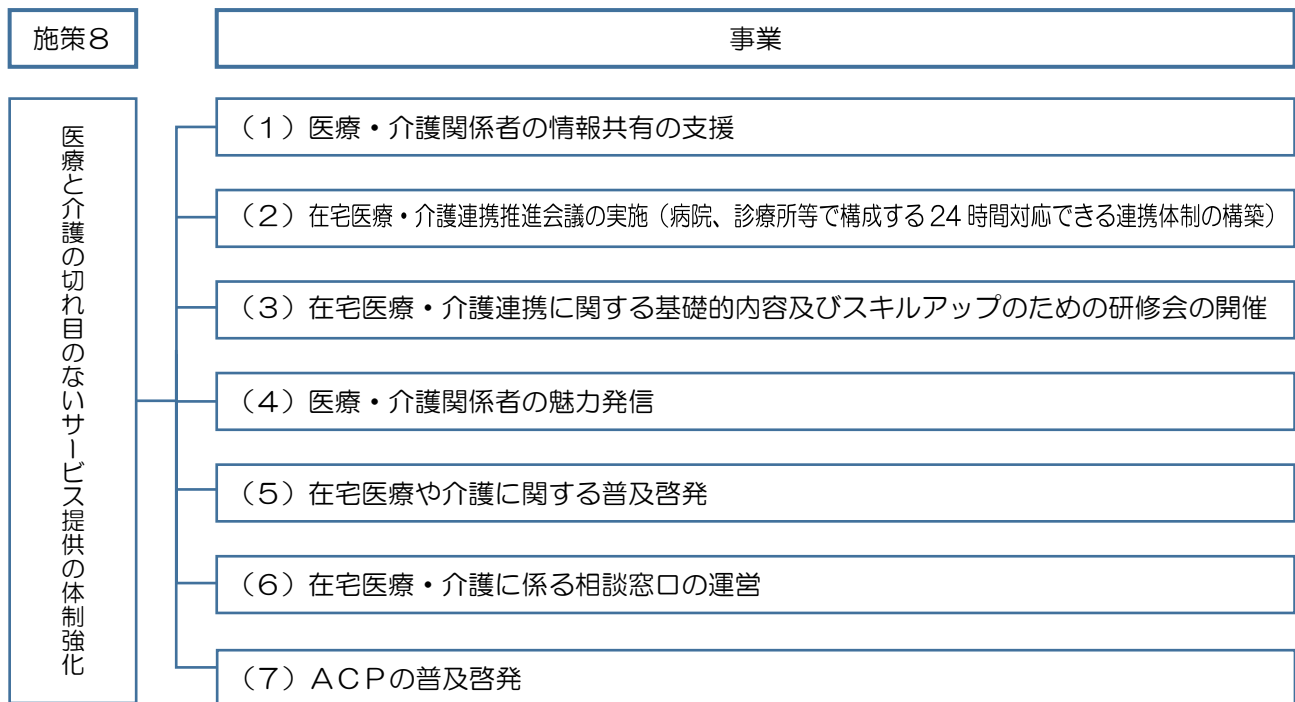
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、訪問診療を実施する診療所の増加や在宅医療・介護の連携強化が求められます。
- ・高齢者の急変や看取り等、在宅医療（介護施設を含める）を後方支援する体制の確保、24時間の医療ニーズに対応できる在宅医療の体制強化など、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築が必要です。
- ・医療介護の担い手の高齢化や人口減少により、医療介護専門職の人材不足が今後深刻になることが予測されます。このことから、ICT\*を活用した効率的な情報連携や在宅医療・介護従事者の連携強化のための医療・介護人材のスキルアップ、確保、定着支援が必要です。
- ・高齢者等が将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体とした適切なサービス選択につながるよう、在宅医療と介護の理解を促進するための、在宅医療・介護の普及啓発及びACP（アドバンス・ケア・プランニング：望む医療やケアについてあらかじめ考え、繰り返し話し合い、他者と共有する取組）等の意思決定支援が必要です。

### 【施策の方向】

- （1）切れ目のない提供体制構築に向けたネットワーク形成支援
- （2）医療・介護人材のスキルアップ、確保、定着支援
- （3）住民への普及啓発及び意思決定支援

- ・市内医療・介護関係機関の連携強化による「甲府スタイル」の在宅医療・介護の体制づくりを推進します。
- ・在宅医療・介護関係者に対する、基礎的内容及びスキルアップのための研修会を開催し、多職種による連携強化に向けて取り組みます。
- ・地域住民に向けて、在宅療養とACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する普及啓発を行い、望む療養を支援する取組を実施します。





<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
訪問診療医療機関数（箇所）	32	増加
連携がしやすくなったと回答した人の割合（％）（高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	69.7	75.0
在宅療養の認知度（％）（高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	49.3	60.0

**【事業】**

**(1) 医療・介護関係者の情報共有の支援**

医療・介護の資源情報について、ICT\*を活用し、最新の情報を効率的に共有できる「県央ネットやまなし 医療・介護情報検索システム\*」を運用し、市民及び医療・介護関係者の利便性を高めます。

また、医療・介護関係者のコミュニケーションを業務の状況に合わせた手段で円滑に行えるよう、情報共有に関する取組みについて検討します。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療・介護情報検索システム 周知回数(回)	—	4	4	4

＜アウトプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療・介護情報検索システム 月平均アクセス数(回)	—	1,265	1,380	1,495

＜医療・介護情報検索システム＞



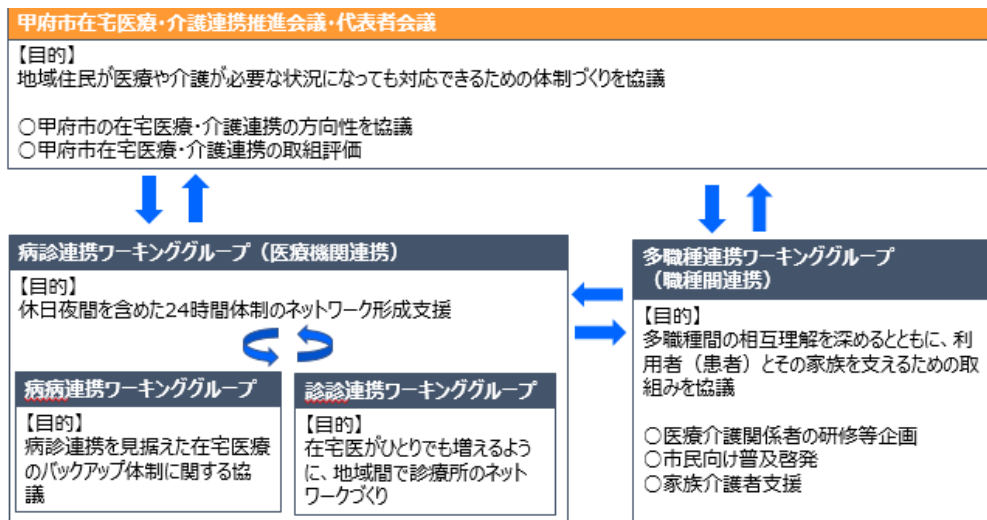
(2) 在宅医療・介護連携推進会議の実施（病院、診療所等で構成する24時間対応できる連携体制の構築）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、休日夜間を含めた24時間体制の確保のための多職種、多機関の切れ目のない提供体制に向けたネットワーク形成支援等を行うためのワーキンググループ\*を令和5（2023）年度4月より新たに設置しており、継続して検討を行います。

<インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ワーキンググループ*（WG） （病病・病診・診診・多職種）等の実施	各WG1 回以上	各WG1 回以上	各WG1 回以上	各WG1 回以上

<在宅医療・介護連携推進会議の体系図>



**(3) 在宅医療・介護連携に関する基礎的内容及びスキルアップのための研修会の開催**

在宅医療・介護の需要が増加する中、住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護従事者の相互理解や在宅医療・介護連携の理解の深化を図るため、在宅療養支援に対するスキルの平準化や本人・家族介護者を支える医療・介護関係者による質の高いサービス提供を目指し、専門職向けの研修会を実施します。

**<インプット指標>**

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療・介護関係者向け 研修の実施回数(回)	3	3	3	3

**<アウトプット指標>**

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療・介護関係者向け 研修の参加者数(人)	271	360	360	360

**<「多職種連携のための基礎講座」の様子>**



#### (4) 医療・介護関係者の魅力発信

地域住民や専門職に対して、広く在宅療養に関する情報や在宅医療・介護関係者の魅力・働き甲斐を発信することで、在宅医療・介護を必要とする人への利用促進や、医療・介護人材の確保・定着を図ります。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
啓発動画の掲載・周知回数(回)	—	7	7	7

<「在宅療養は一つの選択肢です～最期まで自分らしく生きるために～」(動画一場面)>

[https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kenko\\_seisaku/doga\\_zaitakuryouyou.html](https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kenko_seisaku/doga_zaitakuryouyou.html)



<<動画構成>>

第一部 在宅療養という選択肢～最期まで自分らしく生きるために～

第二部 在宅療養を支える専門職たち

訪問診療場面



訪問歯科診療場面





### (5) 在宅医療や介護に関する普及啓発

高齢化の進展による在宅医療・介護の需要が増加する中、在宅療養に関するイメージを本人や家族が理解したうえで導入されるよう、地域住民や専門職に対して、リーフレット\*や動画配信等により普及啓発を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
在宅療養に関する出前講座、ACPノートの配布、ポスター配布、専門職向け普及啓発に係る取組数(回)	50	400	400	400

#### <在宅療養のパンフレット>



#### <出前講座「ご存じですか?在宅療養」の様子>



### (6) 在宅医療・介護に係る相談窓口の運営

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域や自宅において自分らしい暮らしを続けながら、切れ目のない在宅医療と介護サービスが受けられるよう、相談窓口の運営により、相談を通じて在宅医療を支援するとともに、これを支える医療と介護サービスの連携を支援します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
相談窓口の開設数(箇所)	11	11	11	11

### (7) ACPの普及啓発

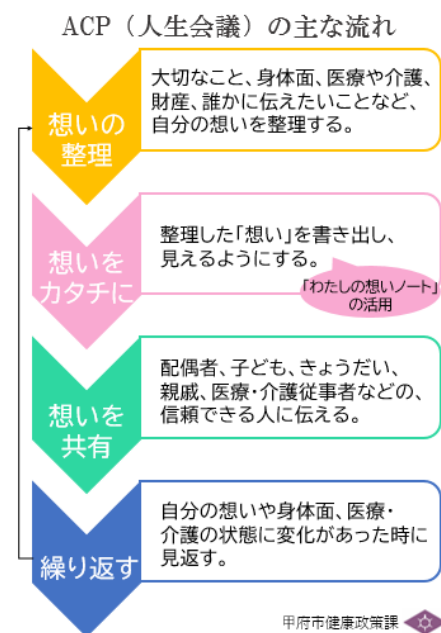
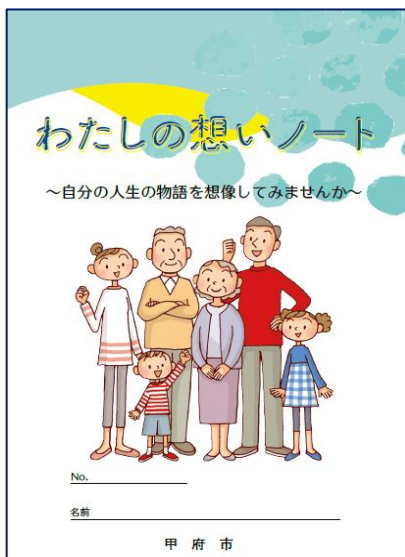
自分が病気になったり、介護が必要になったりしたときに、「自分はどう生きたいか」をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の想いを共有することをアドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）、略してACPといいます。

住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACPに関するノートの配布や地域住民への出前講座、専門職向けの研修の実施等により、ACPの普及啓発を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
在宅療養に関する出前講座、ACPノートの配布、ポスター配布、専門職向け普及啓発に係る取組数(回)	50	400	400	400

#### <ACPに関するノート>





## 施策9 認知症になっても安心して暮らせる体制づくりの推進

### 【目的】

- ・認知症になってもいきいきと自分らしく暮らせる環境、地域で支える環境をつくる。

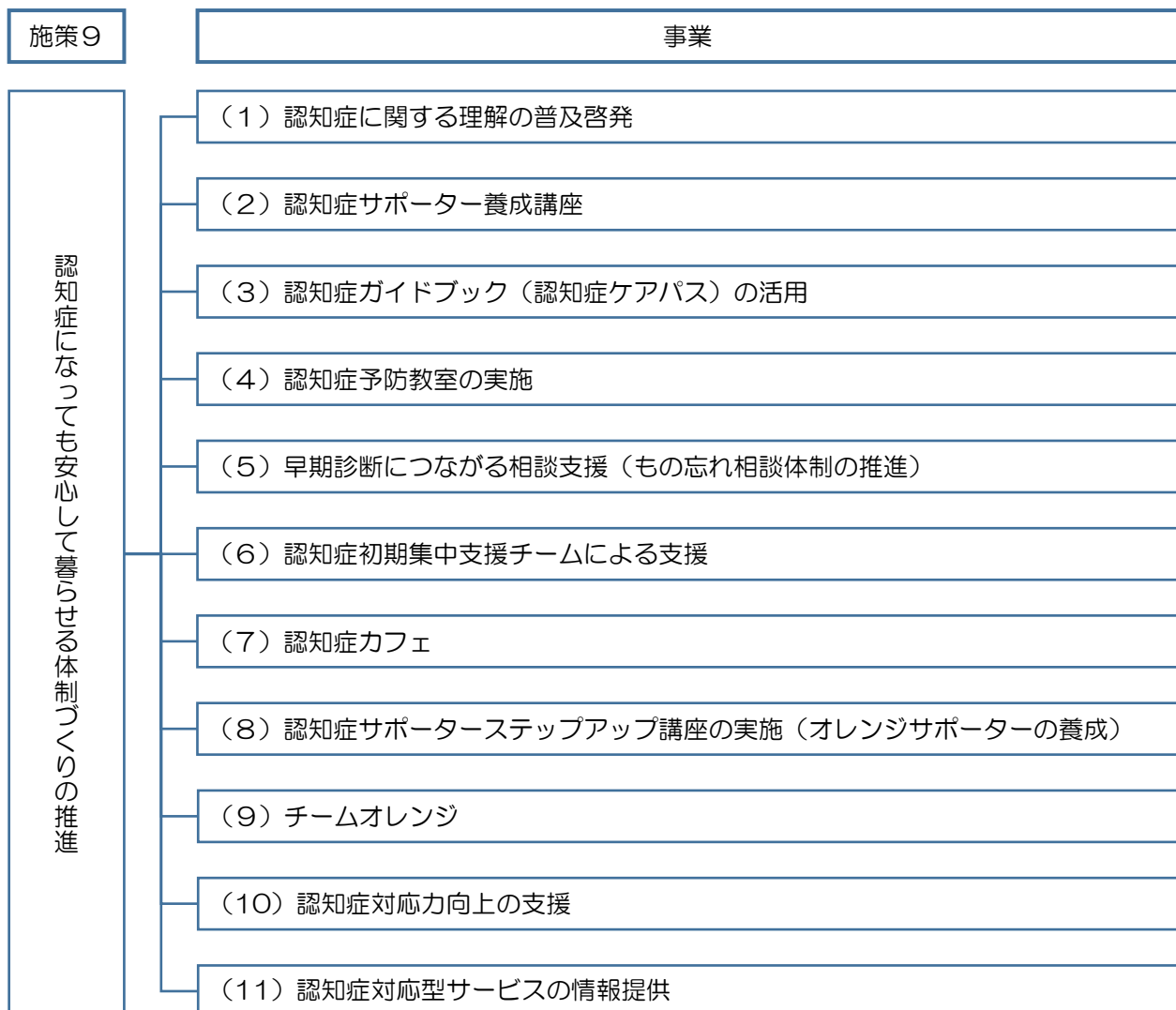
### 【現状と課題】

- ・認知症の「予防」や認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続ける「共生」には、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進め、認知症への社会の理解を深めることが求められています。
- ・認知症を「予防」（発症リスク低減等の一次予防、早期発見等の二次予防、重症化予防等の三次予防）するために早期診断・早期対応につなげていく取組が必要です。
- ・本市の、要介護（要支援）認定取得の主な要因として、認知症が一定の割合を占めていることが分かっています。国で示された共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進大綱に沿った取組を行うとともに、既に実施している認知症支援の取組を有機的につなげられる仕組みづくりが重要です。
- ・地域と連携し、認知症等の病気になっても、地域の中で暮らし続けられる「共生社会」実現のための取組（集いの場となる認知症カフェ、認知症サポーターの活躍）の推進が求められています。

### 【施策の方向】

- （1）認知症の普及啓発
- （2）認知症の予防・早期発見（重症化予防）
- （3）認知症の人と家族を支える地域（環境）づくり

- ・認知症の相談窓口を広く周知し、早期発見・早期対応による重度化防止に努めます。
- ・認知症になってもその意思が尊重され、外出も含めた日常生活を地域で見守る体制を構築します。
- ・認知症の人を含む、高齢者の意思決定の適切な支援及び権利や利益の保護を図る支援については、施策5により取り組みます。



<アウトカム指標>

項目	現状値	目標値
「認知症になっても、家族や周囲の人の理解や支えがあれば、地域で暮らすことができる」と回答する人の割合（%） （高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	45.4	前回調査より増加

**【事業】**

**(1) 認知症に関する理解の普及啓発**

認知症の相談窓口や認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進するために、認知症に関する広報や、講演会、認知症サポーター養成講座等の啓発活動を幅広い年代を対象に実施します。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症に関する普及啓発活動 (回)	4	5	5	5

**(2) 認知症サポーター養成講座**

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である、認知症サポーター養成講座を開催します。

＜インプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座開催回数 (回)	37	50	60	60

＜アウトプット指標＞

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座参加者 数(人)	525	900	1,200	1,500

＜認知症サポーターカード＞



＜認知症サポーターがいますステッカー  
(事業所向け)＞



### (3) 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の活用

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものです。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の設置場所数（箇所）	37	37	37	37

### (4) 認知症予防教室の実施

知的活動や人との交流を通して、認知症になりにくい生活習慣を身に付ける教室です。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症予防教室の実施回数（回）	1	1	1	1

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
教室申込者数（人）	11	15	15	15

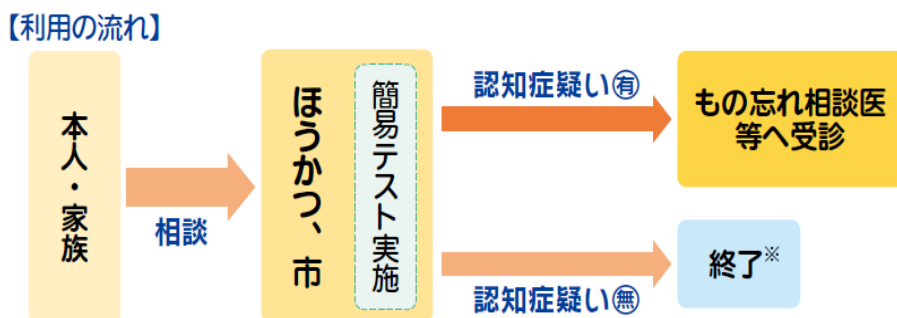
(5) 早期診断につながる相談支援(もの忘れ相談体制の推進)

甲府市医師会及び市内認知症サポート医と連携し相談から認知症の早期発見・診断・治療につなげる取組である「もの忘れ相談体制」等を活用し、早期診断と早期対応の仕組みづくりを強化します。

<インプット指標>

項目	現状値	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
早期診断につながる普及啓発に係る活用ツールの種類(種類)	3	5	5	5

<もの忘れ相談体制フローチャート>



<もの忘れ相談医ステッカー>



### (6) 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症の人(その疑いがある人)や、その家族を医療保健福祉の専門職が訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとなどについて話を伺い、その上で、認知症専門医の指導のもと、本人や家族の状況に合わせた、医療や介護サービスにつなげるための支援や家族の介護軽減などの支援をおおむね6か月間を目安に行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症初期集中支援チーム数	1	1	1	1

#### <「認知症初期集中支援チーム」パンフレット>



### (7) 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に参加でき集える場所です。飲み物を片手にお互いに情報交換や交流をしたり、認知症のことに詳しい専門職も参加しているので相談もできます。

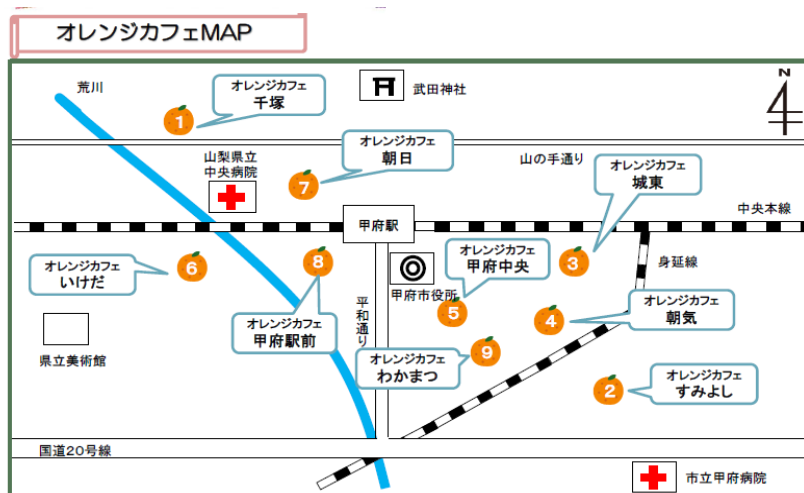
#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症カフェの設置に向けた働きかけの実施(公募回数)	1	1	1	1

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症カフェの設置数(箇所)	9	10	11	12

#### <「オレンジカフェ」チラシ(抜粋)>





**(8) 認知症サポーターステップアップ講座の実施（オレンジサポーターの養成）**

認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

認知症に関する基礎講座として「認知症サポーター養成講座」があり、つぎに学んだ認知症の理解を活かし、地域の中で活躍するサポーターを養成する講座として「認知症サポーターステップアップ講座」があります。認知症サポーター同士をつなげ、地域で生活する認知症の本人や家族を支える「チームオレンジ」に協力する人材を育成します。

**<インプット指標>**

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーターステップアップ講座の実施回数(回)	6	10	10	10

**<アウトプット指標>**

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーターステップアップ講座の参加人数(人)	88	120	120	120

### (9) チームオレンジ

認知症の本人や家族が抱える困りごとと地域の認知症サポーターをつなぐ取組です。近隣の認知症サポーターがチームを組んで、早期から認知症の本人や家族を支えます。認知症の本人やその家族もチームの一員となり、関係機関や生活関連企業と一緒に、みんながやりたいことやできることを増やしていけるような地域づくりを進めていきます。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
チームオレンジの設置に向けた働きかけの実施数	10	10	10	10

#### <アウトプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
チームオレンジ設置数(箇所)	1	9	12	15

#### <「チームオレンジ」チラシ>



### (10) 認知症対応力向上の支援

医療・介護等専門職の認知症対応力向上のため、甲府市医師会との共催により研修会等を実施します。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療・介護等専門職への認知症対応力向上に資する研修会の開催回数(回)	1	1	1	1

### (11) 認知症対応型サービスの情報提供

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護といった認知症の専門的なケアを受けられるサービスの情報提供を行います。

#### <インプット指標>

項目	現状値	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
グループホーム利用状況一覧のHP掲載回数(回)	12	12	12	12



○高齢者いきいき甲府プラン概略

①次期計画の体系骨子		②施策の目的	③施策の方向	④事業名	ページ番号	⑤インプット（市の活動）
計画目標	施策名					指標
計画目標1 自分らしく 暮らし続け られる健康 づくりを推 進する	施策1 健康づくりの 推進	自立して暮 らすことが できる元気 な高齢者を 増やす。	・高齢者のニーズに沿った健 康づくり事業の実施	アプリを活用した健康づくり支援	32	参加者への通知数（回/月）
				各種健診の実施 （健康診査・成人歯周疾患健診・後期 高齢者歯科口腔健診）	33	
				健康に関する各種講座の実施 （あなたの地区（まち）の出張保健 室/おいし食（く）・楽しく・元気塾 /高齢者食育元気会/歯つらつ歯っ びーキャラバン/フレイル予防の充 実）	33	健康談話室の開催回数（回） あなたの地区（まち）の出張保健室 の開催回数（回） おいし食（く）・楽しく・元気塾の 開催回数（回） 高齢者食育元気会の開催回数（回） 歯つらつ歯っびーキャラバンの開催 回数（回） フレイル予防の普及啓発に係る取組 種別（種類）
				高齢者の保健事業と介護予防の一体 的な実施	35	
	施策2 生きがいづく りの推進	社会での活 躍を通じ て、自分ら しく充実し た生活を継 続できる環 境をつく る。	・高齢者の交流の場による社 会参加の促進	シニアクラブ活動の促進	37	普及啓発に係る広報活動（種類）
				福祉センターの活用	38	利用促進に係る広報活動（種類）
			・スポーツや文化活動等の生 涯活動の促進	高齢者スポーツ大会	38	高齢者スポーツ大会の開催回数 （回）
				グラウンドゴルフ大会	39	グラウンドゴルフ大会の開催回数 （回）
			・ボランティア活動の推進	すこやか地域サポーター養成講座	39	すこやか地域サポーター養成講座の 開催回数（回）
				笑顔ふれあい介護サポーターの普 及・促進	40	笑顔ふれあい介護サポーターの登録 者数（人）
生活支援サポーター養成講座	40	生活支援サポーターの登録者数 （人）				

				⑥アウトプット（活動の実績）				⑦アウトカム（施策の成果）				
現状値 (R4)	目標			指標	現状値 (R4)	目標			指標	現状値 (R4)	目標	
	R6	R7	R8			R6	R7	R8				
—	4	4	4	参加継続率 (%)	—	35	40	45	健康のための取組をしている人の割合 (介護予防・日常生活ニーズ調査) (%)	73.0		
/				/								
156	168	168	168	健康談話室の参加者数 (人)	1,409	1,800	1,800	1,800				
160	180	180	180									
6回×2クール	6回×2クール	6回×2クール	6回×2クール	おいし食(く)・楽しく・元気塾の参加者数 (人)	22	60	60	60				
79	98	98	98									
35	35	35	35									
5	5	5	5									
/				/								
2	3	3	3									
2	3	3	3	福祉センターの利用者数 (人)	63,019	63,500	64,000	64,500	地域活動に週1回以上参加する人の割合 (介護予防日常生活ニーズ調査) (%)	39.2		
1	1	1	1									
1	1	1	1									
15	15	15	15	すこやか地域サポーター養成講座ののべ修了者数 (回)	755	765	775	785				
42	42	42	42									
49	増加	増加	増加	生活支援サポーターの活動回数 (回)	336	増加	増加	増加				
/				/								

第5章 施策の展開  
 高齢者いきいき甲府プラン概略

①次期計画の体系骨子		②施策の目的	③施策の方向	④事業名	ページ番号	⑤インプット（市の活動）			
計画目標	施策名					指標			
計画目標2 地域の協働による暮らしの支え合いを充実する	施策3 地域住民の支え合いと専門職の連携の推進	高齢者を取り巻く人が連携し、地域全体で高齢者の生活上の課題を解決する。	・生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターの活動	43	生活支援コーディネーターの活動回数（回）			
				地域の話し合いの場（第2層協議体）の設立及び運営の支援	43				
				甲府市生活支援連携会議（第1層協議体）の運営	43				
			・地域包括支援センターの機能強化及び専門職による自立支援	介護予防ケアマネジメント	43	地域ケア会議の実施回数（回）			
				総合相談支援	44				
				包括的・継続的ケアマネジメント	44				
				権利擁護事業	44				
				地域ケア会議の開催	45				
				地域リハビリテーション活動支援事業	46				
			・生活支援・介護予防の推進	高齢者やその家族等の状態や生活スタイルを適切に把握し、地域全体で体制を整備する。	・元気アップ高齢者の把握と支援	介護予防把握事業（元気アップチェック）	49	元気アップチェックの実施（勸奨回数・再勸奨回数）	
	笑顔ふれあい訪問サポート事業（生活支援サポーターによる活動）	49							
	・通いの場を活用した社会参加の促進	笑顔すこやか通所サークル事業			49	協力事業所登録数（箇所）			
		地域との協働による生活支援活動の促進（困りごと訪問サポート）			49				
		元気アップ教室（元気運動教室・わっはっ歯教室）			50				
	・見守り体制の充実	高齢者やその家族等の状態や生活スタイルを適切に把握し、地域全体で体制を整備する。			・買利物弱者支援	買利物弱者支援	50	買利物弱者支援登録店舗数（店舗）	
						・通いの場を活用した社会参加の促進	ふれあいくらぶ（機能訓練事業）	51	ふれあいくらぶの開催回数（回）
							いきいきサロン	52	いきいきサロンの設立件数（サロン）
						・見守り体制の充実	高齢者緊急通報システム設置事業	お達者くらぶ	53
	配食サービス	54			利用者数（人）				
	・家族介護者の生活の質の確保	高齢者緊急通報システム設置事業	配食サービス	企業等との協定による高齢者の見守りネットワーク	54	配食サービスの周知チラシ発送数（枚）			
				介護用品購入費の助成	54	登録者数（人）			
				家族介護支援事業	55	協定締結事業所数（事業所）			
	・相談体制の整備	高齢者緊急通報システム設置事業	配食サービス	福祉総合相談窓口	55	協定締結事業所数（事業所）			
				福祉総合相談窓口の相談件数（件）	55				
	施策5 高齢者の権利擁護の推進	本人の意思を尊重し、生涯にわたって人としての尊厳が守られる環境をつくる。	・成年後見制度の利用・促進	成年後見制度の普及・啓発	57	成年後見制度のチラシ設置数（箇所）			
				成年後見制度の利用支援	57	申立てに要する報酬助成件数（件）			
			・高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応	虐待対応に関する普及・啓発	57	普及啓発に係る広報活動（種類）			
虐待見守り・相談体制の強化				58					
虐待対応に関する体制整備				58					
施策6 安全・安心な暮らしの確保	社会から孤立せず、安全・安心に暮らし続けられる環境を整備する。	・生活環境の整備	有料老人ホームに対する指導の実施	60	実地指導の実施回数（回）				
			高齢者日常生活用具の給付	60	給付者数（人）				
		・災害対応力の強化	防災リーダーの育成	61	研修の実施回数（回）				
			要配慮者のための福祉避難所の確保	62	福祉避難所の提携事業所数（事業所）				
			感染症発生時の対応力の強化	62	集団指導の実施回数（回）				

現状値 (R4)	目標			⑥アウトプット（活動の実績）				⑦アウトカム（施策の成果）			
	R6	R7	R8	指標	現状値 (R4)	R6	R7	R8	指標	現状値 (R4)	目標
302	310	310	310	地域の話し合いの場（第2層協 議体）の設置数（箇所）	11	13	14	15	「あなたは家族以外に相 談できる人はいるか」で 「そのような人はいな い」と回答した人の割合 （介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査） （%）	42.7	前回調査よ り減少
107	107	107	107								
20	21	22	23	リハビリテーション専門職派遣 回数（回）	29	36	38	40			
3回・3回	3回・3回	3回・3回	3回・3回	元気アップチェックの回答率 （%）	83.0	83.0	83.0	83.0	介護予防や健康維持への 関心がある人の割合 （介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査）（%）	52.0	
265	275	285	295	元気アップ教室の利用者のうち 主観的健康観が改善したと実感 した人の割合（%）	26.0	27.0	28.0	29.0			
46	33	33	33								
69	140	150	160	ふれあいくらぶの参加者数（の べ）（人）	827	1,680	1,800	1,920			
2(127)	3	3	3	いきいきサロンの参加者数 （人）	33,955	34,800	35,600	36,400			
104	104	104	104	お通者くらぶの参加者数 （人）	919	1,000	1,000	1,000			
488	488	488	488								
0	160	160	160								
25	45	48	51								
89	90	90	90								
11	12	12	12	家族介護教室参加者数（人）	97	106	106	106			
239	240	240	240								
—	10	30	50								
60	60	60	60								
2	3	4	5								
1	1	1	1								
3	3	3	3								
2	2	2	2	防災リーダー登録者数（人）	1,225	増加	増加	増加	災害対策の計画・体制が 整っていると感じる事業 所の割合 （事業所アンケート） （%）	70.0	
75	75	75	75								
1	1	1	1								



①次期計画の体系骨子		②施策の目的	③施策の方向	④事業名	ページ番号	⑤インプット（市の活動）
計画目標	施策名					指標
計画目標3 住み慣れた地域で介護と医療を受けられる環境をつくる	施策7 介護サービスの充実	介護サービスをする人に対し、質の高いサービスを提供する。	・介護保険事業の円滑な運営	介護人材確保（介護サービス事業者ガイドブックの配布、福祉関係就職面接会の開催）	65	ガイドブックの配布先件数（箇所）
			・介護の質の向上に向けた取組	介護給付費適正化3事業	66	住宅改修・福祉用具の現地調査件数（件） 要介護認定の適正化点検率（%） 福祉用具に重点を置いたケアプラン点検数（件）
				介護サービス相談員派遣事業	67	介護サービス相談員派遣回数（回）
				介護サービス事業者の指導監督	67	文書指導件数割合（文書指摘件数/実地指導件数）（%）
	施策8 医療と介護の切れ目のないサービス提供の体制強化	在宅医療と介護を一体的に提供を図る。	・切れ目のない提供体制構築に向けたネットワーク形成支援	医療・介護関係者の情報共有の支援	70	医療・介護情報検索システム周知回数（回）
				在宅医療・介護連携推進会議の実施（病院、診療所等で構成する24時間対応できる連携体制の構築）	71	ワーキンググループ（WG）（病病・病診・診診・多職種）等の実施
			・医療・介護人材のスキルアップ、確保、定着支援	在宅医療・介護連携に関する基礎的内容及びスキルアップのための研修会の開催	72	医療・介護関係者向け研修の実施回数（回）
				医療・介護関係者の魅力発信	73	啓発動画の掲載・周知回数（回）
			・住民への普及啓発及び意思決定支援	在宅医療や介護に関する普及啓発	74	在宅療養に関する出前講座、ACPノートの配布、ポスター配布専門職向け普及啓発に係る取組数（回）
				在宅医療・介護に係る相談窓口の運営	74	相談窓口の開設数（箇所）
				ACPの普及啓発	75	在宅療養に関する出前講座、ACPノートの配布、ポスター配布、専門職向け普及啓発に係る取組数（回）
			施策9 認知症になってもいきいきと暮らしやすい環境、地域で支える環境をつくる。	認知症になってもいきいきと暮らしやすい環境、地域で支える環境をつくる。	・認知症の普及啓発	認知症に関する理解の普及啓発
	認知症サポーター養成講座	78				認知症サポーター養成講座開催回数（回）
	認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の活用	79				認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の設置場所数（箇所）
	・認知症の予防・早期発見（重症化予防）	認知症予防教室の実施			79	認知症予防教室の実施回数（回）
		早期診断につながる相談支援（もの忘れ相談体制の推進） 認知症初期集中支援チームによる支援			80 81	早期診断につながる普及啓発に係る活用ツールの種類（種類） 認知症初期集中支援チーム数
	・認知症の人と家族を支える地域（環境）づくり	認知症カフェ			82	認知症カフェの設置に向けた働きかけの実施（公募回数）
		認知症サポーターステップアップ講座の実施（オレンジサポーターの養成）			83	認知症サポーターステップアップ講座の実施回数（回）
		チームオレンジ			84	チームオレンジの設置に向けた働きかけの実施数
		認知症対応力向上の支援			85	医療・介護等専門職への認知症対応力向上に資する研修会の開催回数（回）
		認知症対応型サービスの情報提供			85	グループホーム利用状況一覧のHP掲載回数（回）

現状値 (R4)	目標			⑥アウトプット（活動の実績）					⑦アウトカム（施策の成果）					
	R6	R7	R8	指標	現状値 (R4)	目標			指標	現状値 (R4)	目標			
						R6	R7	R8						
166	166	166	166											
—	10	10	10											
—	100	100	100											
—	30	40	50											
212	300	300	300	介護サービス相談者数（人）	391	500	500	500	介護保険サービス全般について「満足」と回答する人の割合（介護サービス利用満足度調査）（%）	69.0	前回調査より増加			
23.7	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少											
—	4	4	4	医療・介護情報検索システム月平均アクセス数（回）	—	1,265	1,380	1,495						
各WG 1回以上	各WG 1回以上	各WG 1回以上	各WG 1回以上									訪問診療医療機関数（箇所）	32	増加
3	3	3	3	医療・介護関係者向け研修の参加者数（人）	271	360	360	360				連携がしやすくなったと回答した人の割合（%）（高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	69.7	75.0
—	7	7	7											
50	400	400	400						在宅療養の認知度（%）（高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	49.3	60.0			
11	11	11	11											
50	400	400	400											
4	5	5	5						「認知症になっても、家族や周囲の人の理解や支えがあれば、地域で暮らすことができる」と回答する人の割合（高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査）	45.4	前回調査より増加			
37	50	60	60	認知症サポーター養成講座参加者数（人）	525	900	1,200	1,500						
37	37	37	37											
1	1	1	1	教室申込者数（人）	11	15	15	15						
3	5	5	5											
1	1	1	1											
1	1	1	1	認知症カフェの設置数（箇所）	9	10	11	12						
6	10	10	10	認知症サポーターステップアップ講座の参加人数（人）	88	120	120	120						
10	10	10	10	チームオレンジ設置数（箇所）	1	9	12	15						
1	1	1	1											
12	12	12	12											

# 第6章 介護サービス量等の見込み

## 1 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の考え方

本市は、明治22(1889)年7月に市制施行以来、昭和12(1937)年に4村、昭和17(1942)年に2村、昭和24(1949)年に2村、昭和29(1954)年に10村、平成18(2006)年に1町1村(分村)を編入合併し、現在の甲府市となっています。

こうした経緯の中で、旧行政区域を基本として、現在の地区自治会連合会を単位とする地域の枠組みが形成され、さらに、小学校区や中学校区等も基本的な単位とし、それぞれの単位の中で様々な団体による地域のネットワークが形成され現在に至っています。

本市における日常生活圏域は、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活が継続できることが可能となるよう、地域密着型サービス等の施設整備の観点から高齢者の日常的な生活圏に配慮するため、地区自治会連合会を基本単位として、日常生活圏域を設定しています。

### (2) 日常生活圏域の設定

地域包括支援センター\*の設置及び地域密着型サービスを整備していくためには、圏域ごとにある程度の人口規模を担保する必要があるとともに、日常生活の継続性が確保されるようなサービス提供体制の整備を図るため、現在、市内の日常生活圏域を「5圏域」に設定しています。

本市の高齢者福祉施策は、この「5つの日常生活圏域」をもとに提供してきており、今後もこれまでの施策の成果を活かしながら、充実を図っていくことが重要であることから、引き続き、5つの日常生活圏域を設定し、施策を展開していきます。

#### ■日常生活圏域と地区自治会連合会との対応

	日常生活圏域	地区自治会連合会との対応
1	東部地域	琢美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区
2	西部地域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
3	南部地域	湯田地区、伊勢地区、住吉地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、中道地区、上九一色地区
4	北部地域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
5	中央部地域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区

### (3) 日常生活圏域の特徴

圏域ごとの人口、高齢化率等（令和5（2023）年4月1日現在・第1号被保険者の認定率は令和5（2023）年3月31日現在）及び各圏域における介護サービス基盤の整備状況（令和6（2024）年4月1日見込み）については、次のとおりです。

#### ① 東部地域

地域の人口は36,344人、高齢者人口は10,102人です。高齢化率は27.8%で、介護保険の認定率は19.0%となっています。

地域包括支援センター\*2か所を設置しています。また、地域密着型サービス施設は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設1か所、小規模多機能型居宅介護施設1か所、認知症対応型共同生活介護施設6か所、地域密着型特定施設入居者生活介護施設1か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設2か所、地域密着型通所介護施設5か所が整備されています。

#### ② 西部地域

地域の人口は33,843人、高齢者人口は10,036人です。高齢化率は29.7%で、介護保険の認定率は18.8%となっています。

地域包括支援センター\*1か所を設置しています。また、地域密着型サービス施設は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設1か所、認知症対応型通所介護施設1か所、小規模多機能型居宅介護施設1か所、認知症対応型共同生活介護施設4か所、地域密着型特定施設入居者生活介護施設1か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設3か所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）施設1か所、地域密着型通所介護施設14か所が整備されています。

#### ③ 南部地域

地域の人口は63,361人、高齢者人口は16,768人で、5圏域の中では総人口と高齢者人口が最も多い地域ですが、高齢化率は26.5%で最も低い地域です。介護保険の認定率は17.6%となっています。

地域包括支援センター\*3か所を設置しています。また、地域密着型サービス施設は、認知症対応型通所介護施設7か所、小規模多機能型居宅介護施設2か所、認知症対応型共同生活介護施設10か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設7か所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）施設1か所、地域密着型通所介護施設33か所が整備されています。

#### ④ 北部地域

地域の人口は 33,352 人、高齢者人口は 11,578 人です。高齢化率は 34.7%と 5 圏域の中で 2 番目に高くなっており、介護保険の認定率は 20.9%となっています。

地域包括支援センター\*2 か所を設置しています。また、地域密着型サービス施設は、認知症対応型通所介護施設 3 か所、認知症対応型共同生活介護施設 6 か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設 3 か所、地域密着型通所介護施設 13 か所が整備されています。

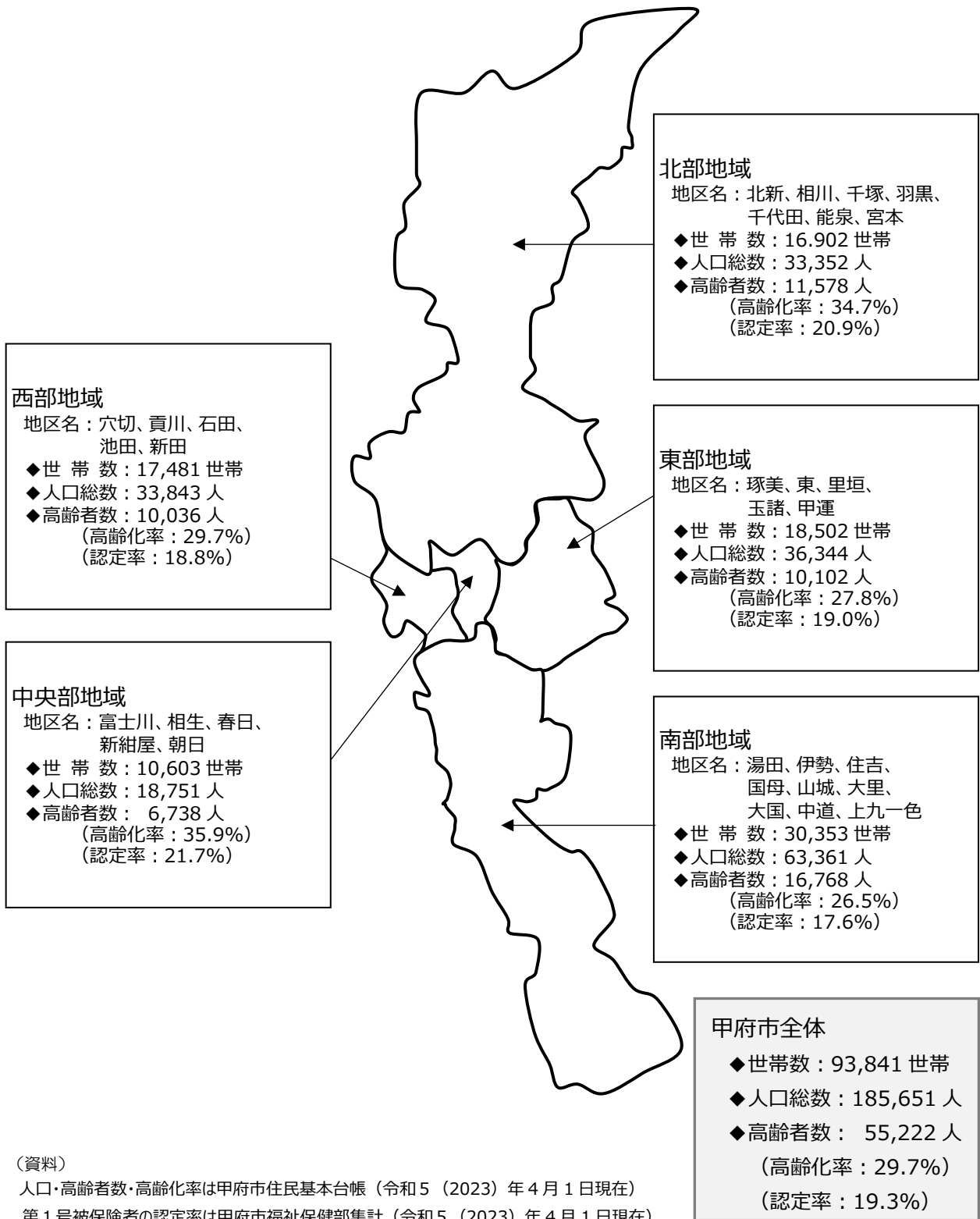
#### ⑤ 中央部地域

地域の人口は 18,751 人、高齢者人口は 6,738 人で、5 圏域の中では総人口と高齢者人口が最も少ない地域ですが、高齢化率は 35.9%、介護保険の認定率は 21.7%といずれも最も高い地域となっています。

保健事業の拠点となる「甲府市保健センター」が位置し、地域包括支援センター\*1 か所を設置しています。また、地域密着型サービス施設は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設 1 か所、認知症対応型通所介護施設 2 か所、小規模多機能型居宅介護施設 2 か所、認知症対応型共同生活介護施設 4 か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設 2 か所、地域密着型通所介護施設 10 か所が整備されています。



■日常生活圏域(東部地域、西部地域、南部地域、北部地域、中央部地域)



(資料)  
人口・高齢者数・高齢化率は甲府市住民基本台帳(令和5(2023)年4月1日現在)  
第1号被保険者の認定率は甲府市福祉保健部集計(令和5(2023)年4月1日現在)

## ■日常生活圏域別の介護事業所数

			東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	中央部 地域	合計
居宅 サー ビス	訪問介護	事業所数	15	18	18	5	12	68
	訪問入浴介護	事業所数	0	1	1	0	0	2
	訪問看護	事業所数	35	33	55	16	53	192
	訪問リハビリテーション	事業所数	31	25	51	16	45	168
	居宅療養管理指導	事業所数	64	57	108	41	104	374
	通所介護	事業所数	7	13	18	9	6	53
	通所リハビリテーション	事業所数	20	11	23	9	20	83
	短期入所生活介護	事業所数	9	6	13	6	7	41
	短期入所療養介護	事業所数	4	0	2	2	1	9
	特定施設	事業所数	2	1	2	0	0	5
		定員数	58	70	64			192
	福祉用具貸与	事業所数	4	3	8	2	1	18
	特定福祉用具販売	事業所数	4	3	8	2	1	18
居宅介護支援	事業所数	17	14	29	15	12	87	
サ ー ビ ス 施 設	介護老人福祉施設	事業所数	4	1	5	2	0	12
		定員数	296	60	273	138		767
	介護老人保健施設	事業所数	1	0	2	2	0	5
		定員数	100		190	191		481
	介護医療院	事業所数	1	0	0	0	1	2
		定員数	114				6	120
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1	1	0	0	1	3
	認知症対応型通所介護	事業所数	0	1	7	3	2	13
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	1	2	0	2	6
		定員数	29	29	58		54	170
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所数	6	4	10	6	4	30
		定員数	70	72	153	90	60	445
	地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1	1	0	0	0	2
		定員数	29	29				58
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	事業所数	2	3	7	3	2	17
		定員数	58	87	194	87	49	475
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	事業所数	0	1	1	0	0	2	
	定員数		29	29			58	
地域密着型通所介護	事業所数	5	14	33	13	10	75	
介 護 支 予 援 防	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	事業所数	2	1	3	2	1	9

※ 令和6(2024)年4月1日見込み



## 2 介護保険給付等の見込み

「第9次介護保険事業計画」期間の介護サービス等の見込量については、介護保険サービス利用者数の伸び、サービスの提供実績等を踏まえて推計しています。

### ■サービス種別ごとの見込量(居宅サービス)

事業名	単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度	
		実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値	
介護	① 訪問介護	回/年	471,399	478,392	478,903	473,795	472,702	473,237	496,453	511,702
		人/年	24,280	25,153	25,164	25,212	25,236	25,260	26,340	26,832
	② 訪問入浴介護	回/年	5,614	5,773	6,336	7,490	7,615	7,865	8,390	8,738
		人/年	1,185	1,229	1,356	1,548	1,572	1,620	1,728	1,800
	③ 訪問看護	回/年	61,048	66,535	68,848	71,849	73,072	74,552	78,217	80,082
		人/年	10,928	11,243	11,544	12,120	12,372	12,648	13,248	13,524
	④ 訪問リハビリテーション	回/年	63,471	61,532	64,266	65,818	66,812	67,612	70,862	72,584
		人/年	5,320	5,221	5,376	5,376	5,400	5,412	5,676	5,820
	⑤ 居宅療養管理指導	人/月	767	845	864	865	866	867	906	933
	⑥ 通所介護	回/年	292,067	281,513	283,716	288,859	289,178	289,300	302,221	308,736
		人/年	24,967	24,583	24,960	25,008	25,044	25,056	26,148	26,652
	⑦ 通所リハビリテーション	回/年	73,007	73,942	79,786	83,382	84,576	85,333	89,050	90,577
		人/年	8,691	9,035	9,684	10,140	10,284	10,368	10,812	10,980
	⑧ 短期入所生活介護	日/年	235,777	223,220	212,628	189,889	197,677	200,833	212,743	222,936
人/年		11,174	10,626	10,656	9,600	9,960	10,092	10,668	11,112	
⑨ 短期入所療養介護	日/年	4,512	6,100	9,389	9,850	9,850	9,850	10,854	10,854	
	人/年	282	337	480	528	528	528	588	588	
⑩ 特定施設入居者生活介護	人/月	121	121	119	156	156	193	193	193	
⑪ 福祉用具貸与	人/年	43,090	45,274	46,788	45,888	45,924	45,924	48,024	49,044	
⑫ 特定福祉用具販売	人/年	653	659	636	816	900	960	1,008	1,032	
⑬ 居宅介護住宅改修	人/年	420	418	432	468	468	468	480	480	
⑭ 居宅介護支援	人/月	5,928	6,009	6,090	6,213	6,238	6,261	6,539	6,662	
居宅サービス	② 介護予防訪問入浴介護	回/年	12	0	0	0	0	0	0	0
		人/年	3	0	0	0	0	0	0	0
	③ 介護予防訪問看護	回/年	3,684	3,930	4,106	4,728	5,069	5,360	5,554	5,360
		人/年	964	978	1,020	1,176	1,260	1,332	1,380	1,332
	④ 介護予防訪問リハビリテーション	回/年	5,444	5,888	5,396	6,497	6,761	6,937	7,090	6,937
		人/年	491	562	492	576	588	588	600	588
	⑤ 介護予防居宅療養管理指導	人/月	22	25	31	31	31	31	32	31
	⑦ 介護予防通所リハビリテーション	人/年	1,708	1,746	1,824	1,824	1,860	1,896	1,968	1,896
	⑧ 介護予防短期入所生活介護	日/年	289	446	254	720	821	1,030	1,030	1,030
		人/年	37	50	48	96	108	132	132	132
	⑨ 介護予防短期入所療養介護	日/年	0	3	0	0	0	0	0	0
		人/年	0	1	0	0	0	0	0	0
	⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	8	9	9	12	12	15	15	15
	⑪ 介護予防福祉用具貸与	人/年	6,726	6,957	6,780	6,840	6,864	6,888	7,116	6,888
⑫ 介護予防特定福祉用具販売	人/年	155	120	144	144	144	144	144	144	
⑬ 介護予防住宅改修	人/年	165	150	180	168	168	168	168	168	
⑭ 介護予防支援	人/月	720	746	738	760	789	817	845	818	

■サービス種別ごとの見込量(施設サービス)

事業名			単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
				実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
施設 サービス	介護	① 介護老人福祉施設	人/月	686	672	652	672	698	698	698	698
		② 介護老人保健施設	人/月	451	439	432	432	432	432	432	432
		③ 介護医療院 (介護療養型医療施設)	人/月	68	74	73	77	77	77	77	77

■サービス種別ごとの見込量(地域密着型サービス)

事業名			単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
				実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
地域 密着 型 サービス	介護	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	52	54	65	65	65	65	65	65
		② 地域密着型通所介護	回/月	14,306	14,065	14,007	14,348	14,409	14,456	15,078	15,349
			人/月	1,370	1,402	1,436	1,441	1,446	1,448	1,505	1,523
		③ 認知症対応型通所介護	回/年	7,512	4,531	3,320	2,674	2,722	2,765	2,765	2,765
			人/月	40	27	20	18	18	18	18	18
		④ 小規模多機能型居宅介護	人/月	118	125	128	131	131	131	131	131
		⑤ 認知症対応型共同生活介護	人/月	423	416	421	420	420	420	420	420
		⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	55	50	54	53	53	63	63	63
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	454	467	467	468	497	497	497	497	
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	48	51	51	51	51	51	80	80	
	介護 予防	③ 介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 介護予防小規模多機能型居宅介護		人/月	6	2	1	6	6	6	6	6	
⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護		人/月	0	1	0	1	1	1	1	1	

■老人福祉事業の見込量

事業名	単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
① 養護老人ホーム	人/月	114	114	114	114	114	114	114	114
② 軽費老人ホーム	人/月	218	218	218	218	218	218	218	218
③ 老人福祉センター	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5

〈参考〉市内の高齢者向け住まい・施設(令和5(2023)年度末)

サービス種類	施設数(箇所)	入所定員(人)
住宅型有料老人ホーム	12	321
介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	5	198
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	30	445
サービス付き高齢者向け住宅*	23	522
養護老人ホーム	3	220
軽費老人ホーム	5	250

■介護予防・日常生活支援総合事業の見込量

事業名	単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
介護予防・日常生活支援総合事業									
介護予防・生活支援サービス事業									
訪問型介護予防事業 (旧介護予防訪問介護)	利用者数(延べ人数)	7,118	6,679	6,797	7,325	7,308	7,294	7,314	7,618
訪問型介護予防事業 (訪問型サービスB)	利用者数	10	18	15	29	40	50	70	70
通所型介護予防事業 (旧介護予防通所介護)	利用者数(延べ人数)	10,814	10,949	11,529	11,920	11,898	11,875	11,908	12,403
通所型介護予防事業 (通所型サービスB)	団体数	0	0	1	3	5	7	11	17
通所型介護予防事業 (通所型サービスC)	利用者数(延べ人数)	221	275	258	330	330	330	330	344
介護予防ケアマネジメント事業	利用者数(延べ人数)	11,742	11,674	12,012	11,993	11,970	11,946	11,980	12,478
一般介護予防事業									
介護予防把握事業									
介護予防対象者把握事業の対象者数	対象者数	10,591	11,334	11,679	12,000	12,145	12,200	11,800	11,260
元気アップ高齢者数	高齢者数	4,843	4,557	5,255	5,232	5,295	5,319	5,145	4,909
地域包括支援センターによる実態把握数	実態把握数	3,381	2,668	3,363	3,354	3,394	3,410	3,298	3,147
介護予防普及啓発事業									
健康教育	実施回数	261	448	557	652	748	755	763	763
健康相談	実施回数	154	240	315	332	350	357	365	365
地域介護予防活動支援事業									
ふれあいクラブ	実施回数	0	69	130	140	150	160	160	160
脳活性化教室	実施回数	106	108	120	120	120	120	120	120
いきいきサロン	新規設置数	4	2	3	3	3	3	3	3
	継続設置数 (休止中除く)	132	122	133	132	132	132	132	138
すこやか地域サポーター養成講座	新規受講修了者数	29	34	33	33	33	33	33	34
お達者くらぶ	参加者数(延べ人数)	0	949	944	943	941	939	942	981
高齢者食育元気会	実施回数	49	79	90	98	98	98	98	98
笑顔ふれあい介護サポーター	新規登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録済者数	103	42	105	105	105	104	105	109
困りごと訪問サポート	団体数	1	1	1	3	5	7	11	17
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数	31	29	30	36	38	40	48	68

■包括的支援事業の見込量

事業名	単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
包括的支援事業									
総合相談支援事業	件数(延べ件数)	4,665	4,743	4,727	4,720	4,711	4,701	4,715	4,911
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ケア会議開催数	104	107	110	120	130	140	140	140
権利擁護事業	件数	25	30	30	40	55	55	55	55
認知症カフェ(オレンジカフェ)	参加者数	708	886	1,200	1,200	1,300	1,400	1,500	1,500

■任意事業の見込量

事業名	単位	第8次介護保険事業計画			第9次介護保険事業計画			中長期	
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		実績値	実績値	実績値 (見込値)	計画値	計画値	計画値	推計値	推計値
任意事業									
介護給付等費用適正化事業	給付費通知送付回数	2	2	2	0	0	0	0	0
認知症高齢者見守り事業	高齢者見守りネットワーク 協力事業者数(累積)	21	23	25	43	45	47	55	30
家族介護者支援事業	介護教室参加者数	88	97	100	110	120	130	130	140
成年後見制度利用支援事業	助成金利用者数	54	53	55	55	55	55	55	57
福祉用具・住宅改修支援事業	件数	48	48	48	48	48	48	48	48
在宅ねたきり老人及び認知症老人 介護慰労金支給事業	利用者数	6	4	6	6	6	5	6	6
家族介護用品購入費助成事業	利用者数	63	89	88	88	88	88	88	92
在宅高齢者等配食サービス事業	利用者数	177	165	177	176	176	176	176	184
介護相談員派遣事業	派遣回数	159	212	400	400	400	400	400	400
高齢者等緊急通報システム設置事業	設置台数	558	488	558	557	556	555	556	579

## (1) 居宅サービス

### ① 訪問介護

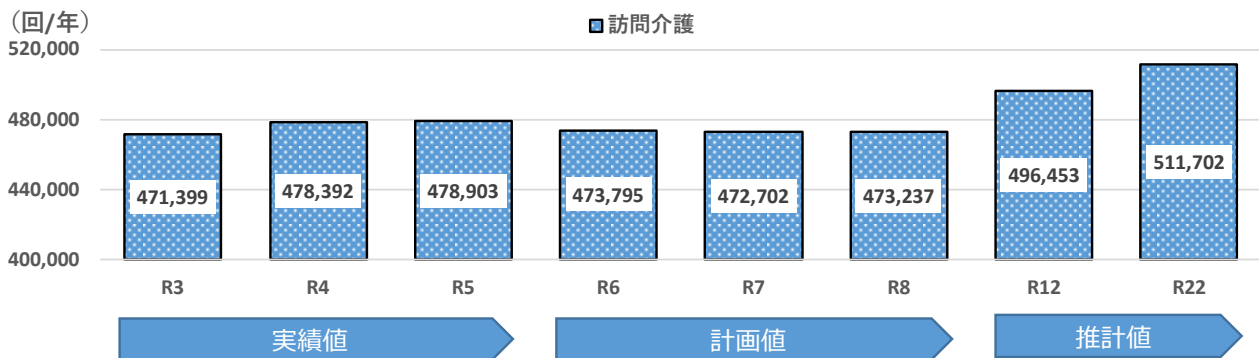
介護福祉士等の訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の援助を行うサービスです。

在宅介護を支える重要なサービスとして需要が高く、介護サービス利用者満足度調査や介護サービス利用状況調査においても非常に高い利用意向があることから、今後は認定者が増加するに伴い、利用は増加するものとして見込んでいます。

#### 【利用回数】

(単位：回/年)

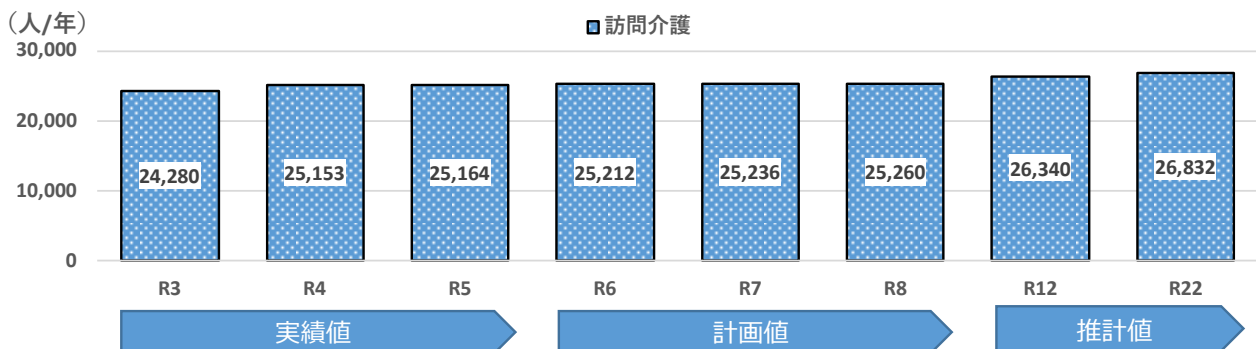
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問介護	471,399	478,392	478,903	473,795	472,702	473,237	496,453	511,702



#### 【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問介護	24,280	25,153	25,164	25,212	25,236	25,260	26,340	26,832



② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

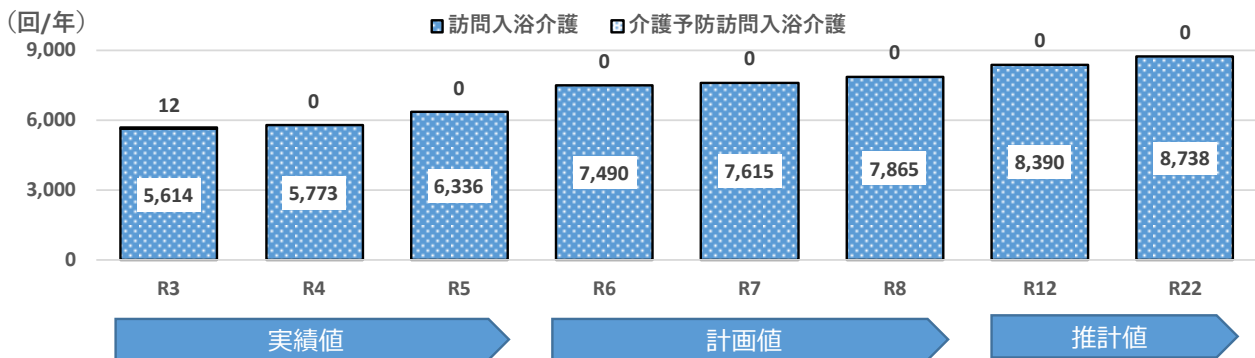
要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

利用者のうち、要介護4・5の人が全体の約76%を占めています。第9次計画期間においては、利用は増加するものと見込んでいます。また、介護予防については実績がほとんどないことから、利用量は見込んでいません。

【利用回数】

(単位：回/年)

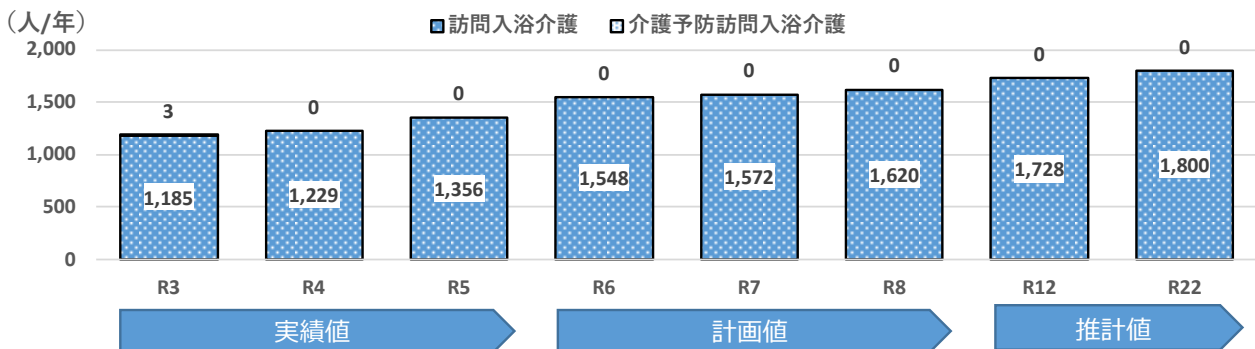
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問入浴介護	5,614	5,773	6,336	7,490	7,615	7,865	8,390	8,738
介護予防訪問入浴介護	12	0	0	0	0	0	0	0



【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問入浴介護	1,185	1,229	1,356	1,548	1,572	1,620	1,728	1,800
介護予防訪問入浴介護	3	0	0	0	0	0	0	0



### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

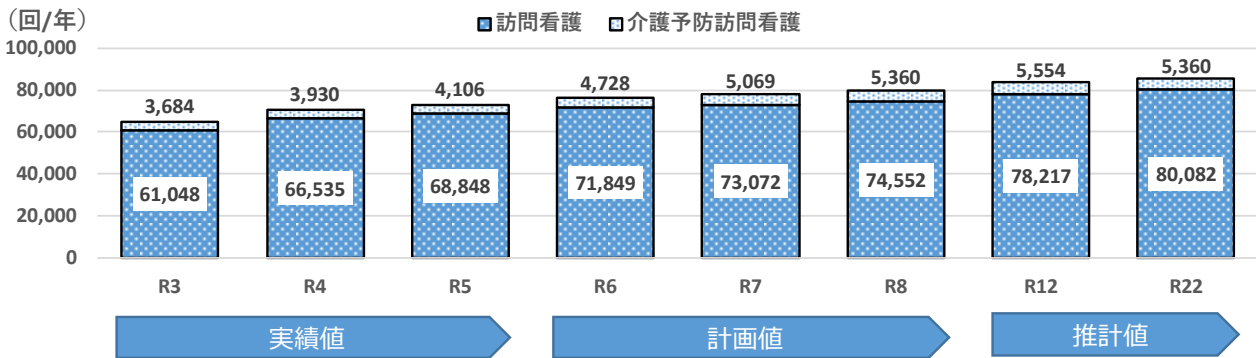
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者（要支援者）の居宅を訪問して療養生活の支援や必要な診療の補助を行い、療養生活の世話をし、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。

医療依存度の高い人が主に利用しているサービスであり、要介護1～5の人がほぼ平均的に利用されています。緊急時の訪問看護の利用頻度が高く居宅介護をする上で欠かせないサービスであるため、認定者数の増加に伴い、利用は増加するものとして見込んでいます。

#### 【利用回数】

(単位：回/年)

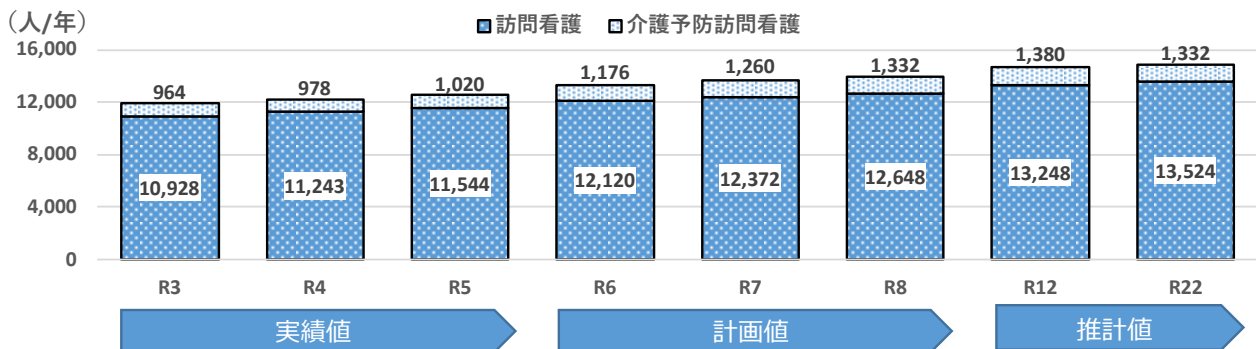
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問看護	61,048	66,535	68,848	71,849	73,072	74,552	78,217	80,082
介護予防訪問看護	3,684	3,930	4,106	4,728	5,069	5,360	5,554	5,360



#### 【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問看護	10,928	11,243	11,544	12,120	12,372	12,648	13,248	13,524
介護予防訪問看護	964	978	1,020	1,176	1,260	1,332	1,380	1,332





#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

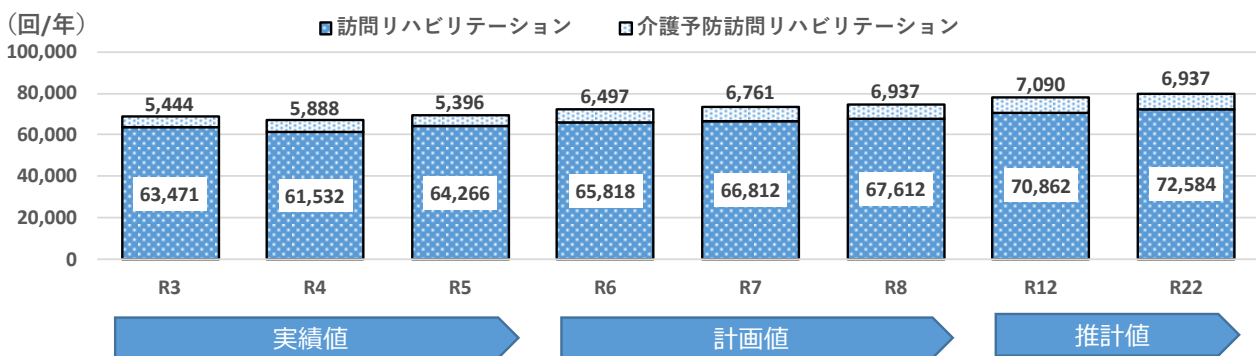
病院・診療所などの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者（要支援者）の自宅を訪問して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るサービスです。

通院は困難ではあるが、心身機能維持への意識が高い要介護1・2・3の人の利用が全体の約60%を占めており、利用は年々増加するものと見込んでいます。

##### 【利用回数】

(単位：回/年)

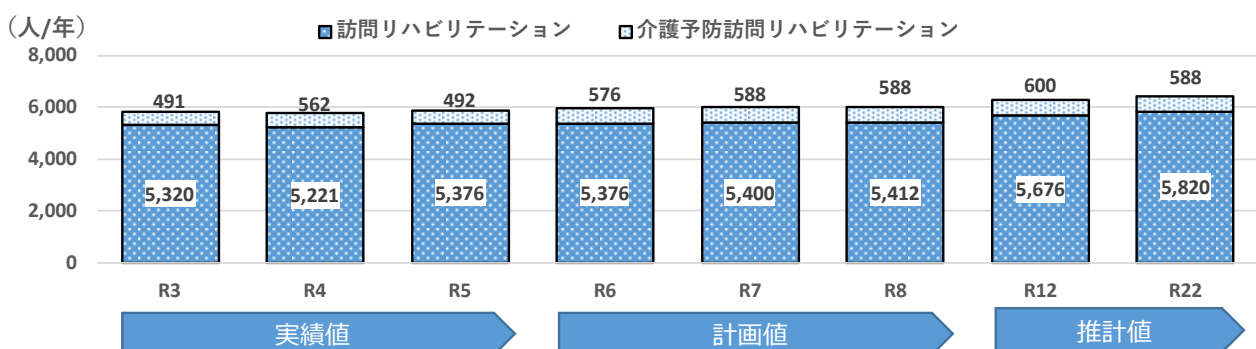
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問リハビリテーション	63,471	61,532	64,266	65,818	66,812	67,612	70,862	72,584
介護予防訪問リハビリテーション	5,444	5,888	5,396	6,497	6,761	6,937	7,090	6,937



##### 【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問リハビリテーション	5,320	5,221	5,376	5,376	5,400	5,412	5,676	5,820
介護予防訪問リハビリテーション	491	562	492	576	588	588	600	588



⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

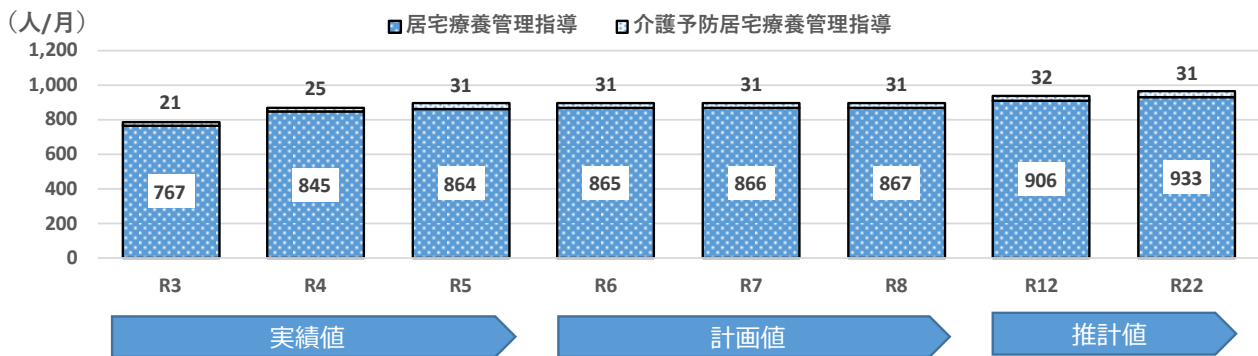
利用者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、医師、歯科医師、薬剤師又は管理栄養士等が、通院困難な利用者に対し、心身の状況と置かれている環境等を把握し、療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図るサービスです。

医療依存度の高い人が主に利用しているサービスであり、要介護1～5の人がほぼ平均的に利用されています。利用者数は年々増加していますので、今後も認定者の増加に伴い、利用は増加するものとして見込んでいます。

【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅療養管理指導	767	845	864	865	866	867	906	933
介護予防居宅療養管理指導	21	25	31	31	31	31	32	31



⑥ 通所介護

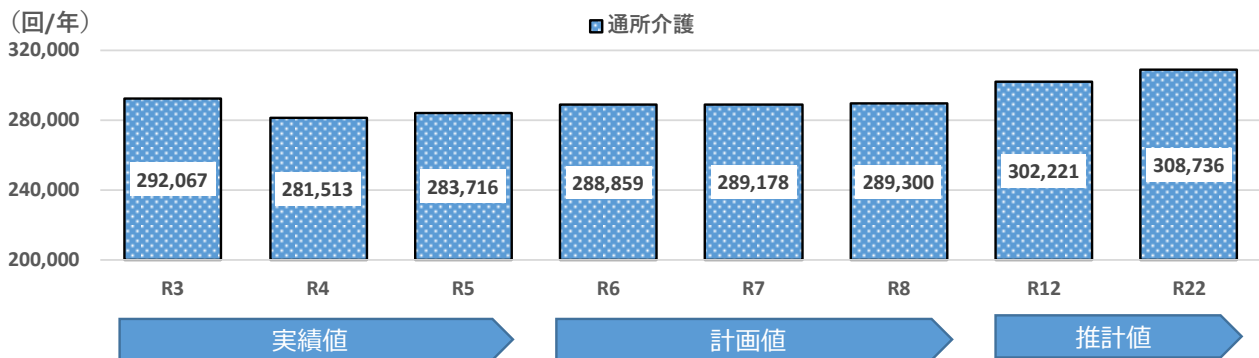
要介護者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

通所可能な要介護1・2（軽・中度）の利用者が全体の約60%を占めています。在宅サービスを支える重要なサービスとして需要が高く、介護サービス利用者満足度調査や介護サービス利用状況調査結果においても、非常に高い利用意向があるため、利用は増加するものと見込んでいます。

【利用回数】

(単位：回/年)

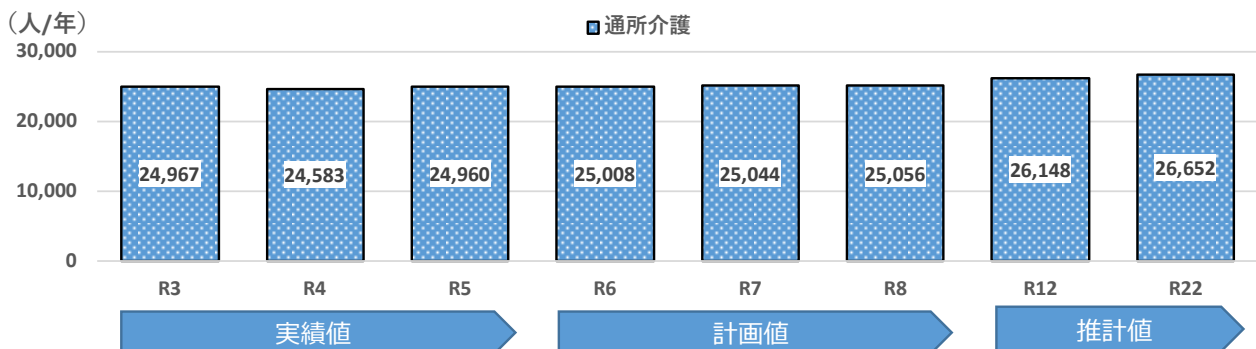
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
通所介護	292,067	281,513	283,716	288,859	289,178	289,300	302,221	308,736



【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
通所介護	24,967	24,583	24,960	25,008	25,044	25,056	26,148	26,652



⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

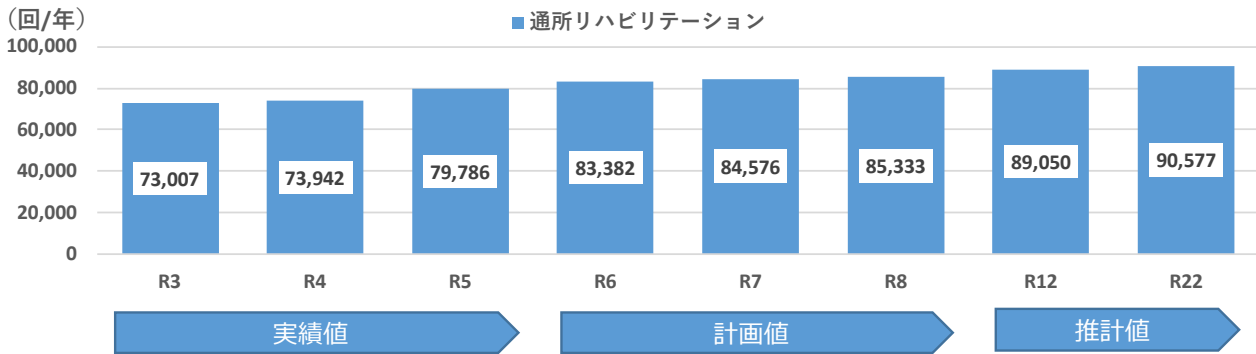
利用者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、在宅の要介護者が、医師の指示に基づき介護老人保健施設や病院・診療所で、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受け、もって心身の機能の維持回復を図ります。

利用者は、通所可能な要介護 1～3 の人が全体の約 60%を占めています。心身機能の維持回復が図られるサービスとして、軽・中度の要介護認定者を中心に利用が増加するものとして見込んでいます。

【利用回数】

(単位：回/年)

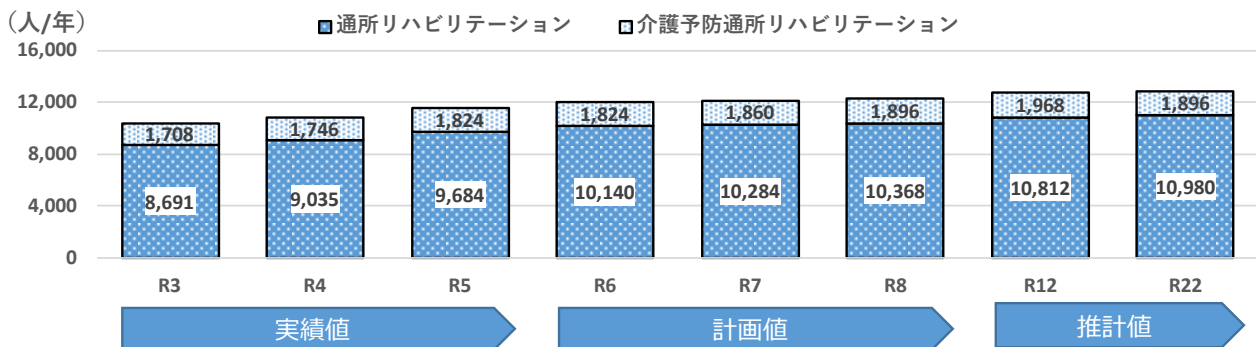
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
通所リハビリテーション	73,007	73,942	79,786	83,382	84,576	85,333	89,050	90,577



【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
通所リハビリテーション	8,691	9,035	9,684	10,140	10,284	10,368	10,812	10,980
介護予防通所リハビリテーション	1,708	1,746	1,824	1,824	1,860	1,896	1,968	1,896



⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

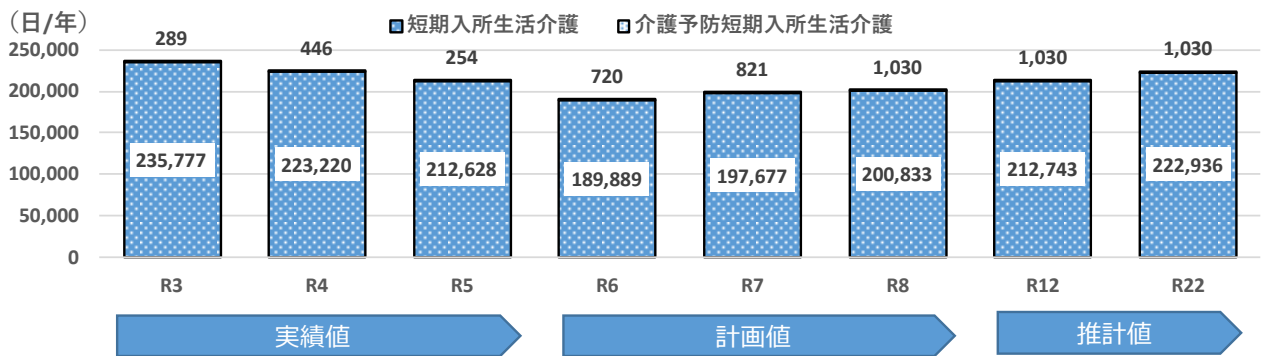
利用者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等に要介護者が短期間の入所をして、入浴・排泄・食事の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

利用状況は、中・重度認定者による利用が多くみられ、要介護2・3・4の人の利用率が約80%以上を占めています。今後も認定者の増加に伴い、利用が増加するものとして見込んでいます。

【利用日数】

(単位：日/年)

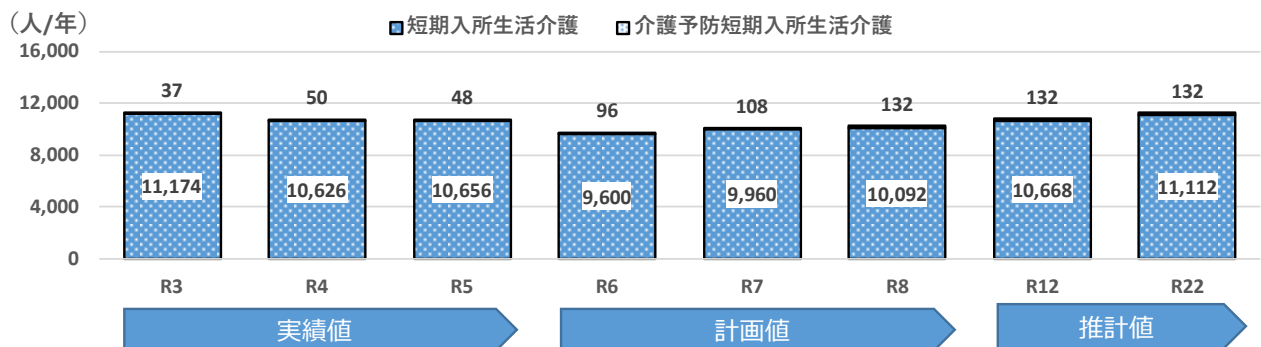
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
短期入所生活介護	235,777	223,220	212,628	189,889	197,677	200,833	212,743	222,936
介護予防短期入所生活介護	289	446	254	720	821	1,030	1,030	1,030



【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
短期入所生活介護	11,174	10,626	10,656	9,600	9,960	10,092	10,668	11,112
介護予防短期入所生活介護	37	50	48	96	108	132	132	132



◎ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

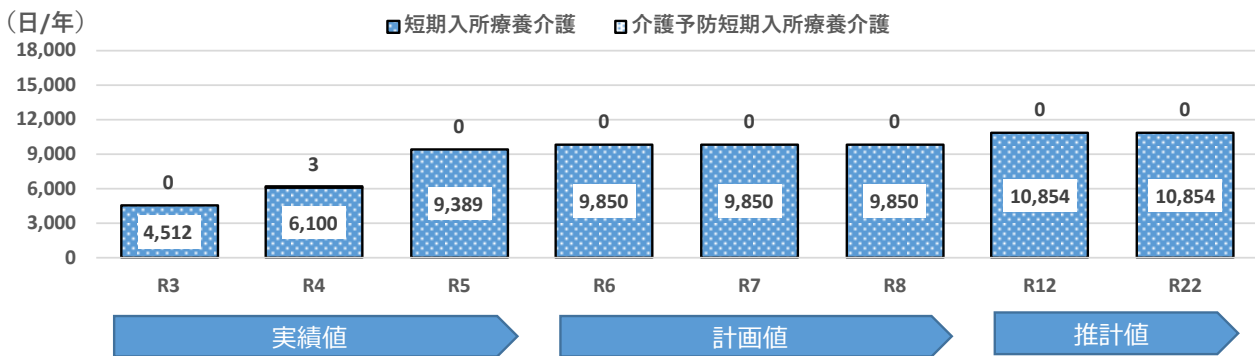
利用者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設等に要介護者が短期間の入所をして、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

一定の医療管理下での介護を必要とする人を対象とすることから、医療依存度が高い中・重度の認定者の利用率が高く、利用者数・日数ともに要介護3～5の人が全体の約70%以上を占めています。今後も在宅傾向が強くと医療依存度の高い人の利用が見込まれるものの、第8次計画期間の実績から、第9次計画期間の利用はほぼ横ばいを見込んでいます。また、介護予防については実績がほとんどないことから、利用量は見込んでいません。

【利用日数】

(単位：日/年)

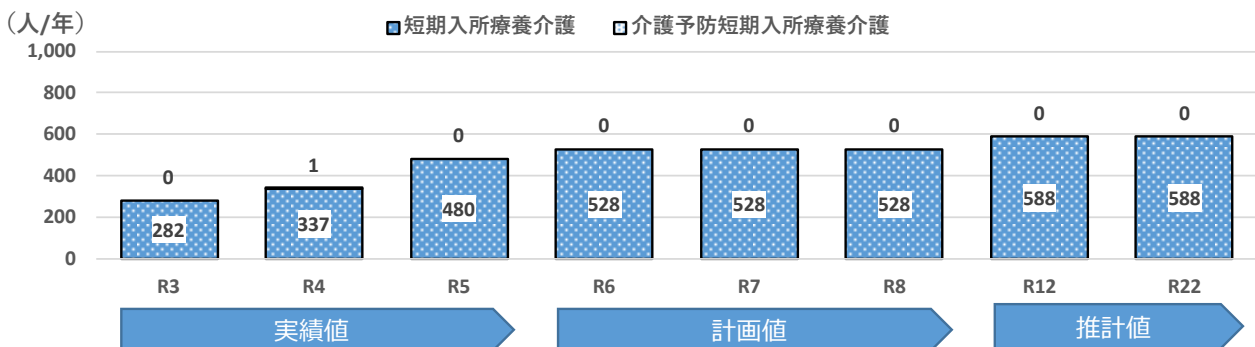
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
短期入所療養介護	4,512	6,100	9,389	9,850	9,850	9,850	10,854	10,854
介護予防短期入所療養介護	0	3	0	0	0	0	0	0



【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
短期入所療養介護	282	337	480	528	528	528	588	588
介護予防短期入所療養介護	0	1	0	0	0	0	0	0



⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

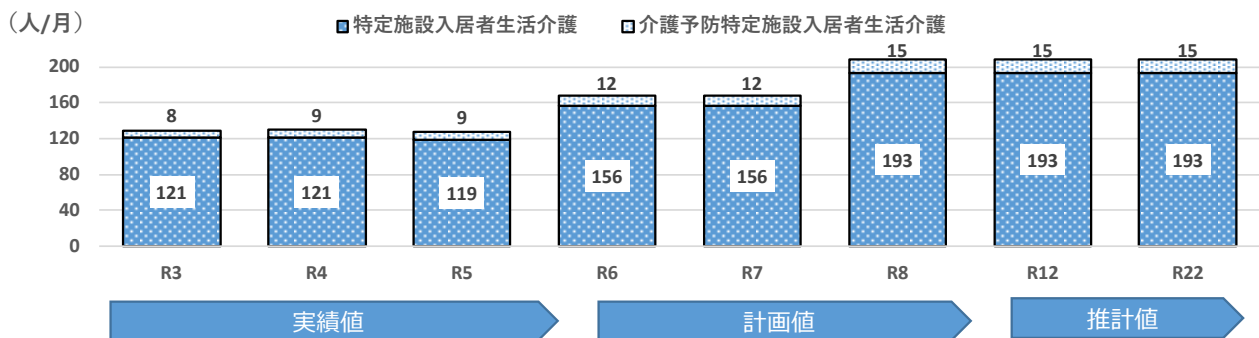
有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の世話を行い、施設等で能力に応じ自立した生活ができるように利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能\*の機能向上を目指します。

介護度別にみると要介護 1～5 までの人がほぼ平均的に利用されています。利用者数は増加を見込んでいます。

【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
特定施設入居者生活介護	121	121	119	156	156	193	193	193
介護予防特定施設入居者生活介護	8	9	9	12	12	15	15	15



⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

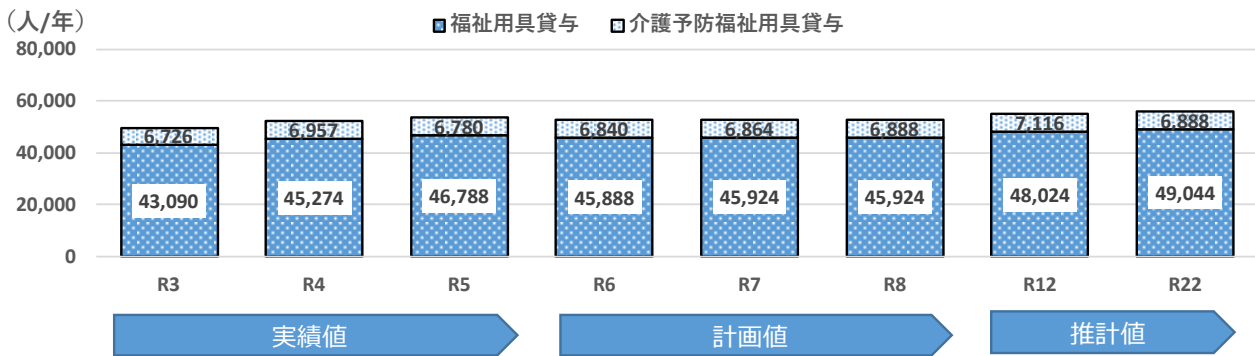
要介護者ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定における援助・取付け・調整等を行い、貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。

要介護1～3の認定者の利用が全体のおよそ約70%を占めており、利用者が年々増加しています。今後も、認定者の増加に伴い利用は増加するものと見込んでいます。

【利用者数】

(単位：人/年)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
福祉用具貸与	43,090	45,274	46,788	45,888	45,924	45,924	48,024	49,044
介護予防福祉用具貸与	6,726	6,957	6,780	6,840	6,864	6,888	7,116	6,888





⑫ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄等のための特定福祉用具を、特定事業者から在宅の要介護者が購入したとき、費用の9割（8割・7割）相当額（支給限度額の範囲内）を支給します。

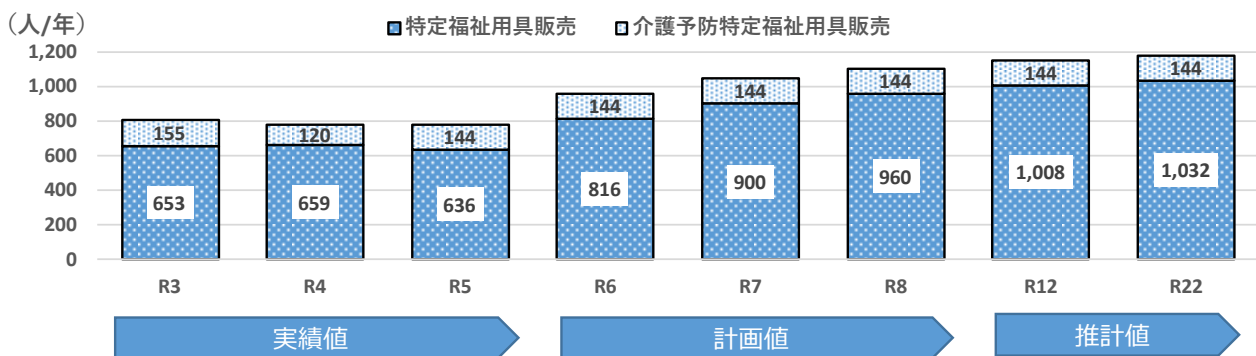
要介護1～3の人の利用率が高く全体の約70%を占めています。福祉用具貸与と並んで在宅サービスを支えるサービスとして、新たに介護認定を受ける人を中心に利用されています。今後も、認定者の増加に伴い利用は増加するものと見込んでいます。

介護予防については、新たに要支援認定を受ける人を中心に利用が見込まれますが、過去の実績から利用者数は横ばいを見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/年）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
特定福祉用具販売	653	659	636	816	900	960	1,008	1,032
介護予防特定福祉用具販売	155	120	144	144	144	144	144	144



⑬ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

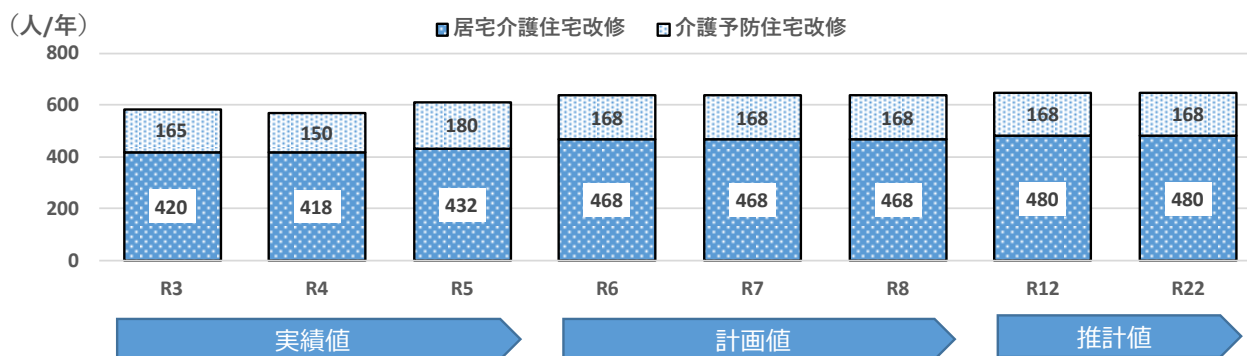
在宅の要介護者等が、手すりの取り付け等の小規模な住宅改修を行ったときに、費用の9割（8割・7割）相当額（支給限度額の範囲内）を支給します。

段差解消、トイレの改修、手すりの設置などが主なものとなっています。要支援1～要介護1の人の利用率が高く全体の約80%を占めています。今後も特定福祉用具販売と同様に、在宅での生活を維持するために必要なサービスとして、軽度認定者の人を中心とした利用を見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/年）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅介護住宅改修	420	418	432	468	468	468	480	480
介護予防住宅改修	165	150	180	168	168	168	168	168



⑭ 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援

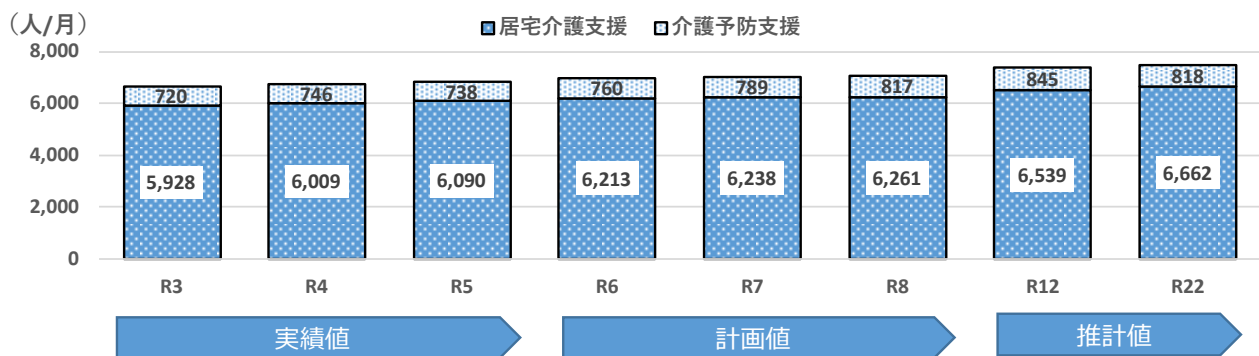
在宅の要介護者等が、居宅サービス、地域密着型サービス及び居宅で日常生活を営むために必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成します。また、計画に基づくサービス提供が確保されるように、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要な場合は紹介等を行います。

要介護認定者数、居宅サービス利用者数の推計値などを勘案し、今後とも利用者が増加していくものとして見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅介護支援	5,928	6,009	6,090	6,213	6,238	6,261	6,539	6,662
介護予防支援	720	746	738	760	789	817	845	818



## (2) 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設

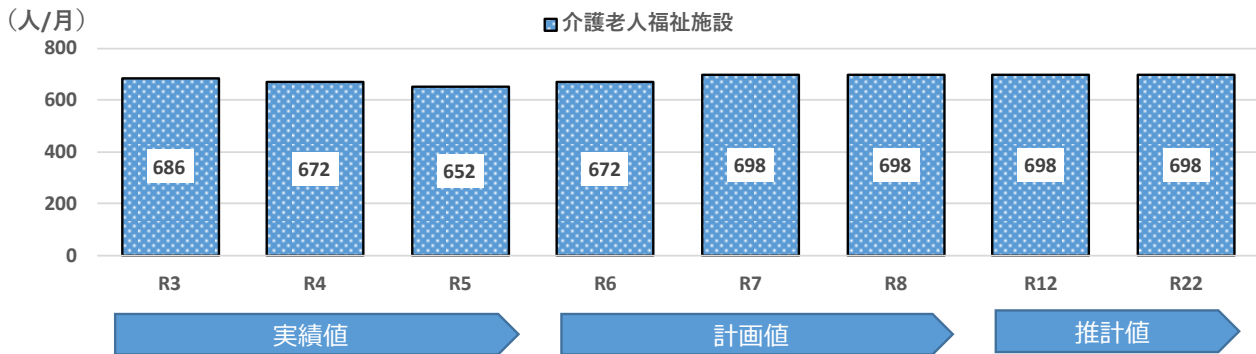
老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員 30 名以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理・療養上の世話をを行います。

現在、市内に 12 施設（定員 767 人）が整備されています。計画値は実績をもとに見込んでいます。

#### 【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
介護老人福祉施設	686	672	652	672	698	698	698	698



② 介護老人保健施設

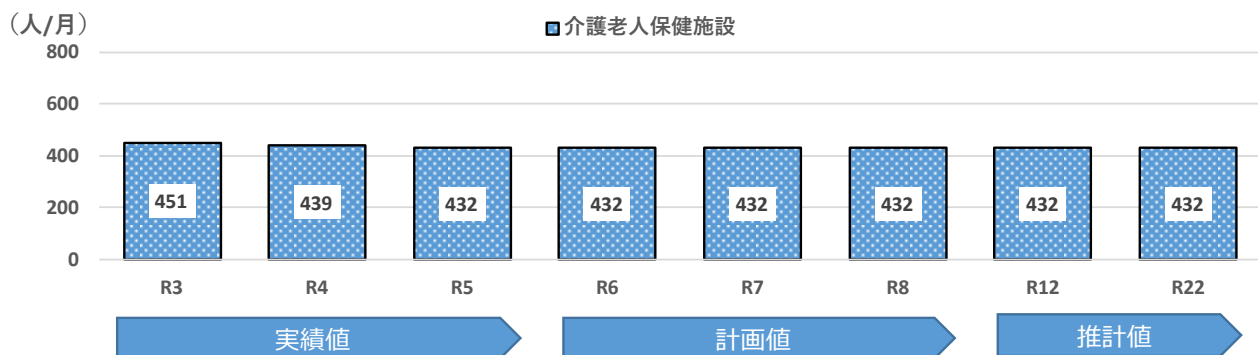
要介護者に対し施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

現在、市内に5施設（定員481人）が整備されています。計画値は実績をもとに見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
介護老人保健施設	451	439	432	432	432	432	432	432



### ③ 介護医療院（介護療養型医療施設）

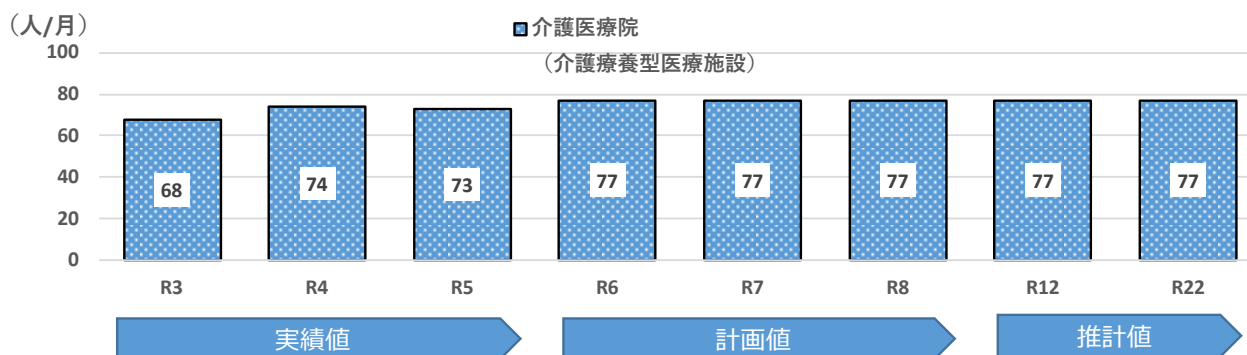
療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

現在、市内に2施設（定員120人）が整備されています。計画値は実績をもとに見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
介護医療院 (介護療養型医療施設)	68	74	73	77	77	77	77	77



### (3) 地域密着型サービスの充実

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

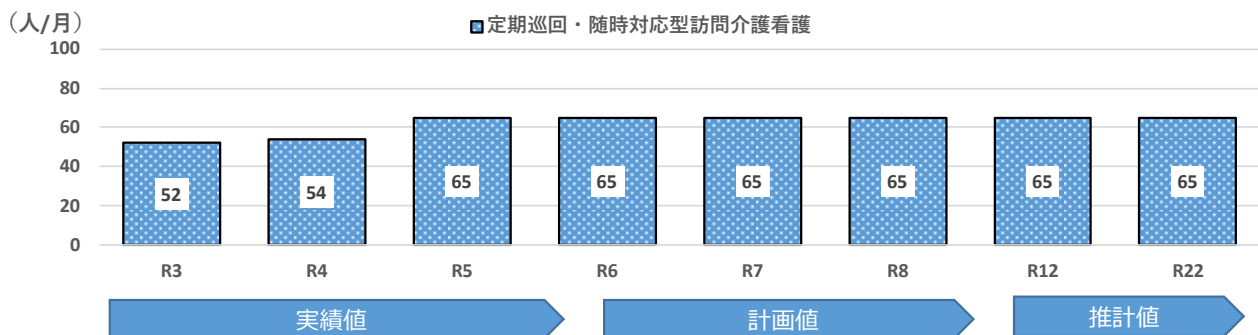
令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、市内3か所（東圏域、西圏域、中央圏域の各圏域に1か所）が整備されています。「地域包括ケアシステム」の仕組みを支えるサービスの1つとして位置づけており、実績に増減はあるものの、利用者数は増加するものと見込んでいます。

要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図り、サービスの普及に努めます。

#### 【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52	54	65	65	65	65	65	65



② 地域密着型通所介護

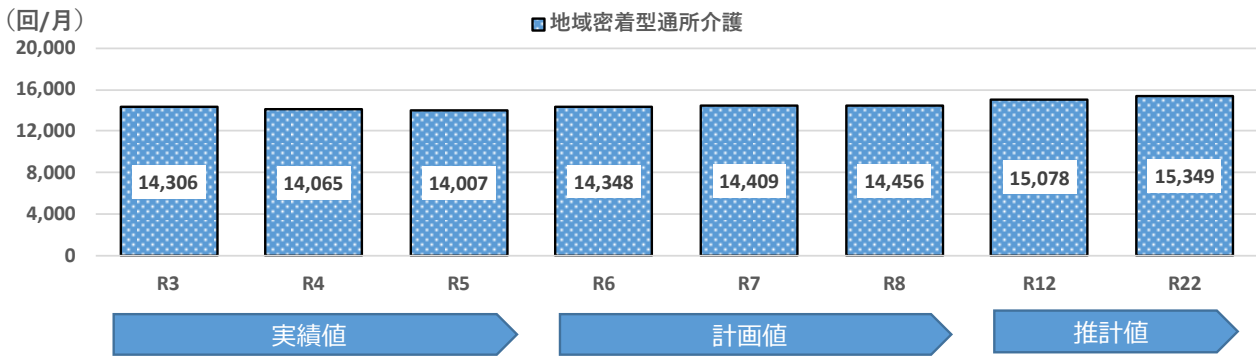
定員が18人以下の小規模な事業所に通い、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

在宅生活を支えるサービスとして需要が高く、介護サービス利用者満足度調査や介護サービス利用状況調査においても高い利用意向があるため、利用回数、利用者数とも増加するものと見込んでいます。

【利用回数】

(単位：回/月)

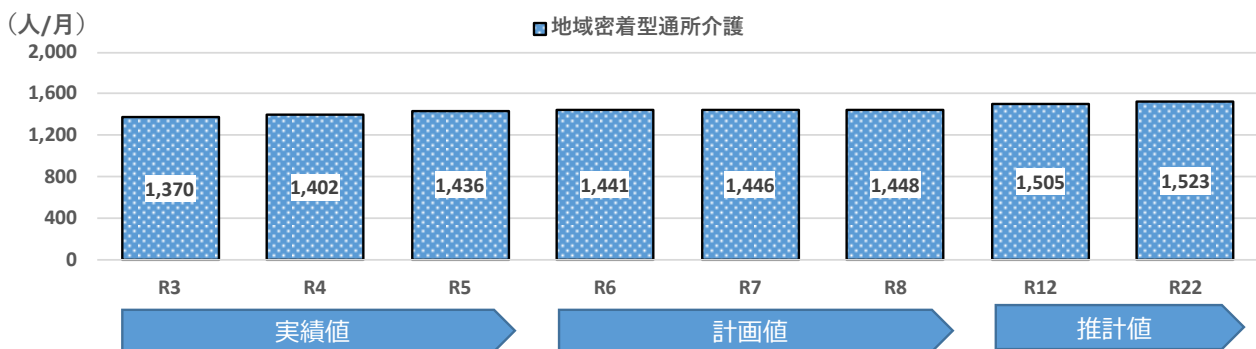
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
地域密着型通所介護	14,306	14,065	14,007	14,348	14,409	14,456	15,078	15,349



【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
地域密着型通所介護	1,370	1,402	1,436	1,441	1,446	1,448	1,505	1,523





③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

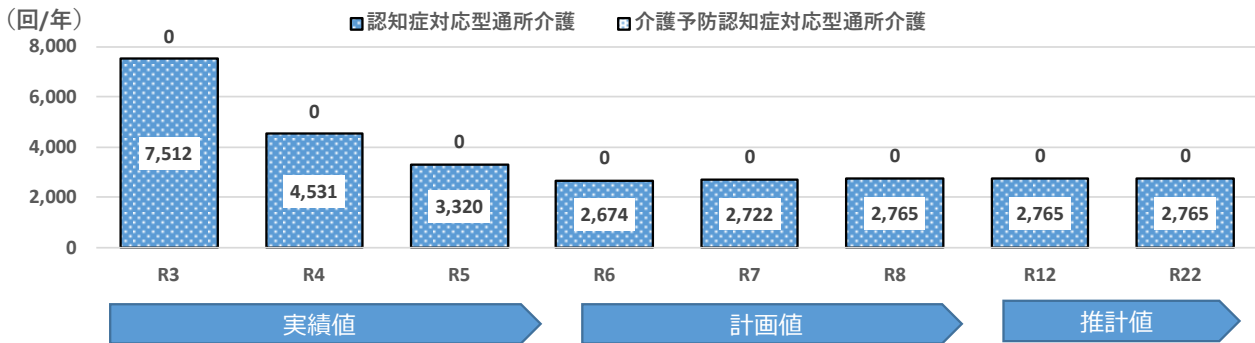
認知症の要介護者等ができるだけ居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、認知症高齢者を対象に、食事・入浴など日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。

令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、共用型を含め市内13か所となっています。過去の実績から利用者数は横ばいを見込んでいます。また、介護予防については実績がほとんどないことから、利用量は見込んでいません。

【利用回数】

（単位：回/年）

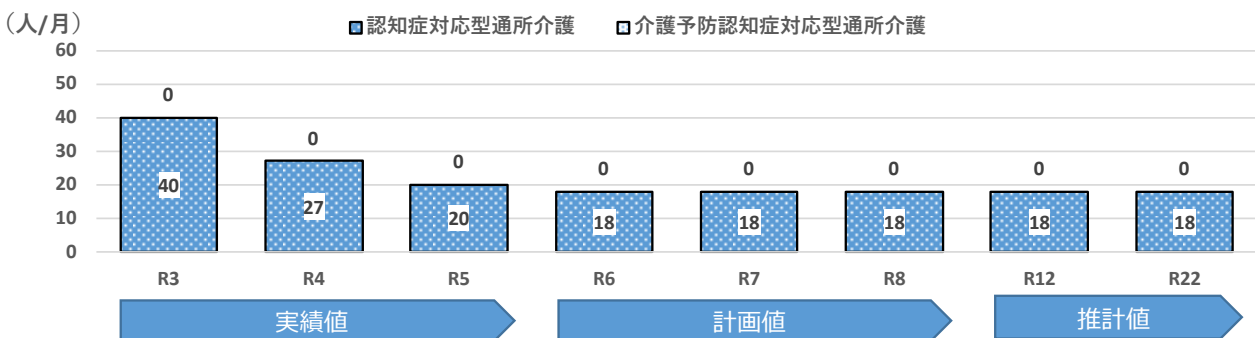
種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
認知症対応型通所介護	7,512	4,531	3,320	2,674	2,722	2,765	2,765	2,765
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0



【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
認知症対応型通所介護	40	27	20	18	18	18	18	18
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0



④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

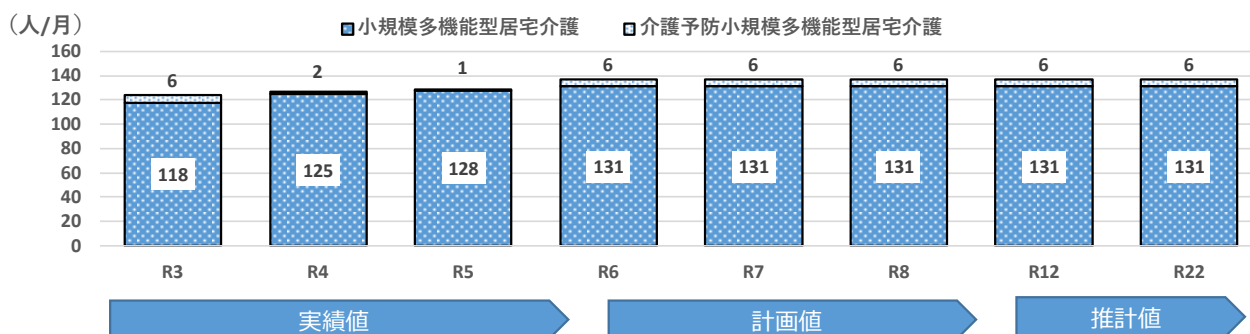
重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けるサービスです。

令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、市内6か所（定員170人）が整備されています。第9次計画期間における利用者数は、おおむね横ばいに推移するものと見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
小規模多機能型居宅介護	118	125	128	131	131	131	131	131
介護予防小規模多機能型居宅介護	6	2	1	6	6	6	6	6



⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

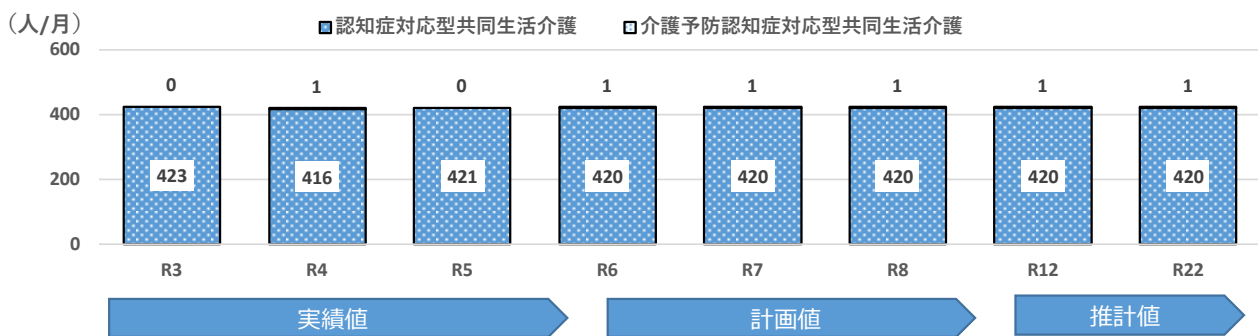
認知症高齢者が、グループホームにおいて、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けるサービスです。

令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、市内30事業所（定員445人）が整備されています。第9次計画期間における利用者数は、おおむね横ばいに推移するものと見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
認知症対応型共同生活介護	423	416	421	420	420	420	420	420
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1	0	1	1	1	1	1



⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

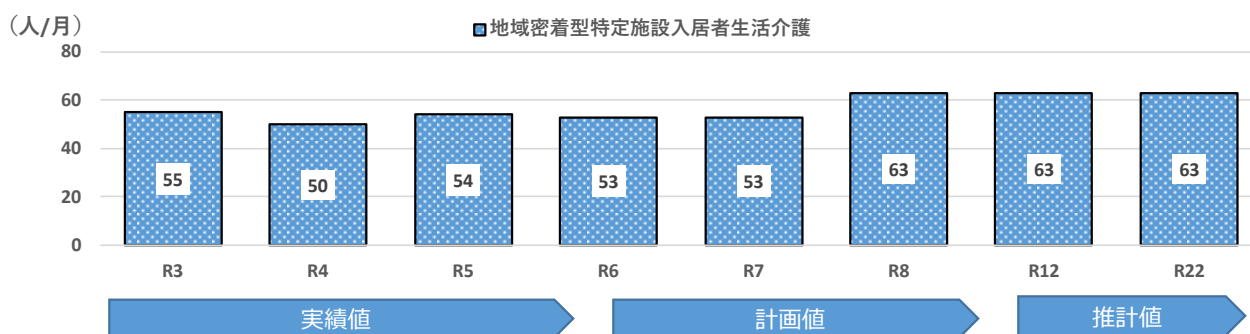
定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などを提供するサービスです。

令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、市内2か所（定員58人）が整備されています。第9次計画における1月あたりの利用者の推計値は、おおむね一定の利用者数で推移すると見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	55	50	54	53	53	63	63	63



⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

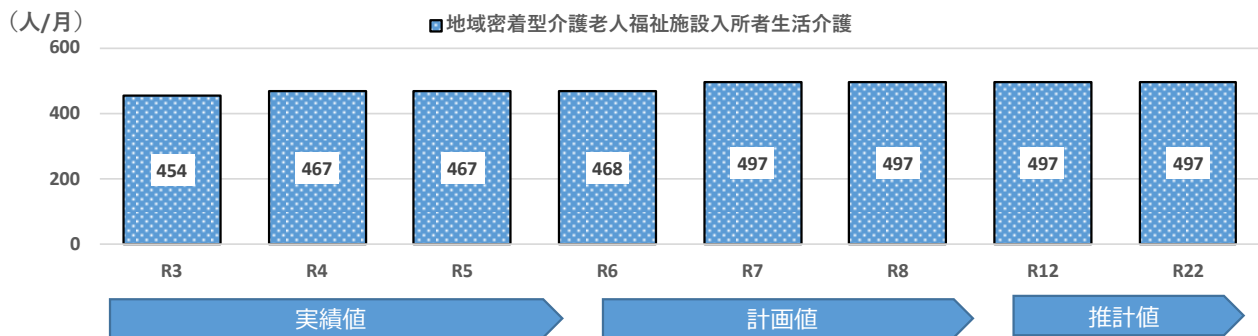
定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所する人に食事・入浴、機能訓練などのサービスを提供します。

令和5（2023）年度（第8次計画）末現在、市内17事業所（定員475人）が整備されています。現在の利用状況及び在宅での入所待機者の現状を踏まえ、利用者数は増加するものと見込んでいます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	454	467	467	468	497	497	497	497



⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

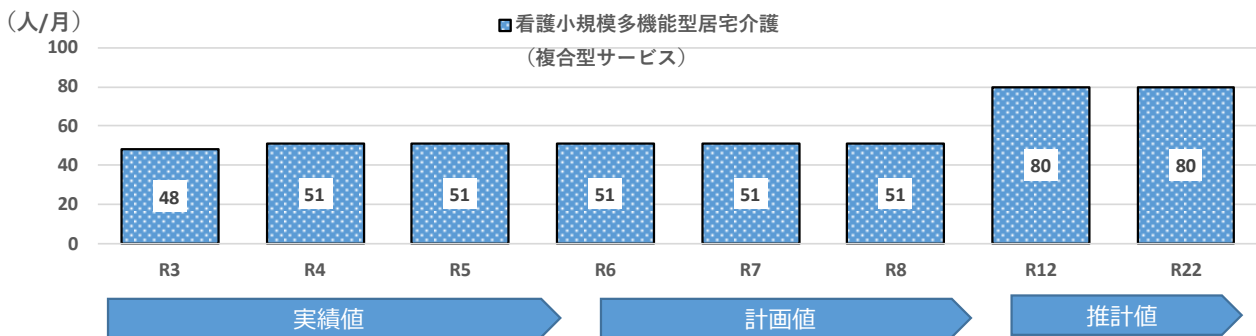
令和5（2023）年度（第8次計画）現在、市内2事業所（定員58人）が整備されています。利用者数は定員数と実績をもとに、第9次計画期間においてはおおむね一定の利用者数で推移するものと見込んでいます。

要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図り、サービスの普及に努めます。

【利用者数】

（単位：人/月）

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	48	51	51	51	51	51	80	80



(4) 日常生活圏域ごとの見込量

① 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

		令和6(2024)年度 利用者数 (人/月)	令和7(2025)年度 利用者数 (人/月)	令和8(2026)年度 利用者数 (人/月)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	東部圏域	12	12	12
	西部圏域	12	12	12
	南部圏域	18	18	18
	北部圏域	15	15	15
	中央部圏域	9	9	9
	甲府市全体	65	65	65
地域密着型通所介護	東部圏域	261	262	262
	西部圏域	256	256	257
	南部圏域	399	400	401
	北部圏域	328	329	329
	中央部圏域	198	199	199
	甲府市全体	1,441	1,446	1,448
認知症対応型通所介護	東部圏域	3	3	3
	西部圏域	3	3	3
	南部圏域	5	5	5
	北部圏域	4	4	4
	中央部圏域	2	2	2
	甲府市全体	18	18	18
小規模多機能型居宅介護	東部圏域	24	24	24
	西部圏域	23	24	24
	南部圏域	36	37	37
	北部圏域	30	30	30
	中央部圏域	18	18	18
	甲府市全体	131	131	131
認知症対応型共同生活介護	東部圏域	76	76	76
	西部圏域	74	75	75
	南部圏域	116	117	117
	北部圏域	96	96	96
	中央部圏域	58	58	58
	甲府市全体	420	420	420
地域密着型特定施設入居者生活介護	東部圏域	10	10	11
	西部圏域	9	9	11
	南部圏域	15	15	17
	北部圏域	12	12	14
	中央部圏域	7	7	9
	甲府市全体	53	53	63
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	東部圏域	85	90	90
	西部圏域	83	88	88
	南部圏域	130	138	138
	北部圏域	106	113	113
	中央部圏域	64	68	68
	甲府市全体	468	497	497
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	東部圏域	9	9	9
	西部圏域	9	9	9
	南部圏域	14	14	14
	北部圏域	12	12	12
	中央部圏域	7	7	7
	甲府市全体	51	51	51
介護予防認知症対応型通所介護	甲府市全体			
介護予防小規模多機能型居宅介護	甲府市全体	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	甲府市全体	1	1	1

② 地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスの必要利用定員数

		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
		必要利用定員数 （人/月）	必要利用定員数 （人/月）	必要利用定員数 （人/月）
認知症対応型共同生活介護	東部圏域	70	70	70
	西部圏域	72	72	72
	南部圏域	153	153	153
	北部圏域	90	90	90
	中央部圏域	60	60	60
	甲府市全体	445	445	445
地域密着型特定施設入居者生活介護	東部圏域	29	29	29
	西部圏域	29	29	29
	南部圏域	-	-	-
	北部圏域	-	-	-
	中央部圏域	-	-	-
	甲府市全体	58	68(+10) <sup>※</sup>	68(+10) <sup>※</sup>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	東部圏域	58	62	62
	西部圏域	87	92	92
	南部圏域	194	206	206
	北部圏域	87	92	92
	中央部圏域	49	52	52
	甲府市全体	475	504	504

※公募により10床増加予定



### (5) 養護老人ホームと軽費老人ホームの見込量

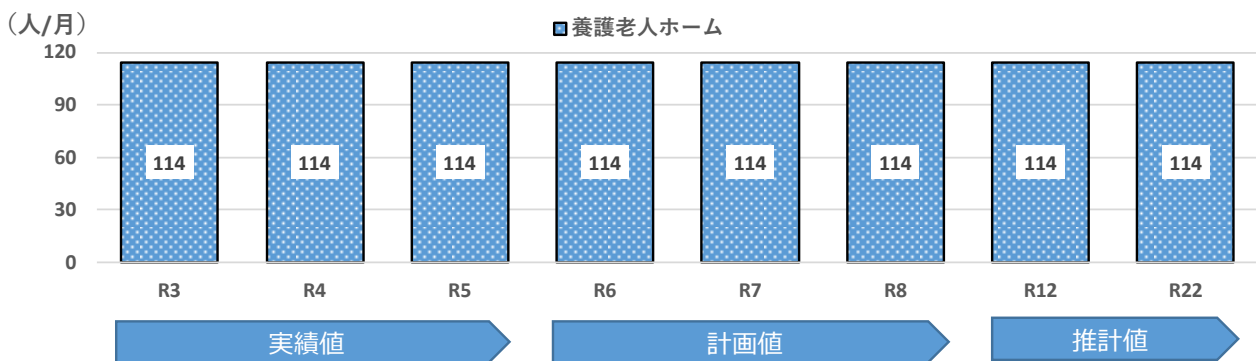
#### ① 養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に、入所により、入浴・食事・生活指導等のサービスを提供します。

【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
養護老人ホーム	114	114	114	114	114	114	114	114



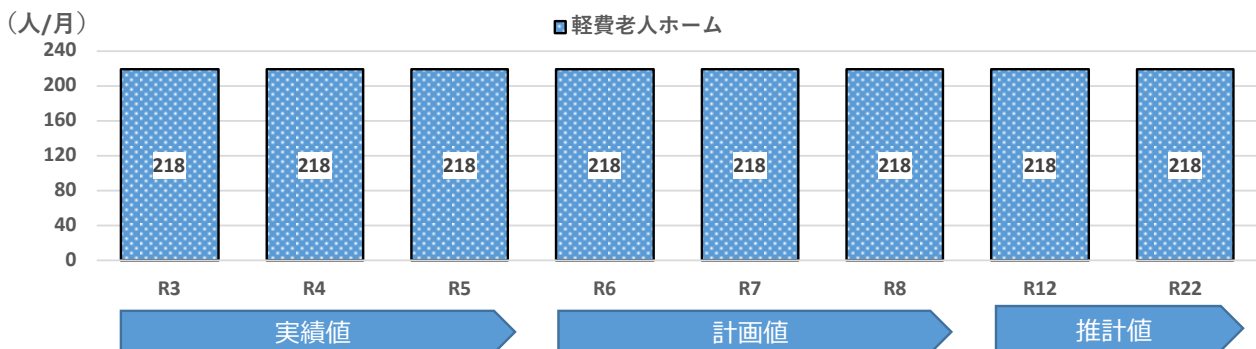
#### ② 軽費老人ホーム

60歳以上の、自立して生活することに不安がある身寄りのない人、家族による援助を受けることが困難な人が、比較的安い料金で入所し、食事や日常生活上必要なサポートを受けます。

【利用者数】

(単位：人/月)

種別	第8次【実績値（見込値）】			第9次【計画値】			中長期	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
軽費老人ホーム	218	218	218	218	218	218	218	218



### 3 介護予防・重症化防止と介護給付の適正化

介護保険制度が施行されて以降、サービス利用量の増加に伴い、介護保険給付費は増加し続け、保険料や保険財政に大きな影響を与えています。

このような状況の中で、介護予防・重症化防止に地域をあげて取り組みながら健康寿命\*を延し、「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまち」を実現し、合わせて介護給付費の増加を抑制し、持続可能な介護保険事業を運営していくことの重要性がますます高まっています。

本市では、介護予防・重症化防止と介護給付の適正化に関する数値目標を定め、数値目標の達成に向けて様々な取組を総合的に実施していきます。

#### (1) 介護予防・重症化防止への取組

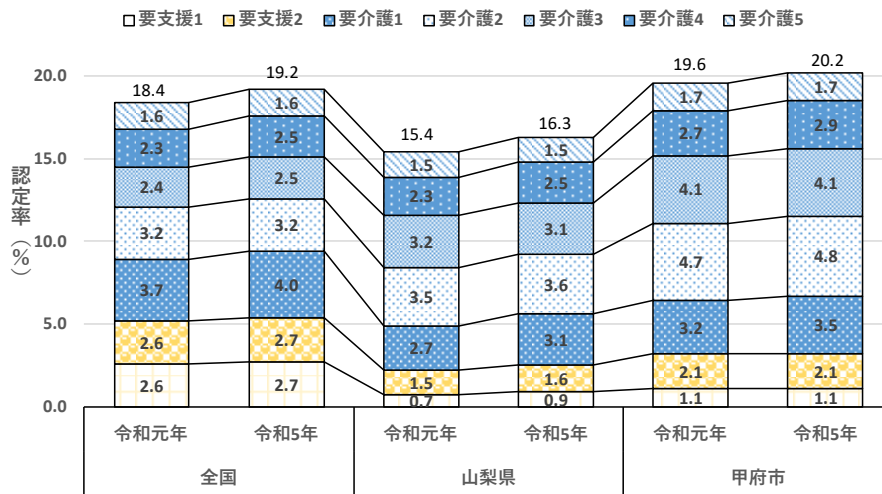
##### ① 数値目標

本市の認定率をみると、全国と比べて要介護2～3が高く、要支援1～2が低いという傾向があります。また、新規要支援・要介護認定の割合をみると、全国と比べて要介護1～3が高く、要支援1～2が低いという傾向があります。

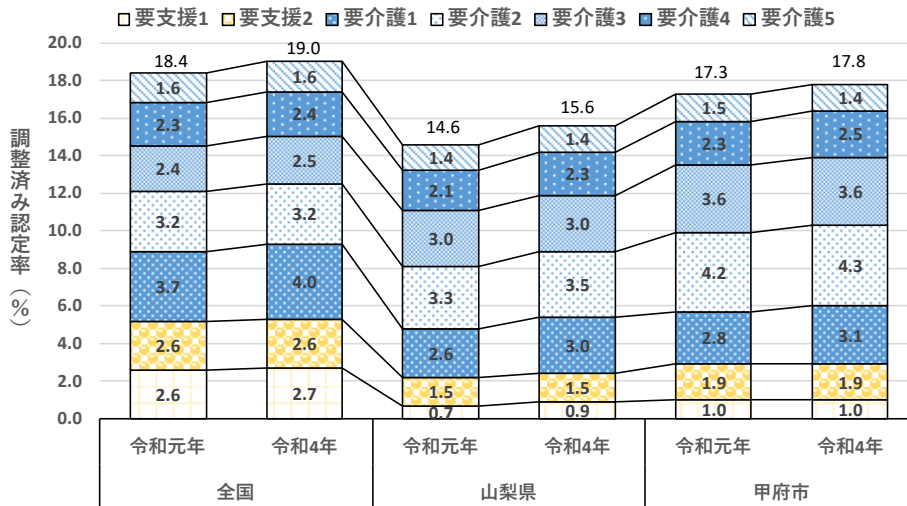
このため、介護サービスを利用していない高齢者の実態把握を行う中で、介護予防・重症化防止を推進します。

数値目標名	単位	実績値	目標値 (令和8(2026)年度)
要支援認定者のうち維持又は改善された人の割合	%	57.8	増加

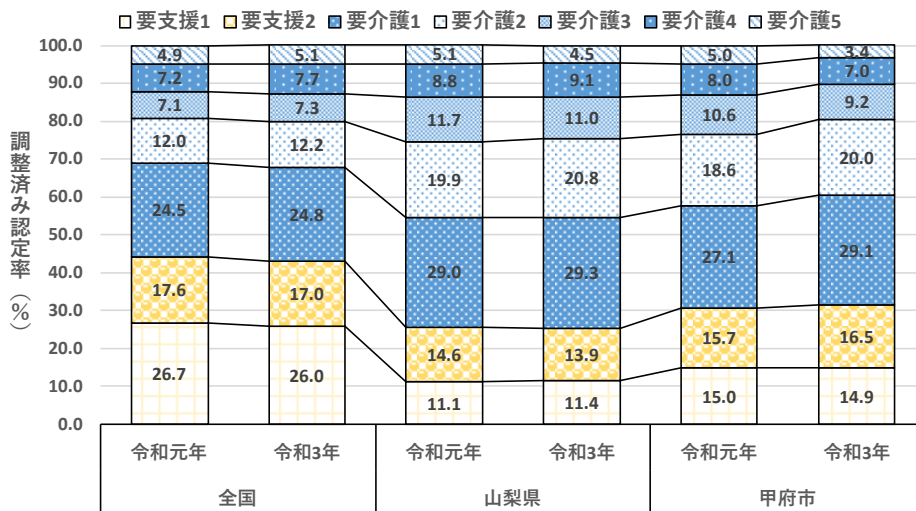
■認定率



■調整済み認定率



■新規要支援・要介護認定の割合



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム\* (令和5 (2023) 年11月21日取得)

## ② 数値目標の達成に向けた取組

### 1) 本人と家族の意識改革

本人が健康だと思っている、家族のサポートが厚い等の理由で、介護予防に意識が向かない元気アップ高齢者等を対象に、効率的な介護予防サービスの利用を発信・啓発します。

#### 〈関連の強い施策・事業・主な取組〉

施策	方向性	事業
施策4 地域における生活支援・ 介護予防の充実	方向性1 元気アップ高齢者の把握と支援	事業1 介護予防把握事業（元気アップチェック*）
	方向性5 家族介護者の生活の質の確保	事業14 家族介護支援事業

### 2) 地域ぐるみの介護予防・重症化防止の推進

介護予防・重症化防止の活動に身近な地域で参加しやすくするため、市民と協働\*しながら通いの場を充実します。また、事業者と連携しながら質の高い介護保険サービスを提供します。

#### 〈関連の強い施策・事業・主な取組〉

施策	方向性	事業
施策3 地域住民の支え合いと 専門職の連携の推進	方向性1 生活支援体制の整備	事業1 生活支援コーディネーターの活動
施策4 地域における生活支援・ 介護予防の充実	方向性2 生活支援・介護予防の推進	事業3 笑顔すこやか通所サークル事業
	方向性3 通いの場を活用した社会参加の促進	事業8 いきいきサロン

## (2) 介護給付の適正化への取組

### ① 数値目標

福祉用具に重点を置いたケアプラン\*点検や、住宅改修・福祉用具の現地調査を実施することで、受給者が安心してサービスを受けられる環境や事業者が適切にサービスを提供できる環境を維持していくことを目指します。

数値目標名	単位	実績値	目標値（令和8（2026）年度）
住宅改修・福祉用具の現地調査件数	件	-	10
要介護認定の適正化点検率	%	-	100
福祉用具に重点を置いたケアプラン*点検数	件	-	50

### ② 数値目標の達成に向けた取組

介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供する状況を維持するよう、「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」「ケアプラン\*の点検及び住宅改修・福祉用具の実態調査」「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業を実施します。

#### 〈関連の強い施策・事業・主な取組〉

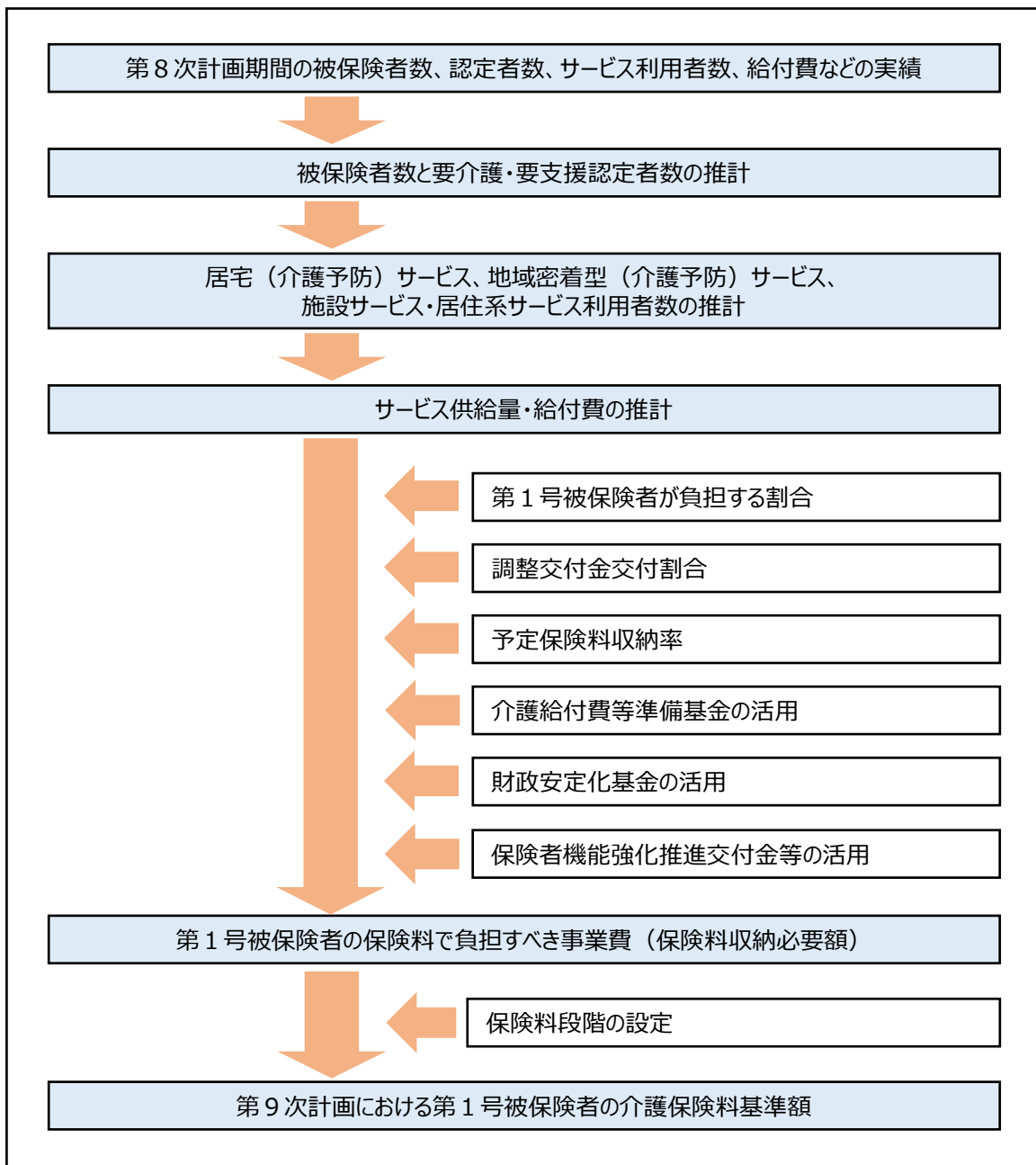
施策	方向性	事業
施策7 介護サービスの充実	方向性2 介護の質の向上に向けた取組	事業2 介護給付費適正化 3 事業

## 4 第1号被保険者の保険料基準額

### (1) 保険給付費等の算出方法

第8次計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに、第9次計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行った後に、保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定します。

#### ■サービス量・保険料推計の手順

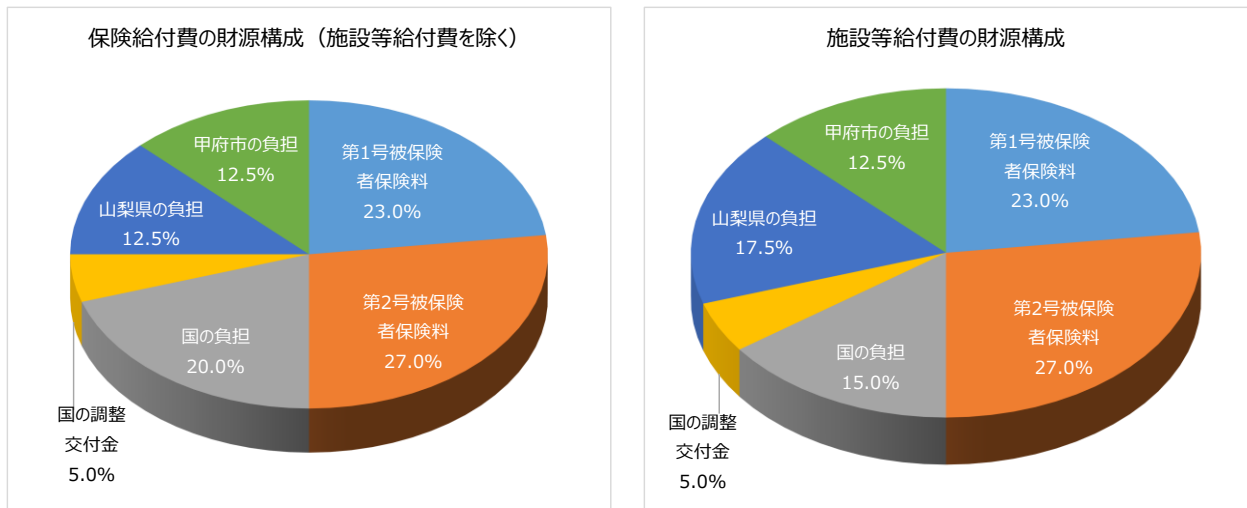


(2) 給付費の推計と第1号被保険者の保険料で負担すべき事業費

①第1号被保険者が負担する割合

ア 保険給付

介護保険の保険給付に要する経費は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。公費の負担割合は、施設等給付費（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費）とそれ以外の居宅サービス等に係る給付費とで異なり、それぞれの第9次計画期間における財源構成は次のとおりです。



(ア) 公費

		保険給付費の財源構成 (施設等給付費を除く)	施設等給付費の財源構成
国	負担金	20.0%	15.0%
	調整交付金	約 5.0%	約 5.0%
県		12.5%	17.5%
市		12.5%	12.5%
計		約 50.0%	約 50.0%

(イ) 保険料

●第1号被保険者保険料 (23.0%)

65歳以上の方が負担する保険料です。計画期間における保険給付費の23.0%を負担します。

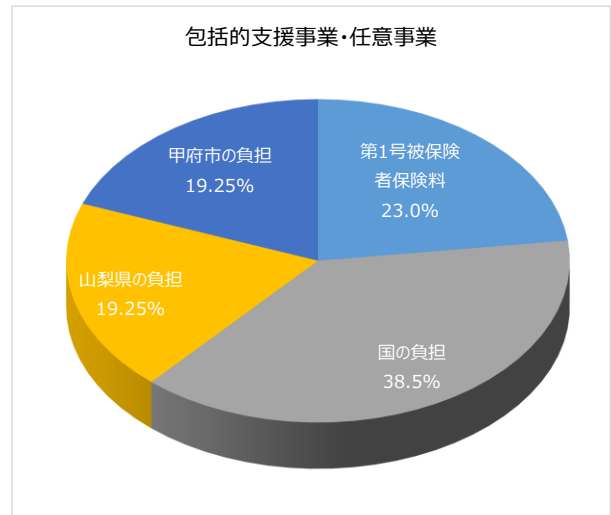
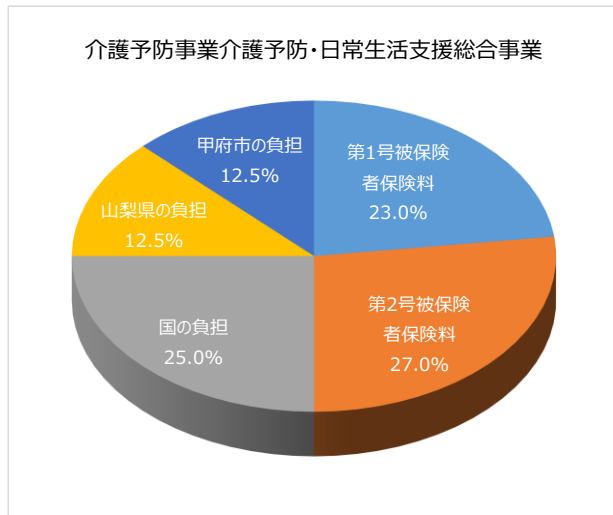
●第2号被保険者保険料 (27.0%)

40歳から64歳までの健康保険、国民健康保険等の公的医療保険に加入している方が負担する保険料です。社会保険診療報酬支払基金が、全国の第2号被保険者の保険料を集約し、計画期間の各年度における保険給付実績の27.0%が介護給付費交付金として交付されます。

期 年度	第1次 平成12（2000）年度～ 平成14（2002）年度	第2次 平成15（2003）年度～ 平成17（2005）年度	第3次 平成18（2006）年度～ 平成20（2008）年度	第4次 平成21（2009）年度～ 平成23（2011）年度	第5次 平成24（2012）年度～ 平成26（2014）年度
第1号 被保険者	17%	18%	19%	20%	21%
第2号 被保険者	33%	32%	31%	30%	29%
期 年度	第6次 平成27（2015）年度～ 平成29（2017）年度	第7次 平成30（2018）年度～ 令和2（2020）年度	第8次 令和3（2021）年度～ 令和5（2023）年度	第9次 令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度	
第1号 被保険者	22%	23%	23%	23%	
第2号 被保険者	28%	27%	27%	27%	

### イ 地域支援事業

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とで異なり、それぞれの財源構成は次のとおりです。国、県の負担については、地域支援事業に要する費用のそれぞれの負担割合に相当する額が地域支援事業交付金として交付されます。第2号被保険者保険料については、保険給付と同様に社会保険診療報酬支払基金が、全国の第2号被保険者の保険料を集約し、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の27.0%が地域支援事業支援交付金として交付されます。



	介護予防事業介護予防・日常生活支援 総合事業	包括的支援事業・任意事業
国	25.0%	38.5%
県	12.5%	19.25%
市	12.5%	19.25%
第1号被保険者保険料	23.0%	23.0%
第2号被保険者保険料	27.0%	-



## ②給付費の推計

第9次計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等を見込んだ上で、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用（標準給付見込額と地域支援事業費見込額）の合計を以下のように見込み、第1号被保険者負担分相当額を算出しました。

### ■標準給付見込額

（単位：人、千円）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9次計画 合計	令和12 (2030) 年度	令和17 (2035) 年度	令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度	令和32 (2050) 年度
保険給付費見込額	20,209,095	20,529,738	20,719,486	61,458,319	21,361,834	21,727,425	21,685,946	20,977,267	20,711,861
総給付費	18,940,757	19,252,162	19,438,431	57,631,350	20,069,366	20,411,964	20,379,882	19,711,219	19,458,415
介護給付費	18,696,960	19,001,261	19,178,090	56,876,311	19,801,629	20,142,786	20,119,240	19,455,722	19,200,577
予防給付費	243,797	250,901	260,341	755,039	267,737	269,178	260,642	255,497	257,838
特定入所者介護サービス等給付費	678,451	683,393	685,254	2,047,098	691,359	703,658	698,632	677,226	670,485
高額介護サービス費等給付費	519,554	523,428	524,853	1,567,835	528,427	537,827	533,986	517,625	512,473
高額医療合算介護サービス費等給付費	70,332	70,755	70,948	212,035	72,682	73,975	73,447	71,196	70,488
審査支払手数料	23,889	24,033	24,098	72,021	24,687	25,127	24,947	24,183	23,942
標準給付費見込額	20,232,984	20,553,770	20,743,584	61,530,339	21,386,521	21,752,551	21,710,894	21,001,450	20,735,803

### ■地域支援事業費見込額

（単位：人、千円）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	令和17 (2035) 年度	令和22 (2040) 年度	令和27 (2045) 年度	令和32 (2050) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	582,726	593,534	596,490	616,197	603,787	604,212	612,856	611,832
介護予防・生活支援サービス事業	538,093	545,157	550,807	569,002	557,544	555,018	565,918	564,971
訪問型介護予防事業	152,067	154,063	155,660	160,802	157,564	156,850	159,930	159,663
通所型介護予防事業	324,068	328,322	331,724	342,682	335,782	334,261	340,826	340,255
高額介護サービス事業	1,150	1,165	1,177	1,216	1,191	1,186	1,209	1,207
高額医療合算介護サービス事業	1,034	1,048	1,059	1,094	1,072	1,067	1,088	1,086
介護予防ケアマネジメント事業	59,774	60,559	61,187	63,208	61,935	61,654	62,865	62,760
一般介護予防事業	43,028	46,750	44,040	45,497	44,580	47,538	45,250	45,175
介護予防把握事業	8,583	8,696	8,785	9,076	8,893	8,853	9,027	9,012
介護予防普及啓発事業	12,915	13,081	13,216	13,652	13,377	13,317	13,578	13,556
地域介護予防活動支援事業	20,861	21,136	21,354	22,061	21,617	21,519	21,941	21,904
一般介護予防事業評価事業	0	3,159	0	0	0	3,159	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	669	678	685	708	693	690	704	703
審査支払手数料	1,605	1,627	1,643	1,698	1,663	1,656	1,688	1,686
包括的支援事業費	378,599	383,568	387,545	379,441	384,463	392,052	387,691	390,531
包括的支援事業	314,351	318,477	321,778	313,674	318,696	326,285	321,924	324,764
在宅医療・介護連携推進事業	22,639	22,936	23,174	23,174	23,174	23,174	23,174	23,174
認知症総合支援事業	13,254	13,428	13,568	13,568	13,568	13,568	13,568	13,568
生活支援体制整備事業	28,355	28,727	29,025	29,025	29,025	29,025	29,025	29,025
任意事業費	73,852	74,819	75,594	73,691	74,871	76,653	75,628	76,295
介護給付等費用適正化事業	4,467	4,526	4,573	4,458	4,529	4,637	4,575	4,615
認知症高齢者見守り事業	99	100	101	99	100	103	101	102
家族介護継続支援事業	4,840	4,904	4,954	4,829	4,907	5,023	4,956	5,000
成年後見制度利用支援事業	15,714	15,919	16,084	15,679	15,930	16,309	16,091	16,233
福祉用具・住宅改修支援事業	98	99	100	98	99	102	100	101
地域自立生活支援事業	47,988	48,617	49,121	47,884	48,651	49,809	49,144	49,577
認知症サポーター等養成事業	646	654	661	644	655	670	661	667
地域支援事業費 合計	1,035,177	1,051,921	1,059,629	1,069,329	1,063,121	1,072,917	1,076,175	1,078,658

### (3) 第1号被保険者の介護保険料

#### ①介護保険料基準額

第1号被保険者の保険料で負担すべき金額をもとに、第9次計画期間の介護保険料の基準額を試算すると、月額6,482円、年額77,780円となります。

#### ■第1号被保険者の介護保険料の推移

期 年度	第1次 平成12(2000)年度～ 平成14(2002)年度	第2次 平成15(2003)年度～ 平成17(2005)年度	第3次 平成18(2006)年度～ 平成20(2008)年度	第4次 平成21(2009)年度～ 平成23(2011)年度	第5次 平成24(2012)年度～ 平成26(2014)年度
年間	35,308円	36,499円	45,561円	49,990円	66,250円
月額	2,942円	3,042円	3,797円	4,166円	5,521円
対前次	-	+100円	+755円	+369円	+1,355円
期 年度	第6次 平成27(2015)年度～ 平成29(2017)年度	第7次 平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度	第8次 令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度	第9次 令和6(2024)年度～ 令和8(2026)年度	
年間	70,470円	77,780円	77,780円	77,780円	
月額	5,873円	6,482円	6,482円	6,482円	
対前次	+352円	+609円	±0円	±0円	

## ②保険料段階の設定

介護給付費の増加に伴い保険料負担が増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

第1号被保険者の保険料段階は、基準額（第5段階：保険料率 1.00）に対し、所得の低い層（第1～第4段階）で軽減した分を、所得の高い層（第6段階以上）が負担するという考え方で設計されています。第9次計画は、第8次計画の保険料負担段階設定を引き継ぎつつ、第1～3段階の保険料率（基準額に対する負担割合）を、低所得者の保険料を公費によって軽減する仕組み（公費負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4）を併用しながら引き下げ、被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定します。

### ■本市の保険料段階の推移

期年度	第1次 平成12（2000）年度～ 平成14（2002）年度	第2次 平成15（2003）年度～ 平成17（2005）年度	第3次 平成18（2006）年度～ 平成20（2008）年度	第4次 平成21（2009）年度～ 平成23（2011）年度	第5次 平成24（2012）年度～ 平成26（2014）年度
保険料段階	5段階	5段階	6段階	9段階 ・10階層	13段階 ・15階層
期年度	第6次 平成27（2015）年度～ 平成29（2017）年度	第7次 平成30（2018）年度～ 令和2（2020）年度	第8次 令和3（2021）年度～ 令和5（2023）年度	第9次 令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度	
保険料段階	13段階 ・14階層	13段階 ・15階層	13段階 ・16階層	15段階	

第9次計画における保険料段階は、以下の表のとおり変更となります。

<b>第1段階 (0.30)</b>	生活保護受けている方 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	<b>第1段階 (0.285)</b>	生活保護受けている方 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者
<b>第2段階 (0.50)</b>	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額をあわせて80万円以下の方	<b>第2段階 (0.485)</b>	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額をあわせて80万円以下の方
<b>第3段階 (0.70)</b>	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	<b>第3段階 (0.685)</b>	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方
<b>第10段階 (2.00)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	<b>第11段階</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上420万円未満の方
<b>第11段階 (2.10)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	<b>第12段階 (2.10)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上600万円未満の方
<b>第12段階 (2.20)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	<b>第13段階 (2.30)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方
<b>第13段階 (2.30)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	<b>第14段階 (2.50)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方
		<b>第15段階 (2.60)</b>	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上

### ③所得別保険料の設定

①～②を踏まえ、所得別保険料を次ページのように設定します。

#### ■第9次計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）における所得別保険料

所得段階	対象者	保険料率 (基準額に乗 じる割合)	保険料 (年額)		(参考) 第8次計画 (令和3年度 ～5年度)	保険料額 (基準額に乗 じる割合)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	0.285	22,170		第1段階	0.30	23,340
	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額をあ わせて80万円以下の方						
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額をあ わせて80万円超120万円以下の方	0.485	37,730		第2段階	0.50	38,890
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.685	53,280		第3段階	0.70	54,450
第4段階	市民税課税者がある世帯で、本人が市民税非課税及び課税年金 収入額と合計所得金額をあわせて80万円以下の方	0.90	70,000		第4段階	0.90	70,000
第5段階	市民税課税者がある世帯で、本人が市民税非課税及び第4段階に 該当しない方	1.00	77,780	基 準 額	第5段階	1.00	77,780
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	93,330		第6段階	1.20	93,330
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未 満の方	1.25	97,220		第7段階①	1.25	97,220
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上200万円未 満の方	1.30	101,110		第7段階②	1.30	101,110
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上290万円未 満の方	1.50	116,670		第7段階③	1.50	116,670
					第8段階①	1.50	116,670
					第8段階②	1.75	136,110
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未 満の方	1.75	136,110		第9段階	1.75	136,110
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上420万円未 満の方	2.00	155,560		第10段階	2.00	155,560
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上600万円未 満の方	2.10	163,330		第11段階	2.10	163,330
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未 満の方	2.30	178,890		第12段階	2.20	171,110
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円 未満の方	2.50	194,450		第13段階	2.30	178,890
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	2.60	202,220				

# 資料編

## 1 策定経緯

年月日	内 容
令和4 (2022)年 12月13日	甲府市介護予防・日常生活圏域二ーズ調査、 甲府市介護サービス利用者満足度調査、 甲府市介護サービス利用状況調査の実施 (回答期限 12月23日)
令和4 (2022)年 12月15日	甲府市在宅介護実態調査の実施 (回答期限 令和5年1月31日)
令和5 (2023)年 4月26日	第1回甲府市社会福祉審議会 ・委員の委嘱、諮問、審議会の概要、審議会運営要領、各専門分科会の臨時委員等 の指名、年間スケジュール
令和5 (2023)年 6月27日	第2回甲府市社会福祉審議会 ・「第5次健やかいきいき甲府プラン」計画策定について
令和5 (2023)年 6月28日	第1回甲府市高齢者福祉専門分科会 ・計画策定の概要について ・計画策定スケジュールについて
令和5年 7月10日	高齢者いきいき甲府プランに関するアンケート調査の実施 (回答期限7月28日)
令和5 (2023)年 7月25日	第2回甲府市高齢者福祉専門分科会 ・高齢者いきいき甲府プラン(令和3年～令和5年)の評価について
令和5 (2023)年 9月28日	第3回甲府市高齢者福祉専門分科会 ・アンケートの分析について ・次期計画における目標と施策体系について
令和5 (2023)年 10月26日	第4回甲府市高齢者福祉専門分科会 ・事業内容及び数値目標について
令和5 (2023)年 11月7日	第3回甲府市社会福祉審議会 ・策定背景と次期計画の基本理念(案)について ・第5次健やかいきいき甲府プランにおける各計画の概要
令和5 (2023)年 11月30日	第5回甲府市高齢者福祉専門分科会の実施 ・次期高齢者いきいき甲府プランの素案について
令和6 (2024)年 1月15日	パブリックコメント*の実施 令和6年1月15日～ 令和6年2月14日
令和6 (2024)年 2月21日	第4回甲府市社会福祉審議会 ・各計画概要について ・「第5次健やかいきいき甲府プラン」(素案)に対する意見の概要と市の考え方について
令和6 (2024)年 2月26日	甲府市社会福祉審議会への諮問事項に対する答申

## 2 甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要領と委員名簿

---

### （趣旨）

第1 この要領は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき設置する、甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下、「専門分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2 専門分科会は、高齢者福祉に関する事項のうち、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者いきいき甲府プラン（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）に関する事
- (2) その他高齢者福祉の施策に関する事

### （組織）

第3 専門分科会は、19人以内の委員及び臨時委員をもって組織する。

### （臨時委員）

第4 専門分科会を組織する臨時委員の任期は、3年以内とする。

- 2 臨時委員は、再任できる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公募委員は臨時委員とする。

### （会議）

第5 専門分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 専門分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は委員とみなす。

### （その他）

第6 この要領に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が専門分科会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## ●甲府市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員名簿

氏名	団体等の名称・役職	備考
外川伸一	元山梨学院大学教授	会長
山田文夫	甲府市社会福祉協議会（会長）	
茅野昭勇	甲府市シニアクラブ連合会（会長）	
潮かち子	甲府市愛育連合会（会長）	
星野和實	甲府市医師会（会長）	
志田昌子	甲府市食生活改善推進員連絡協議会（会長）	
根津宏次	甲府市介護サービス事業者連絡協議会（代表幹事）	
武井啓一	甲府市歯科医師会（会長）	
植松俊彦	甲府市薬剤師会（会長）	
佐藤悦子	山梨県看護協会（会長）	
河西保子	山梨県社会福祉士会（元副会長）	
甘利俊明	山梨県介護福祉士会（会長）	
加々美富明	甲府市自治会連合会（理事）	
武川弘宗	甲府市民生委員児童委員*協議会（副会長）	
立川勉	山梨県老人福祉施設協議会（副会長）	
鷺見よしみ	山梨県介護支援専門員協会（会長）	
矢島良夫	公募委員	
小澤紀志子	公募委員	
興石和也	公募委員	

## 3 用語解説

---

### 【あ行】

#### AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人間が知能によって遂行している問題解決や意思決定といった能力を、コンピューターをはじめとする機械を用いて模倣および再現するものです。

#### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称のことです。

#### SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17のゴールから構成されています。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせず地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行っている団体です。

### 【か行】

#### 元気アップチェック（基本チェックリスト）

介護が必要な状態になる原因となりやすい生活機能の低下を判定するため、厚生労働省が作成した「運動器・口腔・栄養・認知症・閉じこもり・うつ」に関する6分野25項目の質問票です。本市ではこの基本チェックリストに独自質問項目11問を加えて元気アップチェックとして実施しています。

#### 協働

住民、事業者、行政、NPOなど、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことです。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

#### ケアプラン

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うことです。

#### ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護者本人や家族らの希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討した



上で、介護保険制度に基づくサービスやその他の支援について関係者と調整し、介護の方向性や介護サービス利用日程等をまとめた「ケアプラン」を作成する専門職員のことです。

### 県央ネットやまなし 医療・介護情報検索システム

「県央ネットやまなし」（甲府市、甲斐市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、山梨市、甲州市、中央市及び昭和町の9市1町からなる「やまなし県央連携中枢都市圏」の愛称。）における在宅医療・介護連携の推進の一環として導入したインターネット上のシステムです。

住民の人が、地域の医療や介護に関する情報をマップなどから簡単に検索・閲覧することができる「住民向けサイト」と、医療・介護の専門職の人が、サービスの提供や他の専門職との連携に必要な情報のほか、国、自治体等が発信する情報を取得できる「関係者向けサイト」の2つから構成されています。

### 健康寿命

認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。

### 権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知症などで、判断能力が十分でない人が、自己の権利やニーズを自分自身で主張することが困難な場合に、本人の権利を守る援助者（後見人など）が、擁護、代弁、弁護しながら本人の権利の主張や自己決定をサポートすることです。

### 口腔機能

摂食（食べ物を捕える）、咀嚼（食べ物をかみ砕く）、嚥下（食べ物を飲み込む）の機能や発音する機能など、口から喉までの部分が行う機能のことです。「食べる・話す」など人が社会の中で健康な生活を営む上で、重要な役割を担っています。口腔機能低下とは、これらの機能が弱った状態のことです。

## 【さ行】

### サービス付き高齢者向け住宅

一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のことです。

### 在宅医療

医療を受ける者の居宅等において提供される保健医療サービスのことです。

### 在宅療養

医療・介護を受ける者の居宅等において、医療・介護等の支援を受けながら生活を送ることです。

## 主観的健康観

医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価する指標であり、死亡率や有病率等の客観的指標では表せない全体的な健康状態を捉える健康指標です。

## 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

## 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、健康の基本である食生活の改善を主なテーマにし、まず我が家の食卓、更には地域住民にも正しい食生活を定着させることを目指した活動をしているボランティアです。「食推さん」「ヘルスマイトさん」と呼ばれ、各地区食生活改善推進員会で活躍しています。

## 生活機能

人が生きていくための機能全体のことです。とくに高齢期では自立した生活を維持する能力は重要であり、世界保健機関（WHO）は生活機能の自立を高齢期の健康の指標とすることを1984（昭和59）年に提唱しています。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等に対し、本人の意思を尊重し法律行為の同意や代行などを行う等の保護や支援を法的に行うため、平成12（2000）年度に開始された制度です。本人の判断能力が低下した後に、その能力に応じ、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる法定後見制度と、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選び契約しておく任意後見制度があります。

## 【た行】

### ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けることです。

### 地域ケア会議（個別・自立支援型・高齢者地域支援会議）

多職種協働による実務者レベルの会議と、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、地域課題の解決に繋げる会議です。いずれも、地域包括支援センターが開催します。

### 地域包括ケア「見える化」システム

国が作成した、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。「見える化システム」とも呼ばれています。

## 地域包括支援センター

市町村又は市町村の委託を受けた法人が、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市に設置する機関です。

市町村が設定した地域において、介護予防事業のケアマネジメント業務と介護予防支援に総合的に取り組み、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行います。

## 低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態のことです。高齢になると、食事の量が減ったり、偏った食事をしたりする傾向にあるため、低栄養になるリスクが高まります。

## 【は行】

### 8050 問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことです。

## パブリックコメント

公的機関が規則などを定める際に、広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続きです。

## 福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所です。

## フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の体や心の活力が低下した状態のことです。「栄養」・「身体活動（運動）」・「社会参加」など、さまざまな原因が影響し合って起こります。「可逆性」という特性もあり、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができます。

## ボランティア

一般的には、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動といわれています。活動の性格として「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。また、ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

## 【ま行】

### 見守り活動

一人暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを、福祉の専門機関などにつなげていく、隣近所や民生委員・児童委員などが行う活動です。

### 民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市への協力を行うこととされています。

## 【ら行】

### リーフレット

1枚の紙を折りたたんでいる印刷物のことです。

### 老々介護

高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指します。

### ヤングケアラー

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子どものことです。

## 【わ行】

### ワーキンググループ

特定の問題を調査したり計画を進めるために作られた部会のことです。

## 高齢者いきいき甲府プラン

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

### 甲府市

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>